

独立行政法人 国際協力機構の 第4期中期目標期間（見込）評価

令和3年8月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

目 次

評価の概要	0-1
総合評定	0-2
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
No. 1 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保.....	1-1
No. 2 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進.....	2-1
No. 3 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現.....	3-1
No. 4 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築.....	4-1
No. 5 地域の重点取組.....	5-1
No. 6 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献.....	6-1
No. 7 多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大.....	7-1
No. 8 事業実施基盤の強化.....	8-1
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置、財務内容の改善に関する事項、安全対策に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項等	
No. 9 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり.....	9-1
No. 10 業務運営の効率化、適正化.....	10-1
No. 11 財務内容の改善.....	11-1
No. 12 安全対策	12-1
No. 13 効果的・効率的な開発協力の推進.....	13-1
No. 14 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進.....	14-1
No. 15 開発協力の適正性の確保.....	15-1
No. 16 内部統制の強化.....	16-1
No. 17 人事に関する計画.....	17-1
No. 18 短期借入金の限度額.....	18-1
No. 19 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、 当該財産の処分に関する計画.....	19-1
No. 20 施設及び設備に関する計画.....	20-1
No. 21 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）.....	21-1
No. 22 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い.....	22-1

第1章 略語表		
略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）
BBB	Build Back Better	より良い復興
CAFI	Central Africa Forest Initiative	中央アフリカ森林イニシアティブ
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
FVC	Food Value Chain	食を基軸とする付加価値の連鎖
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアティブ
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA 国別分析ペーパー
JDR	Japan Disaster Relief Team	国際緊急援助隊
JDS	Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship	（無償資金協力）人材育成奨学計画
JJ-FAST	JICA-JAXA Forest Early Warning System in the Tropics	JICA・JAXA 熱帯林モニタリングシステム
KMN	Knowledge Management Network	ナレッジマネジメントネットワーク
L/A	Loan Agreement	借款契約
NEDA	Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency	タイ周辺諸国経済開発協力機構
NEPAD	The New Partnership for Africa ' s Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構/開発援助委員会
OIE	Office International des Epizooties	国際獣疫事務局
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト

PALM8	The 8th Pacific Islands Leaders Meeting	第8回太平洋・島サミット
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
R/D	Record of Discussions	討議議事録
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	開発途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TOD	Transit Oriented Development	公共交通志向型都市開発
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修

評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国際協力機構		
評価対象	見込評価	第4期中期目標期間	
事業年度	中期目標期間	2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度）	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 上田 肇 課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 本田 誠 室長
主務大臣	財務大臣 （外務大臣及び財務大臣の共管項目：No.16「内部統制の強化」、No.18「短期借入金の限度額」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）		
法人所管部局	財務省国際局	担当課、責任者	開発政策課 藤井 大輔 課長
評価点検部局	財務省大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 伊藤 拓 室長
主務大臣	農林水産大臣 （外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：項目No.22「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し、農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	農林水産省輸出・国際局	担当課、責任者	国際地域課 吉岡 孝 参事官（新興地域担当）
評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課、責任者	広報評価課 常葉 光郎 課長
主務大臣	経済産業大臣 （外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目No.22「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し、鉱工業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。）		
法人所管部局	経済産業省貿易経済協力局	担当課、責任者	総務課 石上 庸介 課長
評価点検部局	経済産業省大臣官房	担当課、責任者	業務改革課 佐野 究一郎 課長

3. 評価の実施に関する事項
評価のために以下の手続等を実施した。 （1）理事長ヒアリング：令和3年7月14日 （2）監事ヒアリング：令和3年7月8日 （3）有識者からの意見聴取：令和3年7月14日

4. その他評価に関する重要事項
・特になし

総合評価

1. 全体の評定						
評定	A：中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		B	A	A	A	-
評定に至った理由						
法人に対する各項目別評定を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、A評定とした。特に考慮した内容は以下のとおり。 - 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評定について、評価対象 8 項目のうち、S 評定 2 項目、A 評定 6 項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。 - 大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評定について、評価対象 9 項目のうち、A 評定 3 項目、B 評定 6 項目と、全ての項目で所期の目標以上の成果を上げた。 2017 年度には予算執行管理に係る問題が発生したが、その後改善に向けた取組を着実に実施しており、全体として法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき実績等、全体評定に影響を与える事象はなかった。						

2. 法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。第4期中期目標期間（2017～2021 年度）のうち 2020 年度までの主な実績は以下のとおり。なお、特に 2020 年度に業務への大きな影響があった新型コロナについては、評価に当たって外部要因として考慮するとともに、それに対して法人が自主的な努力を行っていた場合等には積極的に評価を行った。 【開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保】 回廊開発支援等の質の高いインフラ整備を通じた地域の連結性強化に向けた取組は、我が国の主要な外交政策の一つである自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた重要な推進力となった。またその中で優れた本邦企業・技術の海外展開を推進することで、インフラシステム輸出戦略といった我が国の重要政策にも貢献した。 【開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進】 新型コロナ感染拡大に対し、各地域における保健・医療体制の強化に取り組むとともに、ケニア中央医学研究所やガーナ野口記念医学研究所をはじめとして、延べ70 か国に対し新型コロナ対策に係る支援を迅速に展開したこと、「JICA 健康と命のための手洗い運動」の下で48 か国において約200 件の感染症防止に係る啓発活動を実施したこと、感染症の影響を踏まえ水供給サービスの継続に向けた緊急的な支援等を実施したことなど、各分野において新型コロナに迅速かつ適切に対処した。これらを通じ、我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障の推進」やUHCをはじめ、開発分野での重要政策の実現に貢献した。また、同感染症流行以前においても、アフリカでのポリオ根絶の実現を始めとして各種感染症への対策に貢献するなど、顕著な成果を挙げた。加えて、我が国の特色のある協力として母子保健手帳に係る協力を展開し、国際的な認知度向上や利用の普及・拡大に積極的に取り組んだ。

【普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現】

アジアを中心とする各国における法制度整備支援を中長期的に実施し、支援国における法の支配の定着に寄与した。また、海上保安機関等の法執行機関の能力強化や、日本独自の知見を活かした行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援は、各国の自律的な発展に大きく寄与した。こうした取組を通じ、重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋の実現に大きく寄与した。

また、我が国が長年関与するフィリピン・ミンダナオでの支援は先方政府から高い評価を受けており、難民・国内避難民の自立化促進や児童労働撤廃等の課題に対する支援については、関係団体を巻き込むことでより効果的な課題解決に資するものである。

【地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築】

特に、環境・気候変動や防災等の分野において積極的な取組を実施し、国際社会における我が国のプレゼンス向上に貢献した。気候変動分野では「緑の気候基金」の日本の公的機関唯一の認証機関として取組を開始し、脱炭素社会に向けた現実的な移行のための支援として、途上国の行動変容やコミットメントを促すとの政府方針に沿った支援を行った。防災についても、仙台防災枠組み達成への取組を積極的に行ったほか、G20 大阪サミットで合意された海洋プラスチックごみに係る「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するための案件として、東南アジアにおける研究拠点形成に向けた協力を行った。廃棄物管理に関しても TICAD 7 で議論を主導し、成果文書策定へ貢献するなど、我が国が主催する重要な国際会議での公約の具体化に大きな貢献を行った。また、新型コロナの影響に対応した防災、環境管理、食料安全保障分野での臨機応変な取組を実施した。

【地域の重点取組】

複数の地域において新型コロナ対応として緊急支援円借款や資機材の供与を迅速に実施し、政府の政策実現に大きく貢献した。また、東南アジア地域では、コロナ支援と併せて、政府の重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋実現のための連結性強化や海上法執行能力の強化に資する取組に多くの進展が見られたほか、そうした取組への本邦企業の関与を促進した。

大洋州地域においても、パラオ国際空港の案件に見られるように、象徴的かつ自由で開かれたインド太平洋の実現や質の高いインフラ投資にも資する協力が推進された。南アジア地域では、過去最高水準の対インド新規円借款及び対バングラデシュ新規円借款の供与を行い、両国との関係深化に大きく貢献した。東・中央アジア及びコーカサス地域では、モンゴルやウズベキスタンでのインフラ分野における協力で顕著な進展が見られたほか、中国では法制度整備支援に従事した専門家が中国政府友誼賞を授賞するなどの成果を挙げた。中南米・カリブ地域では、日系社会との関係強化に注力した実績を上げたほか、日本開発研究プログラムの講座開設、中南米初のドル建て借款など、創意工夫を凝らした取組を行った。アフリカ地域では コロナ禍の制約の中でも ABE イニシアティブなど留学生事業において各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、機構の自主的な取組による創意工夫を発揮した。

上記の取組を通じ、各地域における外交政策の推進に大きく貢献するとともに、地域横断的事項である 自由で開かれたインド太平洋の実現へ向けた取組を具体化させるなど、我が国の重要政策やこれまでの国際公約達成に大きく寄与した。さらに、これらの取組を推進するに当たっては、各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、自主的な取組による創意工夫を発揮した。

【民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献】

開発協力大綱や SDGs でも重視されている開発への民間資金の活用や、政府全体の政策として「インフラシステム海外展開戦略 2025」等で推進する本邦企業による質の高いインフラ投資を一層推進

すべく、SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業等の様々な取組を積極的に推進し、高い成果を上げた。海外投融資の実施体制を強化し、規模として最大の承認額を達成したほか、2014 年度以前は 30%～40%台で推移していた円借款における日本企業受注率が 2016 年度以降は 60%以上に向上した。

中小企業を含む民間企業との連携強化に向け、国際機関や国内関係機関との連携の促進や各種の有識者会合の実施、機構内の組織体制強化に積極的に取り組み、また、新型コロナの影響を踏まえた、途上国に貢献しうる日本企業の有用な技術・製品について ODA 事業への活用可能性を調査する新たな取組を導入したり、海外渡航を前提とせずに実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とする制度設計を行うなど、自主的な取組が多数見られた。

【多様な担い手と途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大】

各主体との連携強化や各主体の開発協力への参加を促進するため連携協定等の締結や制度の改善等を含めて多様な取組を展開するとともに、そうした取組を通じて地方自治体や NGO/CSO といった各主体の有する知見等を途上国の課題解決に活用し成果を得た。また、2020 年度には協力隊全隊員の帰国やその後の遠隔での活動継続、地方での社会還元活動などに取り組み、強い逆風の中で可能な限りの成果を挙げた。さらに、JICA 開発大学院連携及び JICA チェアを開始し、途上国の開発人材・知日派人材の育成や大学の国際化に貢献した。

【安全対策】

「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき、国際協力事業関係者の安全確保のため、脅威情報の収集・分析・発信、各種安全管理・危機管理態勢を強化した。新型コロナの流行に際しては、約 6,000 人規模の事業関係者の避難一時帰国オペレーションの実施や、国別の対応要領の検討・作成、関係者への周知、渡航再開オペレーションの実施など、難易度が非常に高い業務を着実に実施した。

(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評価で指摘した課題、改善事項	各項目別評価に記載のとおり。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項

その他特記事項	第 4 期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。 ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。
---------	--

5. 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 評価 調書 No.
	2017 年 度	2018 年 度	2019 年 度	2020 年 度	2021 年 度	見 込	期 間 実 績	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
日本の開発協力の重点課題		A	A	A	-	A	-	(No. 1-5)
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	B○	A○	S○	B○	-	A○	-	No.1
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	A○	A○	S○	S○	-	S○	-	No.2
普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	-	<u>A</u> ○	-	No.3
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A○	S○	A○	A○	-	A○	-	No.4
地域の重点取組	A○	A○	S○	S○	-	S○	-	No.5
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A○	A○	S○	A○	-	A○	-	No.6
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	A○	S○	A○	A○	-	A○	-	No.7
事業実施基盤の強化	A	A	A	A	-	A	-	No.8
II. 業務運営の効率化に関する事項								
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	C	B	B	A	-	B	-	No.9
業務運営の効率化，適正化	B	B	B	B	-	B	-	No.10
III. 財務内容の改善に関する事項								
財務内容の改善	D	B	B	B	-	B	-	No.11
IV. 安全対策に関する事項								
安全対策	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	-	<u>B</u> ○	-	No.12
V. その他業務運営に関する重要事項								
効果的・効率的な開発協力の推進	B	A	A	A	-	A	-	No.13
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A○	B○	A○	A○	-	A○	-	No.14
開発協力の適正性の確保	B	A	B	B	-	B	-	No.15
内部統制の強化	C	B	B	B	-	B	-	No.16
人事に関する計画	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	-	<u>A</u>	-	No.17

注1：評価は「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に基づく S～D の5段階評価。

注2：重要度「高」の項目は各評語の横に「○」、難易度「高」の項目は各標語に下線を付す。

注3：下線部の項目（日本の開発協力の重点課題、民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大、事業実施基盤の強化）は、中期目標における一定の事業等のまとまりとして扱い、評価を行う。

以上

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.ー (一定の事業等のまとまり)	日本の開発協力の重点課題
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、TICAD VIナイロビ宣言、横浜宣言2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のためのG7伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関するG20原則、未来投資戦略 2018、成長戦略 2019、国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、平和と成長のための学びの戦略、新水道ビジョン、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ、美しい星への行動 2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーン（MARINE）・イニシアティブ
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国際協力機構法第13条
当該項目の重要度、難易度	ー
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成29年度～平成29年度～令和2年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成29年度～平成29年度～令和2年度行政事業レビューシート番号 0144無償資金協力、0145独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ					
①主要なアウトプット情報	項目 No.1 ～項目 No.5 の項目別の記載を参照				
②主要なインプット情報 *	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）	107,613	104,587	106,322	111,679	-
決算額（百万円）	193,476	201,957	188,343	133,436 ¹	-
経常費用（百万円）	100,229	106,569	99,955	78,140 ²	-
経常利益（百万円）	△ 11,222	△ 10,984	△ 4,927	△ 1,704 ³	-
行政コスト（百万円） ⁴	100,027	106,378	99,955	78,140 ⁵	-
従事人員数	1,370	1,378	1,377	1,371	-

* 中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No.1 から No.5 に細分していることから、「一定の事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標参照箇所： 3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲

¹ 暫定値

² 暫定値

³ 暫定値

⁴ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

⁵ 暫定値

滅)」から 3. (5) 「地域の重点項目」。
中期計画参照箇所： 1. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 1. (5) 「地域の重点取組」。
主な評価指標 3. (1) 「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5) 「地域の重点項目」に対応する指標。

3－4．年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 > 評価：A 根拠： 一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位5項目（No.1～No.5）では、S評価3項目、A評価2項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ3項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果得られていると認められるため。 < 課題と対応 > No.1からNo.5の各項目を参照。
--

3－5．主務大臣による評価

評価：A < 評価に至った理由 > 一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No.1～No.5）では、S 評価 2 項目、A 評価 3 項目と、全ての項目において所期の目標を上回る成果が得られることが見込まれると認められるため。 < 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 > 各項目参照。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋、インフラシステム輸出戦略、成長戦略、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）戦略、TICAD VIナイロビ宣言、横浜宣言 2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資のための G7 伊勢志摩原則、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、成長戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度 *	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1 から No.5 共通）
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度～令和 2 年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成 29 年度～令和 2 年度行政事業レビューシート番号 0144 無償資金協力、0145 独立行政法人国際協力機構運営交付金

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標 ⁶	目標値 / 年 ⁷	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
【指標 1-6】 ABE イニシアティブ 公約達成のための育成人材数長期研修等）	900 人 ⁸ (2013-2017)	-	279 人	119 人	-	-	-
【指標 1-6】 Innovative Asia 公約達成のための育成人材数（長期研修等） （人） ⁹	1,000 人 ¹⁰ (2013-2017)	188 人	208 人	166 人	184 人	71 人	-
②主要なインプット情報*			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）**			20,281	22,558	17,710	11,983 ¹¹	-

* 項目 No.1 ～ No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

⁶ 日本政府公約である ABE イニシアティブ及び Innovative Asia に示されている達成目標を基に設定する。

⁷ 2020 年度計画における目標値

⁸ ABE イニシアティブの目標値：2013 年から 2017 年に 900 人

⁹ 2017 年度及び 2018 年度は機構の留学生受入れ制度を通じたイノベーター・アジア事業に該当する長期・短期留学生の受入れ実績を集計していたが、2019 年度以降における長期留学生の実績については、文部科学省が実施する国費留学生制度を通じたイノベーター・アジア事業に該当する留学生の受入れ実績を集計する。

¹⁰ Innovative Asia の目標値：2017 年から 2021 年に 1,000 人

¹¹ 暫定値

** 項目 No.1 ～ No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1 ～ 4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標：

3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
持続的な経済成長の基礎の形成を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性にも留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。また、国境を越えた地域の発展と安定に貢献する国際経済回廊の整備やその沿線開発の支援を行う。

なお、各取り組みの相乗効果により、開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保に貢献するよう留意する。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域の実現のための支援を行う。その際、持続可能な都市・地域を実現するためのマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発を重視する。

イ 運輸交通・ICT

運輸交通網や流通施設、ICTの計画策定や整備に係る支援を行う。その際、地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ・ICTの整備を重視する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

エネルギー供給施設や電力系統等の計画策定や整備に係る支援を行う。その際、質の高いエネルギー供給とアクセスの向上のための低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステムの構築を重視する。

エ 民間セクター開発

ビジネス環境改善や貿易・投資促進、産業振興等のための支援を行う。その際、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善、産業基盤の強化のための職業訓練・高等教育を含む産業人材育成を重視する。

オ 農林水産業振興

商業的農業の振興等のための人材育成や態勢整備に係る支援を行う。その際、生産者の所得向上に向けた市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化を重視する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

公正で効果的・効率的な経済活動の基盤となる公共財政管理や金融・資本市場の制度整備等の支援を行う。その際、適正・校正・透明な財政運営及び金融部門の安定的な発展に向けた財政当局や金融当局の機能・能力向上を重視する。

中期計画

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発に貢献するため、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援する。協力に当たっては、対象都市や地域の問題を科学的、包括的に分析・検討し、公共交通の利便性、都市防災の強化等の都市環境の向上及び地域の連結性を高め

る回廊の開発を促進する。

イ 運輸交通・ICT

成長を続けるアジアをはじめとした開発途上地域のインフラ需要に呼応するため、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備を支援する。協力に当たっては、運営管理や維持管理等の支援との連携、環境社会配慮やジェンダー配慮を促進するとともに、自然災害への対応として道路防災にも取り組む等、インフラや物流の安全性の確保にも配慮する。その際、我が国企業を含む民間企業の活動の促進にも資することに留意する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップ解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献するため、電源開発と電力系統の整備等を支援する。協力に当たっては、地熱等の低炭素電源の開発、効率的なエネルギーシステムの導入促進等、低廉、低炭素、低リスクを組み合わせた持続可能性に配慮する。また、鉱物資源の開発・利用の持続可能性向上や質の高いエネルギー供給に資する人材の育成に取り組む。

エ 民間セクター開発

民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成のため、知的所有権等の産業基盤の整備や、企業活動に必要な産業人材の育成を支援する。特に、産業政策の改善、産業振興機関や貿易・投資促進機関の能力向上、ビジネス環境の改善及び職業訓練・高等教育を含む産業人材育成等に取り組む。

オ 農林水産業振興

高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。特に、優良品種等の普及、営農・技術普及の改善、残留農薬対策・各種認証取得推進、流通システムの改善、市場志向型農業の推進、6次産業化や一村一品等による地域活性化に向けた人材育成や体制整備に取り組む。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

健全な政府財政や金融市場等の基盤を構築するため、適正な歳入確保と予算執行管理に資する政府予算管理、内部監査、税務や税関等の財政運営の強化、中央銀行の機能の強化、金融仲介機能や資本市場の整備等を支援する。その際、戦後の経済成長やバブル崩壊後の不良債権処理、規律に基づいた行政運営等の我が国の経験を活用する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は2．参照）

- ・ 都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況（SDGs Goal 11 関連）
- ・ 地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及び ICT 環境整備に係る支援の実施状況（SDGs Goal 9（9.1, 9.c）関連）
- ・ 質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況（SDGs Goal 7 関連）
- ・ 現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（8.1, 8.2, 8.3, 8.5, 8.6, 8.8, 8.9）, Goal 9（9.2, 9.5）関連）

- ・ 産業基盤の強化に資する，職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.3，4.4）関連）
- ・ 生産者所得向上に資する，市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.3，2.a）関連）
- ・ 適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する，財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 8（10，a），Goal 10（4，5），Goal 17（1）関連）

3-2. 業務実績

No.1-1 都市・地域開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
持続可能性分析を含むマスタープラン策定都市数	3件 ¹²	3件	5件	5件	3件	
公共交通志向型開発戦略提案数	5件 ¹³	5件	3件	5件	3件	
ステークホルダー会議開催数	14回 ¹⁴	95回	16回	36回	40回	

(1) 持続可能な都市・地域開発への貢献

① 土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等

- インド、ケニア、マダガスカル等11か国19都市において、土地利用計画及びインフラ計画を含むマスタープランの策定等を支援し、都市・地域行政の能力強化に貢献した（各年度）。
- スリランカ・キャンディ都市圏では、遺産地区の保全及び価値向上を目的に、開発ビジョン及び詳細地区計画を策定した。その際、現地関係者から丁寧にニーズを汲み取ることで、対象都市の人々のライフスタイルや価値観を重視した魅力あるまちづくりを推進した（2018年度）。
- タイが抱える高齢化等の社会問題を踏まえ、地方都市の特徴や将来を見据えた都市開発コンセプトを確立し、機構事業で提案した新たな地方都市開発の方向性が、タイ政府の「第12次国家経済社会開発計画」及び「20か年国家戦略」に反映された（2019年度）。
- 都市・地域の課題を俯瞰的に理解・分析し政策立案ができる人材育成を目的に留学生プログラム「持続可能な開発」を開始した（2020年度）。

② 都市環境の向上

- 公共交通指向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の提案を、これまでフィリピン、コンゴ民主共和国、ボリビア等延べ11か国で策定した（各年度）。
- タイ・バンスー地区のスマートシティ構想策定支援として、スマートシティ開発に向けた組織や事業モデル、ロードマップ等を提案した（2019年度）。
- インドネシアでは、中部スラウェシ復興に向けて、ハザードマップ及び空間計画の作成、インフラ復興計画の作成、生計回復事業の実施を支援した（2019年度）。また、モザンビークでは

¹² 2015 年度実績

¹³ 2015 年度実績

¹⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、56 回

2019年3月に発生したサイクロン・イダイによる被災からの復興支援に当たり、「より良い復興（Build Back Better：BBB）」の実現を図るため、ハザードマップの作製を支援するとともに、甚大な被害を受けた学校の復旧事業を実施した（2019年度）。

③ 地域の連結性を高める回廊の開発

- 東西経済回廊整備支援として、ベトナム、ラオス、タイ、ミャンマーをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した。また、南部経済回廊整備支援として、ベトナム、カンボジア、タイをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した（各年度）。
- 西アフリカ「成長の環」回廊の取組において、都市と地域の均衡ある発展の推進を考慮したマスタープラン策定等に取り組んだ結果、回廊開発計画と実施枠組みが公式に承認された（2017年度）。
- 物流システム・ロジスティクスの開発マスタープランの策定及び組織・人材育成に係る案件形成・実施を通じて、都市と地域の均衡ある発展に向けた回廊アプローチ等を推進した（2018年度）。

④ その他本中期計画期間内での成果

- マダガスカルでは、インフォーマルセトルメントの現状把握を含む現地調査を実施し、調査結果を総合開発計画へ反映する等、社会的弱者を含む利害関係者との合意形成に考慮した都市・地域開発に取り組んだ（2017年度）。
- ネパールでは、開発計画の一部となる復興計画を住民参加型で策定した際に、男性の出稼ぎ労働者が多い地方部での女性の参加を重視し、女性組合の設立や女性を対象とする農業、畜産活動の支援等を実施した結果、女性組合による共助の仕組みが強化され、災害に強いコミュニティの礎が構築された（2017年度）。
- バングラデシュでは、機構の20年以上にわたる協力を経て、同国政府念願の近代測量に基づく全国デジタル地形図が初めて完成した（2018年度）。
- エジプト「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が、人材育成と遺物の保存修復の支援を行ってきた功績が評価され、読売国際協力賞を受賞した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 持続可能な都市開発（スマートシティ開発を含む）や回廊・地域開発を通じて、SDGs Goal11「包摂的で安全かつ強じんな持続可能な都市及び人間居住を実現する」及びSDGs Goal9「強じん（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献した。
- モンゴルでは、SDGs達成のための「持続可能な開発ビジョン2030」に基づき、国家開発計画の策定支援を行い、モンゴルによるSDGs達成に向けた取組を促進した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- アジア、アフリカ地域の都市部における新型コロナによる影響評価、並びに8か国を対象としたプログラム形成調査を実施した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナの蔓延に対して、都市分野では分野の枠を超えた横断的なアプローチを通じこれまでの人的アセットや新しいパートナーとの連携を通じて感染症に強い安全な都市に変化していくことが求められている。SDGs達成のロードマップへの復帰と、強じんな社会システムの構築に向けて、プログラム形成準備調査を通じた新しい発想の事業提案や資金協力を通じたインパクトの確保を図っていく。また、スマートシティやTOD等の新たな都市開発課題に対しては、デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の技術協力・資金協力の手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を積極的に提案していく。

No.1-2 運輸交通・ICT

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
旅客数及び貨物量	15	旅客数： 945千人/日 貨物量： 344千トン/日、 3,501 TEU/日、 2,192台日	旅客数： 2,586千人/日 貨物量： 336千トン/日	旅客数： 1,229千人/日 貨物量： 303千トン/日	旅客数： 1,549千人/日 貨物量： 167千トン/日 2,621 TEU/日	旅客数： 千人/日 貨物量： 千トン/日
運輸交通に係る 研修実績数	860人 ¹⁶	854人	836人	672人	607人	人
運営・維持管理 の協力数又は支 援との連携数	4.25件 ¹⁷	23件	11件	8件	8件	件

(1) 持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備の支援

- インドネシア、フィリピン、バングラデシュ等計約50か国において計約250件、持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT環境の整備に資する事業を実施した（各年度）。

① 運営管理・維持管理等の支援との連携

- 道路アセットマネジメントに係る最先端の研究・開発を実施している内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」（以下、SIPインフラ）」との間で協力覚書を締結し、SIPインフラの研究関係者、東京大学を含む全国の13大学、インフラ事業者及び自治体等から成る協力体制を整え、海外展開・人材育成推進のプラットフォームを構築した（各年度）。
- SIPインフラ事業との連携の一環で、岐阜大学とザンビア大学間の技術交流に関するMOU締結

¹⁵ 新たに統計を取る取組のため基準値なし

¹⁶ 前中期目標期間（2013-2015）実績平均

¹⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

支援を行ったほか、同事業で開発された日本の道路インフラ点検・モニタリング技術、補修技術をバングラデシュ、ケニア、フィリピンにおける機構の技術協力プロジェクトを通じて試行導入した。

- フィリピン、ベトナム、ミャンマー等における人材育成等を通じて都市鉄道等による基幹交通網の運営・維持管理能力の向上等に貢献した（各年度）。

② 環境社会配慮やジェンダー配慮の促進

- ミャンマーでは、円借款によって支援される車両の車内設備が快適になることによる女性の利用しやすさを促進するとともに、同効果を含めYouTubeを通じ広報した（2020年度）。
- バングラデシュでは、公共交通機関におけるICカード導入・普及を通じ、男性乗務員との接触機会減少により女性の利用促進、ひいては社会進出支援を促進する支援に取り組んだ（2019年度）。
- ウガンダでは、道路整備事業において支線道路の改修工事の際に女性も参画する計画を含めることで女性の社会進出促進に取り組んだ（2020年度）。
- インフラ整備ではいずれの事業でも環境社会配慮を徹底した上で実施した（各年度）。

③ インフラ及び物流の安全性の確保

- コンゴ民主共和国の首都キンシャサの道路整備事業において、日本企業による施工品質の高さ、工事中の安全対策や迂回路計画、粉塵対策等周辺住民に配慮した施工計画が相手国政府から高く評価され、「日本コンゴ大通り」に改称された（2017年度）。
- ホンジュラス、ニカラグア、サモア 等において自然災害リスクの最小化や、安全性・安心性・持続可能性の確保等に配慮した運輸交通インフラ整備を通じて、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブに取り組んだ（2017年度）。
- 物流・交流拠点となる港湾や空港の整備とともに、運営・維持管理体制の強化を、ラオス、モンゴル、東ティモール、タンザニア、カンボジア、バングラデシュ等で実施した（各年度）。
- 東南アジアの南部経済回廊の要所に位置するチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）の改修が完了し、開通式典にてフン・セン首相の高い評価を得た（2019年度）。
- 2020年8月にモーリシャス沖で発生したWAKASHIO号の座礁事故による重油流出事故を受け、航行安全・海難防止に資する協力を形成すべく迅速に情報収集・確認調査を行うとともに、安全な海上交通の確保に資する技術協力プロジェクト等の協力案の検討を行った（2020年度）。
- タイ、カンボジア、バングラデシュの3か国で交通安全に関する事業を形成した（2020年度）。

④ 日本企業を含む民間企業の活動の促進

- インド初の高速鉄道開業に向けて、幹部及び技術者・実務者向けの研修や、詳細設計・制度整備等を支援した（各年度）。
- ラオス・ビエンチャン国際空港にて、増大する航空旅客需要に対応した国際線旅客ターミナルビル拡張等を支援した。本事業は、本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化事業であり、機構はラオス公共事業運輸省と本邦企業関係者に対して必要な支援を行った（2018年度）。
- ミャンマーでは、円借款を通じて支援したティラワ地区港にて、機構の側面支援を経て、棚上

組、STJ Thilawa Terminal Co., Ltd.（住友商事㈱、豊田通商㈱、㈱JOINの合併企業）、ミャンマー物流企業のコンソーシアムが運営を開始した（2019年度）。

- モンゴルでは、円借款及び技術協力で支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得した。また、パラオでは、海外投融資によって支援した国際空港の運営事業に双日㈱、JATCO㈱が参画した（2019年度）。
- インドネシア・ジャカルタでは同国初の都市高速鉄道（MRT）が2019年3月に開業した。計画策定から制度支援、人材育成、車両、土木、信号通信までオールジャパンによる切れ目のない協力を展開した。現在も延伸区間等で協力実施中（各年度）
- 機構が設立した道路アセットマネジメントプラットフォームを通じて、国内の道路アセットマネジメントに関する技術の海外展開に向けて国内研究者と意見交換を重ね、開発途上国での活用が期待できるJIPテクノサイエンス㈱が開発した「i-DRIMS」（道路の平坦性を簡易に測定可能な路面性状把握システム）をケニアの機構事業にて試行的に導入した。その結果、ケニア全土の道路にて年1回の路面性状計測が定着した。また、同社代理店契約が締結され、ケニア関係機関が同システムの購入に至った（2019年度）。

⑤ ICT化及びDXの推進

- カンボジア、インド、ウガンダにおいて、都市交通問題の解消に向けた日本の高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport System）の導入に取り組み、日本方式の信号制御システム（MODERATO）の活用を推進した（2017年度、2018年度）。
- スリランカでは、地上波デジタル放送日本方式（ISDB-T）採用国への協力として、周波数計画策定、地デジ移行ロードマップ策定、技術規格策定等を支援した。また、ボツワナでは、アナログ放送停波（ASO：Analogue Switch Off）に向けて支援し、日本以外で初めてのASOリハーサルを成功させた。ペルー及びアンゴラでは、地上デジタル放送や緊急警報放送システム（EWBS：Emergency Warning Broadcast System）の導入を支援した（2019、2020年度）。
- 宮崎市、宮崎大学、宮崎市内の民間IT企業等との連携の下で、日本市場を念頭に置いたICT人材育成プログラムのモデルづくりや情報処理技術者試験の普及等、バングラデシュ・コンピュータ評議会による人材育成関連事業の実施能力向上を行った。その結果、2020年度末までに累計265人の技術者が育成され、うち186人が日本（50人が宮崎県）から内定を獲得した。これを通じ、労働人口の減少が進む日本の地方企業と、豊富な若年層の就労先が不足しているバングラデシュ双方の課題解決に貢献した（2018～2020年度）。
- ブータンでは、デジタルものづくり工房（ファブラボ）による技術教育・普及促進プロジェクトにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の影響で現地での事業立ち上げが困難ななか、他のファブラボと連携しながら人材育成に取り組んだ（2020年度）。
- ICT立国を目指すルワンダでは、ICT分野の起業及びイノベーション促進のための政策枠組みづくりを支援した。その一環で「250スタートアップ」という起業家支援プログラムの実施や全国3か所のイノベーションハブの設置等に取り組み、ルワンダ地場の49社のスタートアップ企業が本プロジェクトのプログラムを卒業、17社が日本企業と協働し、10社が現地企業と組んで実証事業を行う等エコシステムの形成ができた（各年度）。
- 機構内にSTI・DX（Science Technology and Innovation & Digital Transformation）室を新設し、それまでのICT分野の支援に加え、DXによる社会課題の解決に取り組む体制を整備した（2020年度）。

⑥ その他本中期計画期間内での成果

- インド高速鉄道支援において研修や専門家派遣等の多角的な支援を通じて詳細設計、技術基準策定、実施機関の組織整備及び人材育成等に取り組んだ（各年度）。
- インドネシアでは、円借款で整備したジャカルタMRT南北線が本格運行を開始し、ラッシュ時の移動時間の短縮（片道1～1.5時間から約30分に）等、利便性の大幅な改善に貢献した。また、本事業は、マスタープラン策定から建設・人材育成まで、オールジャパンによる取組で完成させた初の海外都市鉄道事業として、令和元年度土木学会賞（技術賞）を受賞した（2019年度）。
- タジキスタンにおける道路維持管理に係る技術協力の取組を通じて、同国が抱える道路分野の課題解決に向けた取組を推進した。その高い貢献度を踏まえ、専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」等を受賞した（2019年度）。
- インドでは、「デリー高速輸送システム建設事業」におけるバリアフリーの取組を評価され、同事業が「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞した。また、「チェンナイ地下鉄建設事業」の市民に対する貢献度の高さから、同事業の実施機関が「National Project Excellence Award」を受賞した（2019年度）。
- ガーナの首都アクラでの国際回廊道路における交差点改良事業において、人材教育、品質管理、安全管理に尽力し、2020年6月の完工まで、日本国内で一定期間労働災害を発生させなかった事業場に対して授与される無災害記録証の授与時間を超える無事故・無災害244万時間を達成した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- ターゲット9.1「すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強じんなインフラを開発する」に資する案件をアジア、アフリカ地域を中心に実施した。
- ターゲット3.6「2020年までに世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」に直接資する案件をタイ、マレーシアで形成したほか、各種道路、橋梁整備案件の計画・設計に際し、交通安全向上を念頭に置いた設計とした。
- ターゲット9.c「後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるように図る」に資する案件をミャンマー、ブータンで実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍により各種研修をオンラインで開催した。また、道路アセットマネジメント等の長期研修員の選考面接や研究支援をオンラインで実施した。
- 医療機関に対する遠隔支援やデジタル技術の活用による感染症対策を支援するための調査を実施し、既往案件での活用や感染拡大が深刻な国での案件形成に取り組んだ。また、モンゴルでは濃厚接触者追跡アプリ開発の側面支援を行った。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

モータリゼーションの進展は人間生活に多大な便益をもたらした一方で、交通事故、交通渋滞、交通

公害等の各種障害を引き起こしている。交通事故をはじめとする各種の交通障害は、人間、機械及び環境の各要素が複雑に絡み合っているため、各分野の知見を集約し、望ましい道路交通の在り方を探求すべく道路交通安全イニシアティブの立ち上げを図るとともに、分野を超えた横断的な取組を検討していく。また、開発途上国の多くで都市化が進み、交通渋滞が深刻化するなかで、公共交通（都市鉄道、バス）の利用を促進することは、脱炭素社会を実現する上でも極めて重要である。そのことから、公共交通イニシアティブを立ち上げ、公共交通システムの更なる普及を促進する。

No.1-3 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
初期電化・供給増・安定化等の裨益想定人口	385.5万人 ¹⁸	113万人	861万人	933万人	234万人	万人
質の高いエネルギー分野の研修実績数のうち、資源の絆研修実績数	582人 ¹⁹ うち9人	559人 うち17人	410人 うち14人	387人 うち25人	175人 うち17人	人 うち 人
電力開発に係る新規計画策定数	19件 ²⁰	10件	8件	4件	3件	件

(1) エネルギーアクセスの改善への貢献

① 電源開発及び電力系統の整備

- ミャンマー、インド、モザンビーク等計28か国において計46件、電源開発及び電力系統の整備に資する事業を実施し、各国における電力アクセスの向上や効率的なエネルギー利用の促進に貢献した（各年度）。
- スリランカでは、環境面及びエネルギー安全保障面を考慮した2040年までの長期電源開発計画及び送電線開発計画を策定した（2017年度）。
- モザンビーク、パラオ等で、電力開発マスタープランを策定した。特にモザンビークでは、同国政府の高い評価を得て、マスタープランの全章が閣議で承認され、同国エネルギー開発の長期ロードマップとなった（2018年度）。
- ウズベキスタン、バングラデシュ、エジプト等で、電力システムの高効率化に資する支援を行った。また、ケニア、マラウイ、セネガル、コートジボワール、ベナン等で電化率向上・電力供給安定化に資する案件形成のための調査を、本邦企業のもつ強みも考慮しつつ実施した（2018年度）。
- 機構が2005年に作成した実効性の高い地方電化計画に基づき、円借款を通じて農村部16,241世帯の電化に取り組んだブータンにおいて、農村電化率が事業実施前の56.3%から97%へと大幅に改善したことが同事業の事後評価を通じて確認された（2018年度）。
- アゼルバイジャンでは、円借款で同国の電力の10%を供給するシマル複合火力発電所の2号機が完工した。設計から完工まで約12年にわたり尽力した専門家が同国大統領より「進歩勲章」を

¹⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

¹⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

²⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、76 件

受章した（2019年度）。

- ブータン、ラオスで、電力開発マスタープランを、イランでクリーンエネルギー全体計画を策定した。また、ラオス、パプアニューギニア、パキスタン、バングラデシュ、ケニア、ウズベキスタン、ミャンマー、カンボジア、ヨルダン、ケニア、ウガンダ、マラウイ、シエラレオネ、モザンビークでは、発電所の運営・維持管理や、送配電網の計画・保守能力強化を実施した（各年度）。

② 地熱等の低炭素電源の開発、効率的なエネルギーシステムの導入促進

- ハイブリッドアイランド構想の具現化に向けて、ハイブリッド発電システム導入に係る広域事業、ソロモン首都圏での2030年の再生可能エネルギー100%達成に向けたロードマップ策定支援。パラオでは、発電に占める再生可能エネルギー割合45%を目指したロードマップ策定支援等を実施した（2017～2019年度）。
- ケニアでは、IoTを活用した地熱発電所の運営維持管理のための人材育成について、ケニア電力公社、国連工業開発機関（UNIDO）、機構の3者間で協力覚書に署名した（2017年度）。
- ジブチにおいて地熱資源開発のための試掘実施に向けた支援を開始した（2019年度）。
- 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」やソロモンにおける再生可能エネルギーロードマップの策定等を通じ、再生可能エネルギーの導入を促進した（2019年度）。
- コスタリカでは、地熱開発による再生可能エネルギーの事業（ラスパイラスⅡ）が完工し、コスタリカ大統領も参加の上で完成式典が実施された。本事業は、中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合で地熱最優秀賞を受賞したほか、三菱日立パワーシステムズ㈱のタービンが導入された（2019年）。
- ヨルダンやスリランカでは、変動性再生可能エネルギーの増加を見据えた電力供給安定化のための、電力公社の能力強化支援を開始した（2020年度）

(2) 鉱物資源の開発・利用の持続可能性向上や質の高いエネルギー供給に資する人材の育成

- 開発途上地域の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派・親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する目的で、2013年度より「資源の絆プログラム」を継続した。2020年度まで累計25か国127人を受け入れた（各年度）。
- 同プログラムでは、開発途上国の鉱物サンプル採取と当該国の鉱業関係機関とのネットワーク形成を目的とした海外フィールド調査及び本邦企業・行政機関等でのインターンシップ等を行い、2020年度末まで累計200件以上を実施した（各年度）。
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と包括的連携に関する基本協定書を締結し、地熱・金属資源開発分野における連携・協力を強化していく方針を確認した（2020年度）。

(3) その他本中期計画期間内での成果

- インド・バンガロール市での配電自動化事業を中心とした取組が高く評価され、機構がSKOCH Awardの最上位の賞を受賞した（2019年度）。

(4) SDGs 達成に向けた貢献

- エネルギーへのアクセス向上や、低炭素エネルギーの利用に向けた取組を通じて、SDGs Goal7（す

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する）及びSDGs Goal13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）に貢献した。

- また、安価かつ持続的なエネルギーの安定供給は、社会経済の安定と持続的成長のために重要な開発課題であり、その観点でも、エネルギーの有無で影響を受ける数多くのSDGs（質の高い保健、教育、水・衛生サービスの提供等）に貢献した。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 「資源の絆プログラム」において、リモートでのモニタリング面接や修了時プレゼンテーション、特別プログラムの実施を通じ、可能な限り通常のオペレーションとなるよう取り組んだ。帰国生を含む留学生との関係維持強化にも取り組み、SNSを活用したネットワークを構築し、定期的な情報発信に努めた。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

コロナ禍により現地での技術移転や本邦受入による研修実施が困難な状況となったため、技術協力や各種調査、研修では、必要に応じて相手国側にも遠隔通信用機材を導入しつつ、全てリモートでの技術移転や情報収集を行った。一方、現地での対応が必要な電力設備の保守・点検などの技術移転や、コロナ禍での設備の運転状況等に関する情報収集については、課題が残る結果となった。今後、デジタル技術等を積極活用し、遠隔での技術移転の可能性を広げる取組を検討する。既に留学生プログラム（「資源の絆」）では、SNSを活用した帰国生とのネットワーク強化に取り組んでいるが、帰国後の活動フォローに一層取り組む。

No.1-4 民間セクター開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
貿易・投資促進や経済特区開発等に係る協力数	38.5件 ²¹	81件	95件	132件	144件	件
職業訓練・高等教育機関の能力向上等に係る協力数	9.5件 ²²	2件	4件	5件	7件	件

(1) 民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成

- ベトナム、インド、ケニア等計54か国において計144件、民間主導の経済成長に必要な海外からの直接投資促進や国内企業の育成に資する事業を実施した（2017～2020年度）。

① 知的財産等の産業基盤の整備

- ミャンマーの知的財産制度に係る助言を継続した結果、著作権法が100年以上ぶりに改正され、国際的な基準を満たした知的財産法制が整備された（2019年度）。また、商標法の施行を見据え

²¹ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、154 件

²² 前中期目標期間（2012-2015）実績は、38 件

た商標登録手続き等の対応を支援した（2020年度）。

② 企業活動に必要な産業人材の育成

- 日本式経営と本邦・現地企業のビジネスマッチングの取組として、ベトナム現地企業経営者が日本式経営を学ぶ「ハイフォン経営塾」の1期生が研修で来日し、北九州市と協力してビジネスマッチングを実施した（2017年度）。
- ラオス日本センターにおいて、ビジネスマンを対象とした「LJIビジネスカフェ」や若手企業家育成のための「スタートアッププログラム」、中小企業経営者向けの「経営塾」等を開始し、実践力の高い産業人材育成に取り組んだ（2017年度）。
- カンボジア日本人材開発センターの受講生で、アイデアや技術があっても自国内での資金調達が困難なカンボジア起業家に対して、日本センターを通じたクラウドファンディングによる資金調達支援を行い、新たな資金調達の道をつけた（2020年度）。
- ベトナム日本センターが実施する日本的経営に関する経営塾コースが人気を博し、2009年開始時の年間1コース16名から、同4コース120名に拡大した。また、受講者であるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構と共催でCEO商談会を実施したところ、参加者の約半数が一定の合意に至る等活発な商談が行われたほか、モンゴルやミャンマーの日本センターでも同様の商談会を実施した（2018、2019年度）。

(2) 産業政策の改善

- バングラデシュの投資促進、ビジネス環境、経済特区開発及び産業振興を一体的に支援する「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」を開始し、日本・バングラデシュ官民合同経済対話とも連携して政策・制度の改善に向けた協力を開始した（2017年度）。
- インドネシアでは自動車、電気電子及び食品加工分野の国際競争力強化に向けた取組検討のための調査を継続し、省庁横断型会議体による政策対話の会合にて政策提言を行った。その結果、産業高度化に資する新たな減税制度（研究開発・人材育成に取り組む企業に対する大幅な減税制度）が導入された（2019年度）。

(3) 産業振興機関や貿易・投資促進機関の能力向上

- エチオピア「産業振興プロジェクト」では、産業政策立案、投資促進・工業団地開発、国際市場をターゲットとする産業の育成による貿易促進を包括的にを行い、本邦企業のエチオピア進出支援を視野に入れた事業展開に着手した（2017年度）。
- ミャンマーでの直接投資促進に向けた機構の包括的な取組もあり、トヨタ自動車㈱が完成車工場建設による同国初進出を決定した。同社の新規工場建設によるASEAN域内への進出は1996年のベトナム以来24年ぶりとなった（2019年）。
- バングラデシュでは、円借款「外国直接投資促進事業」を通じて、同国経済特区庁と日系商社との間で、日系専用工業団地の開発に関する合弁契約が締結された。日系企業専用の経済特区が開発されるのは同国初であり、機構の包括的な取組の結果、投資許認可や各種手続きに係るワンストップサービスセンターが正式に開所された（2019年度）。

(4) ビジネス環境の改善

- TICAD VIでの総理宣言を踏まえ、NEPAD（The New Partnership for Africa's Development：アフリカ開発のための新しいパートナーシップ）事務局と「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の合意文書に署名し、同イニシアティブを立ち上げた。また、ケニアで開催した第2回カイゼン知見共有セミナーにおいて、アフリカ各国に加え、マレーシア、アルゼンチン等の参加を得て、生産性向上機関のネットワークを強化した（2017年度）。
- アジア地域における投資促進・産業振興として、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、インド等で本邦・現地企業間のリンケージ強化に向けたサプライチェーン構築を支援した（2018年度）。
- TICAD VIの公約（カイゼンを取り入れる工場等で生産性30%向上）に対して、2018年度にエチオピアで支援した企業は平均で39%の生産性向上等を達成したほか、2018年度に事業が完了したガーナでは、支援した254社の生産性が平均37%向上し、公約の達成に貢献した（2018年度）。
- 機構イニシアティブでアフリカ地域を対象にカイゼン優良企業を表彰する「アフリカ・カイゼンアワード」を初開催し、関係各国で広く報道されたほか、国内で独自にカイゼンアワードを企画する国が複数出てくる等、アフリカにおけるカイゼン活動の更なる活性化を促進した（2019、2020年度）。
- コロナ禍でイノベーター的なアイデアを有し、迅速に課題に対応し得るスタートアップを含む起業家支援を目的に、アジア及びアフリカでビジネスコンテストを開催した（2020年度）。

(5) 職業訓練・高等教育を含む産業人材育成等

- 2015年日・ASEAN首脳会議の公約（2015、2017年に40,000人育成）を達成した（2017年度）。
- イノベーター・アジアでは、累計384人の長期研修員を受け入れ、日本企業・研究機関等（AI関連企業、国立研究機関、大手電機メーカー等）を主な受入先としたインターンシップを実施した。その結果、2019年秋の修士課程修了生の約1/3が日本企業へ就職、あるいは日本の大学の博士課程に進学した。また、累計240人の短期研修員を受け入れ、日本企業との交流機会を含むプログラムを提供した。（各年度）
- ABEイニシアティブでは、2017年度までに累計1,100人を受け入れ、TICAD VIの政府公約（2013年から2017年にかけて900人受入）を上回る実績を達成したほか、2018年度までに累計1,219人を受け入れ、TICAD Vの公約（2014～2018年に1,000人）を上回る形で達成した。また、インターン受入登録企業も当初の100社から2020年度には616社に増加した。また、2019年のTICAD 7で発表がなされた「ABEイニシアティブ3.0」の達成に向けては、新型コロナウイルス感染拡大による渡航制限があったものの、オンラインによる受講を含め、2020年度まで累計152人の研修員を受け入れた（各年度）。さらに「ABEイニシアティブ3.0」では、ABEイニシアティブ以外の機構の長期研修員等にも「ビジネス・プログラム」の提供を開始（2020年度まで累計133人）した。
- アフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等にて継続的に人材育成を進めた結果、アフリカにおける産業人材育成人数は、TICAD VIの公約（2016～2018年で3万人）を大きく上回る累計69,767人に達した（2018年度）。
- アセアン工科系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）では、国際共同教育プログラムの新設や分野別学術会議の開催、修士及び博士課程のジョイントディグリーやダブルディグリープログラム含む国際共同教育プログラムの実施を通じ、東南アジアと本邦の工学系トップ大学間のネッ

トワークを強化した（各年度）。

- ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）に設置された汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）の教育・研究能力の強化支援を行い、今中期計画期間を通じて、修士課程修了生190人、博士課程修了生63人を輩出した（各年度）。また、エジプト科学技術大学（E-JUST）では、今中期計画期間を通じて、180人の工学修士・博士を輩出したほか、計11か国64人の留学生を受け入れた（各年度）。

(6) その他本中期計画期間内での成果

- 日本のベンチャーキャピタルである㈱サムライインキュベートに対し、アフリカ起業家向けの新規ファンドの設置・運用を通じた知見の整備、及び機構への提言取りまとめについて調査委託した（2019年度、2020年度）。
- インドにおける裾野産業の育成に係る取組において、プロジェクト関係者が日本デミング賞委員会から「海外推進、普及功労賞」を受賞した。同賞は品質管理（TQM：Total Quality Management）の普及・推進に関し、優れた業績のあった者に対して3～5年に1度の頻度で原則1人が選ばれるものである（2019年度）。
- 機構主導で世界観光機関（UNWTO：The World Tourism Organization of the United Nations）と連携して開発中の「観光開発SDGs指標ツールキット」が、SDGsに対する観光の貢献の最大化に資する事業という位置づけで、北海道倶知安宣言にて、バイドナーの事業で唯一明文化された（2019年度）。

(7) SDGs達成に向けた貢献

- 民間セクター開発分野の取組（投資促進・産業振興、起業家・企業育成等を含む上記取組）を通じて、SDGs Goal 8、9、17の推進、すなわち、包摂的かつ持続可能な経済成長の促進、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進に貢献した。
- 2018年度に、機構は観光開発による各SDGs達成への貢献可能性について、UNWTOと共同調査を行い、観光開発は適切な目標設定により17全てのSDGsの達成に貢献し得る分野であり、それを正当に評価するための効果測定指標の必要性が喫緊の課題として確認した。これを踏まえ、観光開発事業の効果測定のための指標の策定等を開始した。

(8) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 各日本センターにて、オンラインによるビジネスコース、信金中金と連携した商談会への参画（ベトナム）、日本留学フェア等を実施した。また、日本センターでの活用に向けたオンライン研修コンテンツの開発とシステムの試行的導入を進めた。
- 新型コロナの影響によりイノベティブ・アジアでのインターンシップの実施が危ぶまれたが、受入先と協力の上、リモートと対面を組み合わせた柔軟な受入を実現した。
- コロナ禍を踏まえ、マレーシア日本国際工科院（MJIT：Malaysia-Japan International Institute of Technology）の教員・学生が日本の協力で整備したラボを活用し、医療従事者への飛沫感染を防ぐシールド装置の開発を行う等の貢献をした。

(9) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

従来から新興国、開発途上地域の中小企業は技術、資金調達、人材育成体制が脆弱であったが新型コ

コロナにより状況は深刻化している。これに対応すべく、遠隔技術等の活用により、危機をビジネス機会に転換するためのビジネスコンテストのフォローや人材育成強化等、ウィズコロナ、ポストコロナを念頭に置いた事業の展開を進めていく。

No.1-5 農林水産業振興

関連指標	基準値		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
小農による市場志向型農業の推進 (SHEPアプローチ等)に係る展開国数及び研修実績数	展開国数	20か国 ²³	13か国 ²⁶	14か国	21か国	12か国	か国
	研修人数						
	・技術指導者	3万人 ²⁴	2,730人	5,175人	5,656人	5,292人	人
	・小規模農民	1,300人 ²⁵	17,913人	49,664人	62,957人	13,270人	人
FVCに関連する事業の数（新規）	4件		7件	5件 ²⁷	13件	20件	件

(1) 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上の実現

- エチオピア、ケニア、セネガル等のアフリカ各国に加え、パレスチナ、ネパール等含め計39か国で計31件、高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上に資する事業を実施した（各年度）。

① 優良品種等の普及

- ミャンマーで優良種子流通促進に係るプロジェクトを開始した（2017年度）。

② 営農・技術普及の改善

- インドネシアにおいて、高付加価値な園芸作物の営農指導及び技術普及を行った（各年度）。

③ 残留農薬対策・各種認証取得推進

- パラグアイにおけるゴマの残留農薬対策強化 や、キルギスにおける食品検査支援能力強化に取り組んだ（2017年度）。

④ 流通システムの改善

- ASEANフードバリューチェーン開発支援に向け案件形成に取り組み、技術協力プロジェクトの枠組みをASEAN+3農林水産分野高級実務者会合(SOM-AMAF+3)で協議した(2018～2020年度)。
- インドネシア流通改善プロジェクトでは、フィリピンで中小企業支援事業(普及・実証事業)の実績を有するイーサポートリンク社と連携し、野菜集出荷場における成果物需給情報システム整備のための中小企業支援事業(案件化調査)を実施した(2017年度)。

²³ TICAD V 目標値の 2014 年度から 2015 年度実績

²⁴ 同上

²⁵ 同上

²⁶ 2017 年度の集計値に誤りがあり今回は正

²⁷ 第 4 期中期計画策定時に集計した前中期目標期間の当初 4 年間(2012-2015)の実績は、17 件

- FVC強化に向けて、ミャンマー、カンボジア、パキスタン、スリランカ、モンゴル、ボリビア、ブラジル、ザンビア、ナイジェリア、コートジボアール、マダガスカル、ギニア等で、新規の技術協力プロジェクトを形成した（2019、2020年度）。また、個別専門家をラオス、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、コートジボワール等に派遣した（2020年度）。
- 新型コロナがFVCに与えた影響を分析し、ウィズコロナ、ポストコロナ社会におけるFVC開発に資する提言を策定するため、東南アジア地域及びアフリカにおいて基礎情報収集確認調査を実施した（2020～2021年度）。

⑤ 市場志向型農業の推進

- 小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEPアプローチ）を2020年度末までに累計31か国で展開し、累計18,853人の技術指導者及び143,804人の小規模農民を育成した（各年度）。SHEPアプローチを通じ、例えばエチオピアではパイロットエリアで37%の所得向上効果が確認され、事業に参画した女性の87%が収入向上に成功した（2018年度）。
- SHEPアプローチに関し、アフリカ英語圏・フランス語圏向けに国際ワークショップや課題別研修等を実施したほか、国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）、国際農業開発基金（IFAD：International Fund for Agricultural Development）等に紹介した。（2018～2020年度）。また、南アジア、中南米への展開にも取り組んだ（2020年度）。
- TICAD 7にて、IFADと共催でサイドイベントを開催し、アフリカ各国政府関係者、ササカワアフリカ財団等とともに、開発途上地域の小規模農家100万人にSHEPを通じた生計向上支援を行う共同宣言を行った（2019年度）。

⑥ 6次産業化や一村一品等による地域活性化の推進

- キルギス「一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト」が支援する現地公益法人が、キルギス経済省が認定するBest Exporter賞を受賞した。また、事業成果が認められ、キルギス大統領より栄誉賞を受賞した。さらに、良品計画（MUJI）との連携を継続し、フェルト製品等が商品化された（2019年度）。

⑦ その他本中期計画期間内での成果

- 企業の海外展開と地方創生（農業の活性化）の両立を実現する「場」として、機構のイニシアティブでJICA食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）を設立した（2019年度）。会員は2021年3月末時点で453人・団体（2020年度）。
- TICAD 7で発表した「アフリカ農業イノベーションプラットフォーム構想」の実現に向けた調査を実施した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- FVCの改善を通じて、生産者から消費者まで、正当な対価や価値を得られるための仕組みづくりを支援し、SDGs Goal 1、2、5、8の達成に向けて貢献した。
- SDGs Goal 17（パートナーシップで目標達成）に留意しつつ、アフリカ各国の政府、NGO、国際機関、民間企業等多様なパートナーと連携してSHEPを推進した。
- JiPFAにおいて、SDGs Goal 1、5（女性を中心とする金融包摂）、SDGs Goal 2（食料安全保障や栄

養改善)、SDGs Gaol8(フードバリューチェーン構築を通じた経済成長)、SDGs Gaol14(持続可能な水産資源利用)等に資する案件の発掘・形成調査、シンポジウムの複数開催、広報等を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナがFVCに与えた影響を把握するための調査をアジア、アフリカ、中南米を対象に複数実施した。さらに新型コロナ対応として、11か国で肥料等の農業資機材の供与を実施した(2020年度)。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

機構が主なターゲットとしている新興国、開発途上地域の小規模農家の生計向上のため、経済面、環境面を考慮した適正技術の普及に係る多様な組織との更なる連携強化が課題である。この対応方針(連携強化の具体策)として、国際機関、民間企業、研究機関、高等教育機関等の各種パートナーと、コロナ禍で生じた新たな連携手段(オンライン会議による参加者の拡大やDX活用等)により、同体制強化に関する知見・ノウハウの蓄積・共有及び拡大をより効率的に行うことを推進する。

No.1-6 公共財政管理・金融市場等整備

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
財政運営及び金融に係る研修実績数	328人 ²⁸	393人	319人	265人	49人	人

(1) 健全な政府財政や金融市場等の基盤の構築

- 健全な政府財政の基盤構築に関して、歳入面のうち税務行政改善を目的とする事業を10か国において16件、税関近代化を目的とする事業を16か国において21件実施するとともに、その他公共投資管理や債務管理を含む公共財政管理改善を目的とする事業を15か国において21件実施。また、金融市場等の基盤構築に関して、11か国で、中央銀行の能力強化や資本市場整備に係る当局能力強化支援を計22件実施。

① 財政運営の強化

- ラオス、ミャンマー、ベトナム、インドネシアにおいて税務行政支援を実施した(各年度)。
- モンゴルでは、徴税強化に向けた自力執行権の新規導入や国際課税への対応等の機構事業を踏まえた提言が、四半世紀ぶりの税法改正に反映された(2019年度)。改正税法の執行等に必要な税務当局の能力強化に係る後継案件を開始した(2020年度)。
- ラオス、ドミニカ共和国では、税務実務の改善や納税者管理改善等の税務行政改善に向けた協力を開始した(2019年度)。
- 公共投資管理強化に向けて、モンゴル、バングラデシュ、ラオス等で支援を実施した(各年度)。

²⁸ 前中期目標期間実績(2012-2015) 平均

同様の支援をスリランカで新規開始した（2020年度）。

- 東部アフリカ地域での「国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」で策定されたOSBP（One Stop Border Post）マニュアルが東アフリカ共同体（EAC：East African Community）の正式マニュアルとして承認された。また、タンザニア・ルワンダ間のルスモ国境で導入されたOSBPにより、通関の所要時間がほぼ半減していることが定量的に確認された（2017年度）。
- 無償資金協力により、ミャンマーに供与した通関システムの、タイと接するミヤワディ国境への展開を支援した（2018年度）。また、タイやラオス、マレーシアには税関リスクマネジメント分野の強化に向けた専門家を派遣した（2020年度）。
- アフリカ地域では、機構がこれまでに開発したOSBPに係るマニュアルの普及促進に向けたセミナーや研修を実施したほか、ケニア・タンザニア間のナマンガ国境で機構が支援したOSBPが正式稼働した（2018年度）。

② 中央銀行の機能の強化

- ミャンマーでは、無償資金協力で整備した中央銀行基幹システムの利用促進に向けた支援を実施した。また、国内銀行の電子化やモバイルバンキング等の新たなニーズに対応すべく、同基幹システムの機能拡充に向けた無償資金協力を新たに実施するとともに、技術協力プロジェクトを通じて、資金・証券決済システムの近代化に向けた制度整備・人材育成を実施した（各年度）。

③ 金融仲介機能や資本市場の整備

- ミャンマー、ベトナム、モンゴルで、金融機能強化に資する資本市場整備支援を実施した（各年度）。
- ミャンマーでは、保険当局の監督能力の強化等を通じてミャンマー保険市場の外資企業への開放に貢献し、日系企業を含む外国保険会社の参入につながった（2019、2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsターゲット8.10（国内の金融機関能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融アクセスを促進・拡大する）に資する案件として、ミャンマーで中央銀行支援や保険当局の能力強化支援を通じた金融サービスアクセス改善に取り組んだ。
- SDGsターゲット8.a（後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）等を通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する）に資する案件として、ASEAN諸国に対する税関分野能力向上や、アフリカ地域でのOSBP推進や税関分野人材育成を通じた貿易円滑化に向けた支援を実施した。
- SDGsターゲット16.6（あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる）に資する案件として、公共投資管理に係る能力強化を実施した。
- SDGsターゲット17.1（課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援等も通じて、国内資源動員を強化する）に資する案件として、アジア地域を中心に徴税能力向上に向けた支援を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 南スーダン、カンボジア及び東部アフリカ諸国（ケニア・ウガンダ・ルワンダ）の税関に対し、実施中の技術協力案件を通じて防護用資機材（マスク、手袋等）を供与した（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

公共財政管理・金融市場等整備分野についてはこれら技術協力を担える人材が希少であることが課題である。これまで各種研修を通じた人材リソースの裾野拡大、国内関係機関への発信・働きかけ等を通じ人材の発掘に努めたが、今後も引き続き、他機関との連携も含めて人材の発掘に注力する。また税関分野においては、世界税関機構（WCO：World Customs Organization）と連携し、専門性の高い人材を技術協力の実施に投入していることから、WCO との更なる連携強化を通じて、税関分野の技術協力における人材活用を推進する。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績うち、1つは中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれるが、1つは定量的目標を下回る見込み。一方、質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の外交政策等に対する寄与）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

定量的指標のうち、ABEイニシアティブは定量指標を達成済みである。一方、イノベーティブ・アジア公約達成のための育成人材数が未達成となる見込み。この理由は、2018年度の機構によるイノベーティブ・アジア受入人数枠が70名となったほか、2019年度以降は国費留学生制度を活用する形に変更なったためであり、機構側での受入人数調整が困難となった。また、2020年に世界的に感染が拡大した新型コロナの影響により、2020年度に機構で実施する短期研修については中止することとなった。これに伴い、イノベーティブ・アジアで予定していた100名の大学における短期研修を中止せざるを得なくなったため、評価指標の目標水準は下回る形となった。一方、留学生来日に向けて、機構が追加的防疫措置を講じることを条件に、コロナ禍のなかでも71人の受入を実現した。また、日本での受入が困難な一方、日本とアジアの開発途上地域双方におけるイノベーション環境の改善に人材育成面で貢献するイノベーティブ・アジアの趣旨に沿った取組として、オンラインを活用して日本センターでの事業を継続・発展させ、日本留学フェアへの参加者数は前年度比4.7倍、参加大学数は前年度比1.8倍と大きく増加した。

【質的成果】

ア. 都市・地域開発：

- 計 11 か国 19 都市でマスタープラン策定等を支援、持続可能な都市・地域開発に貢献。11 か国で公共交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の提案を策定。

- タイで高齢化等の社会問題を踏まえ、新たな地方都市開発の方向性が、同国政府の「第 12 次国家経済社会開発計画」及び「20 か年国家戦略」に反映。
- 西アフリカ「成長の環」回廊でマスタープラン策定等に取り組み、回廊開発計画と実施枠組みが公式に承認。
- 東南アジアの南部経済回廊及び東西経済回廊で地域連結性を高める回廊開発を促進。
- バングラデシュ政府念願の近代測量に基づく全国デジタル地形図の完成に貢献。
- 大エジプト博物館における人材育成と遺跡保存修復支援等の協力が読売国際協力賞受賞。
- インドネシア、モザンビークで災害後の復旧・復興に貢献。

イ. 運輸交通・ICT：

- 約 50 か国において約 250 件の持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT 環境の整備を支援。
- 内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」インフラ事業と連携の上、「道路アセットマネジメント」に係る人材育成や本邦企業の海外展開に資するプラットフォームを構築。
- コンゴ民主共和国では、首都キンシャサの道路整備事業における施工品質の高さ等が高く評価され、「日本コンゴ大通り」に改称。
- カンボジアでは、南部経済回廊の要所に位置するチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）の改修が完了、同国首相が高評価。
- ホンジュラス、ニカラグア、サモア等で道路防災に資する道路・橋梁整備を実施。
- ラオス、パラオ及びモンゴルの首都空港における本邦企業の運営権取得、ミャンマーのティラワ港における本邦企業による運営開始等、日本企業を含む民間企業の活動促進に寄与。
- インドでは鉄道事業を通じて市民に貢献し、各種受賞を実現。
- インドネシアの首都ジャカルタ MRT 南北線事業を通じた利便性の大幅改善を実現し、令和元年度土木学会賞（技術賞）を受賞。
- タジキスタンで道路維持管理を促進し、専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」を受賞。
- ガーナの首都アクラでの交差点改良事業において無事故・無災害 244 万時間を達成。
- ミャンマーの鉄道事業やウガンダの道路整備事業等で女性の社会進出を促進。
- カンボジア、インド、ウガンダにおいて日本方式の信号制御システム（MODERATO）の活用を推進。
- スリランカ、ペルー等で地上波デジタル放送日本方式の導入を支援し、利便性の高い情報基盤の導入を推進。
- 宮崎市、宮崎大学、宮崎県内の民間企業と連携し、バングラデシュでの ICT 人材育成を通じた同国のデジタル化推進及び日本市場への ICT 人材供給に貢献する協力を行い、累計 265 人の技術者を育成、うち 186 人が日本で就職・内定。

ウ. 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上：

- 計 28 か国で電源開発と電力系統の整備等の支援を通じ、開発途上地域の都市部を中心とした電力需給ギャップの解消と安定供給及び地方部等のエネルギーアクセスの改善に貢献。
- モザンビークでは、機構支援で策定した電力開発マスタープランの全章が閣議で承認。
- ブータンでは、円借款を通じて農村電化率が 56.3%から 97%へと大幅に改善。
- アゼルバイジャンでは、同国の電力の 10%を供給するシマル複合火力発電所の 2 号機を円借款で整備、専門家が同国大統領より「進歩勲章」を受章。
- コスタリカでは、地熱開発による再生可能エネルギーの事業（ラスパイラスⅡ）が完工し、中南米カリブ地域の地熱関係者が集う会合で地熱最優秀賞を受賞。

- ケニアでは、IoTを活用した地熱発電所の運営維持管理のための人材育成について、ケニア電力公社、国連工業開発機関（UNIDO）と協力覚書に署名。
- 大洋州地域では、「ハイブリッド・アイランド・プログラム」やパラオ、ソロモンにおける再生可能エネルギーロードマップの策定等を通じ、再生可能エネルギーの導入を促進。
- 「資源の絆プログラム」を通じて 25 か国 127 人の人材を受け入れ、海外フィールド調査及び本邦企業・行政機関等でのインターンシップ等を累計 200 件以上実施。
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）との包括的連携に関する基本協定書を締結。

エ. 民間セクター開発：

- 計 54 か国 144 件、海外からの直接投資促進や国内企業の育成に資する事業を実施。
- ミャンマーでは、機構の協力を通じて著作権法が 100 年以上ぶりに改正、直接投資促進に向けた包括的な取組を通じトヨタ自動車(株)の完成車工場建設による同国初進出の決定に貢献。
- 各国日本センターを通じ、企業活動に必要な産業人材の育成に取り組み、ベトナムでは、日本的経営に関するコースが人気で拡大したほか、カンボジアでは、資金調達が困難な起業家に対するクラウドファンディングを通じた新たな資金調達を実施。
- インドネシアでは、機構の政策提言を通じ産業高度化に資する新たな減税制度の導入が実現。
- バングラデシュでは、円借款を通じて同国初の日系企業専用の工業団地開発を推進。
- TICAD VI の公約（カイゼンを取り入れる工場等で生産性 30%向上）に対して、エチオピアの支援対象企業では平均 39%、ガーナの支援対象企業では平均 37%生産性が向上し、公約の達成に貢献。
- アフリカ地域のカイゼン優良企業を表彰する「アフリカ・カイゼンアワード」を初開催し、各国のカイゼン活動を更に活性化。
- コロナ禍の課題に迅速に対応し得るスタートアップを含む起業家支援を目的とした、アジア・アフリカでビジネスコンテストの開催等、機構の創意工夫により、現地ニーズに応じた新たな取組を実現。
- 「ABE イニシアティブ」、「ABE イニシアティブ 3.0」、「イノベティブ・アジア」の実施及び各地域の工学系拠点大学を支援、数多くの産業人材を育成。
- 日本のベンチャーキャピタルと連携したアフリカ起業家向けの新規ファンドを設置・運用。
- インドにおける裾野産業の育成に取り組み、プロジェクト関係者が日本デミング賞委員会の「海外推進、普及功労賞」を受賞。
- 「観光開発 SDGs 指標ツールキット」が北海道倶知安宣言におけるバйдナーの事業として唯一明文化。

オ. 農林水産業振興：

- 計 31 件、高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上に資する事業を実施。
- ミャンマーでの優良種子流通促進、インドネシアでの高付加価値園芸作物の営農指導及び技術普及、パラグアイでのごま残留農薬対策やキルギスでの食品検査農業強化等を実施。
- 複数国でフードバリューチェーンの強化に取り組んだほか、日・ASEAN 技術協力協定の締結を見据え、機構主導で ASEAN 事務局と累次の協議を重ねて「ASEAN フードバリューチェーン」の事業構想案を起草、ASEAN 加盟国より賛同。
- 機構主導の小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP アプローチ）が 31 か国で展開、累計 18,853 人の技術指導者及び 143,804 人の小規模農民の育成に寄与、エチオピアの対象地では大幅な所得向上効果を確認。
- キルギスでの一村一品事業を通じた良品計画との連携（フェルト製品等の商品化）や現地法人の同国経済省による Best Exporter 賞受賞に貢献。

- 企業の海外展開と地方創生（農業の活性化）の両立を実現する「場」としての「JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA）」を設立。

カ. 公共財政管理・金融市場等整備：

- 税務行政改善を目的とする事業を 10 か国 16 件、税関近代化を目的とする事業を 16 か国 21 件、公共投資管理改善を目的とする事業を 15 か国計 21 件、中央銀行の能力強化や資本市場整備に係る当局能力強化支援を 11 か国計 22 件実施。
- モンゴルでは、徴税強化に向けた自力執行権の新規導入や国際課税への対応等の機構事業を踏まえた提言が、四半世紀ぶりの税法改正に反映。
- 機構事業を通じて策定された One Stop Border Post（OSBP）マニュアルが東アフリカ共同体の正式マニュアルとして承認、タンザニア・ルワンダ間の国境で導入された OSBP により、通関の所要時間がほぼ半減。
- ミャンマーでは、保険当局の監督能力強化等によりミャンマー保険市場の外資企業への開放に貢献し、日系企業を含む外資保険会社が参入。

3－4. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

（定量的実績）

【指標 1-6】のうち「ABE イニシアティブ公約達成のための育成人材数（長期研修等）」は 2017 年度に目標を達成済み。「Innovative Asia 公約達成のための育成人材数」は目標値（5 年間で 1,000 人）を下回る見込み。ただし、これは新型コロナの影響による受入人数の削減が主な要因であり、外部要因によるものと考えられる。なお、本定量指標に関連する定性的な実績については【指標 1-5】のとおり。

（定性的実績）

1. 都市・地域開発（【指標 1-1】「都市・地域の持続可能性に留意したマスタープラン策定支援及び制度・組織等の能力開発支援の実施状況」）

計 11 か国 19 都市でマスタープラン策定等を支援し、計 11 か国で公共交通志向型都市開発の提案を策定するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・西アフリカ「成長の環」回廊の取組において、機構が支援した回廊開発計画と実施枠組が公式に承認されたこと、バングラデシュにおいて、機構の 20 年以上にわたる協力がバングラデシュ初となる近代測量に基づく全国デジタル地形図に結実したこと、タイにおいて機構事業で提案した新たな地方都市開発の方向性が、タイ政府の第 12 次国家経済社会開発計画及び 20 か年国家戦略に反映されたこと等の例に代表されるように、機構の取組は相手国政府の行政運営や意思決定に重要な貢献があったと認められる。
- ・東西経済回廊や南部経済回廊など各地域で回廊開発支援を進め、自由で開かれたインド太平洋の重要な要素である連結性の向上に寄与した。

2. 運輸交通・ICT（【指標 1-2】「地域・越境インフラを含む質の高い、安全・安心で、持続可能かつ強じんな運輸交通インフラ及び ICT 環境整備に係る支援の実施状況」）

約 50 か国において約 250 件の持続可能で利便性や安全性の高い運輸交通インフラ・ICT 環境の整備を支援するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認め

られた。

- ・自由で開かれたインド太平洋の実現に貢献する質の高いインフラ整備が各地で展開されるとともに、その中でラオス、パラオ及びモンゴルの首都空港並びにミャンマーの港湾における本邦企業の運営の参画に寄与するなど、本邦企業・技術の海外展開にも大きく貢献した。
- ・コンゴ民主共和国首都道路が相手国政府から高く評価され「日本コンゴ大通り」に改称されたことや、インドネシア都市高速鉄道事業が令和元年度土木学会賞（技術賞）、タジキスタンにおける道路維持管理に係る専門家チームが「名誉ハイウェイ・エンジニア賞」、インドのデリー高速輸送システム建設事業が「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」、チェンナイ地下鉄建設事業が「National Project Excellence Award」、道路アセットマネジメントに関して機構職員が土木学会国際活動奨励賞、カンボジア・シハヌークビル港に関し先方実施機関総裁が土木学会国際貢献賞及び日本政府旭日中綬章をそれぞれ受賞するなど、機構事業における質の高い運輸交通インフラの整備は内外で高い評価を受けていることが認められる。

3. 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上（【指標 1-3】「質の高いエネルギー供給の確保及びエネルギーアクセスの改善に資する、低廉・低炭素・低リスクをバランスよく満たす電源開発や効率的なエネルギーシステム等に係る支援の実施状況」）

計 28 か国で電源開発と電力系統の整備等の支援を行うなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・地熱開発や電化、パワープール関連支援等、アフリカにおいて TICAD にも寄与する各種の取組を進めたほか、大洋州における「ハイブリッド・アイランド・プログラム」等の展開など、各地域の特性に応じた支援を展開した。また、日・米・豪・NZ 政府による連携枠組みであるパプアニューギニア電化パートナーシップや、日米戦略エネルギーパートナーシップ等、ドナー間での第三国協力に係る枠組みにも積極的な貢献があった。

4. 民間セクター開発（【指標 1-4】「現地企業の強化やグローバル経済の活力取り込みに資する、産業振興機関及び貿易投資促進機関の能力向上、産業政策及びビジネス環境の改善に係る支援の実施状況」及び【指標 1-5】「産業基盤の強化に資する、職業訓練・高等教育を含む産業人材育成に係る支援の実施状況」）

計 54 か国 144 件、海外からの直接投資促進や国内企業の育成に資する事業を実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・アフリカにおいてカイゼンの取組を積極的に推進し、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの立ち上げやカイゼンアワードの開催のほか、エチオピアの支援対象企業では平均 39%、ガーナの支援対象企業では平均 37%生産性が向上といった具体的成果を挙げた。
- ・ABE イニシアティブ事業では TICAD VIの公約（600 人）、TICAD Vの公約（900 人）をそれぞれ約 20%以上上回る実績を上げたほか、インターン受入登録企業数が 616 社に増加するなど、日本企業を十分に巻き込みつつ産業人材の育成を行っている。イノベーター・アジア事業では、2019 年秋の修士課程修了生の約 1/3 が日本企業へ就職、あるいは日本の大学の博士課程に進学した。

5. 農林水産業振興（【指標 1-7】「生産者所得向上に資する、市場志向型農業振興を含むフードバリューチェーンの強化に係る支援の実施状況」）

計 39 か国 31 件、高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上に資する事業を実施するなど中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP アプローチ）を通じて累計 18,853 人の技術指導者及び 143,804 人の小規模農民の育成に寄与し、例えばエチオピアの対象地では 37%の所得向上

に繋がるなどの成果を得た。

6. 公共財政管理・金融市場整備（【指標 1-8】「適正・公正・透明な財政運営並びに金融部門の安定的発展に資する、財政当局や金融当局の機能・能力向上に係る支援の実施状況」）

税務行政改善を目的とする事業を 10 か国 16 件、税関近代化を目的とする事業を 16 か国 21 件、公共投資管理改善を目的とする事業を 15 か国計 21 件、中央銀行の能力強化や資本市場整備に係る当局能力強化支援を 11 か国計 22 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・モンゴルでの四半世紀ぶりの税法改正、東アフリカ共同体による One Stop Border Post（OSBP）マニュアルの承認など、相手国政府等の意思決定に重要な貢献を果たした。

（結論）

以上により、定量指標のうち「ABE イニシアティブ公約達成のための育成人材数（長期研修等）」は達成済みでありその後継の公約についても高い水準で達成していること、「Innovative Asia 公約達成のための育成人材数」は低位に留まったものの新型コロナの影響による受入れ人数削減によるものであること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が見込まれると認め、「A」評価とする。

具体的には、質の高いインフラ整備や回廊開発支援等を通じて地域の連結性を強化し、我が国の主要な外交政策の一つである自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた重要な推進力となったこと、またその中で本邦企業・技術の海外展開も推進しインフラシステム輸出戦略といった我が国の重要政策に貢献したことは高く評価される。さらに、上記の例を含め機構事業については内外で高い評価を得ていることが認められる。

これらの成果は「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保」に寄与するとともに、連結性の強化等を始めとして、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも大きく貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

上記評価を踏まえ、引き続き自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた貢献も念頭に質の高いインフラ投資に資する取組を推進することを期待する。

また、ポスト・コロナにおいて、ICT・DX はさらにその重要性を増すと考えられ、各分野での DX 活用に加え、サイバーセキュリティを含む途上国における ICT 基盤の整備に係る取組がより一層拡充することを期待する。その際、本邦技術の活用可能性にも留意し、関係機関等とも連携の上で取組を進められたい。

さらに、エネルギー分野の協力は我が国の気候変動対策支援において重要な要素であり、政府として 2021 年から 5 年間で官民合わせて 6.5 兆円の支援を実施するとのコミットメントにも留意しつつ、再生可能エネルギー等に関する取組を積極的に展開することを期待する。

加えて、ICT や公共財政・金融等の重要性を増す分野において、組織内外における開発協力人材の確保が喫緊の課題となっており、適切なリソースの開拓・養成にも十分留意されたい。

<その他事項> （有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 （「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、TICAD VI ナイロビ宣言、横浜宣言 2019、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、成長戦略、自由で開かれたインド太平洋、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、新水道ビジョン、海外展開戦略（水）
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度～令和 2 年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成 29 年度～令和 2 年度行政事業レビューシート番号 0144 無償資金協力、0145 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報（定量指標）	達成目標	目標値 / 年 ²⁹	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口	130 万人 ³⁰ (2016-2018)	44 万人	44.3 万人	44.7 万人	—		
学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	1,000 万人 ³¹ (2017-2021)	350 万人	324 万人	498 万人	346 万人	317 万人	
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			18,153	20,598	17,940	14,896 ³²	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： （2）開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） 絶対的貧困の削減は依然として最も基本的な開発課題である。人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を支援するため、包摂性に留意しつつ、貧困層、子供、女性、障害者、高齢者等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、特に、以下の課題に対して支援を行う。なお、各取組の相乗効果により、開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進に貢献する。 ア 保健医療

²⁹ 2019 年度計画における目標値

³⁰ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 65%として想定して設定する。TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 200 万人

³¹ 前中期目標期間の実績と同等の水準を基に設定する。前中期目標期間実績平均 200 万人 / 年

³² 暫定値

質の高い保健医療の提供に向けた支援を行う。その際、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を実現するための政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化、強じんな保健システムの構築に向けた感染症への対応能力の強化、看護・助産人材の育成、母子手帳の普及と国際的認知の向上を重視する。

イ 栄養の改善

栄養状況の改善に向けた支援を行う。その際、横断的かつ民間活力を活用した栄養改善活動を重視する。

ウ 安全な水と衛生の向上

安全な水と衛生へのアクセス改善に向けた水の供給と技術・知識の向上への支援を行う。その際、水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上を重視する。

エ 万人のための質の高い教育

質の高い教育の提供に向けた支援を行う。その際、子供の学びの改善のための質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大を重視する。

オ スポーツ

スポーツを通じた開発への支援強化を行う。その際、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に貢献する関係機関との連携強化を重視する。

カ 社会保障・障害と開発

高齢化等に対応するための持続可能な社会保障制度の整備及び障害者の開発への参画を後押しする支援を行う。その際、社会保障制度の構築、強化に向けた人材育成支援及び障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込を重視する。

中期計画：

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

我が国政府の平和と健康のための基本方針及び国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン等を踏まえ、基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正のため、各国の状況に応じた政策・制度の導入・改革や能力向上等を支援する。また、新たな課題である非感染性疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善にも取り組む。

イ 感染症対策の強化

感染症による健康危機時においても住民への保健サービスの提供を中断しない、強靱な保健システムを構築するため、感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化を支援する。また、突発的な感染症の拡大に対応し、当該国や周辺国のニーズを踏まえた緊急支援を行う。協力に当たっては、これまでの協力を通じて強化された拠点ラボや人材ネットワークも活用する。

ウ 母子保健の向上

母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向け、特に母子保健サービスの担い手である看護・助産人材の育成を支援する。その際、母子手帳に関する支援の成功事例も踏まえ、母子手帳を開発途上地域に普及する活動を継続し、国際的な認知の向上にも取り組む。

協力に当たっては、これまでの協力の知見・経験や育成された人材も活用する。

エ 栄養の改善

我が国企業による栄養改善の取組を産学官の連携によって促進すべく設置された栄養改善事業推進プラットフォームの共同議長として、我が国の民間企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善を支援する。また、アフリカにおいては、飢餓と栄養不良を克服するため、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）等を推進し、栄養改善に係る分野横断的な活動に取り組む。

オ 安全な水と衛生の向上

全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保するため、安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上を支援する。協力に当たっては、普及率の高さ、水質の良さ、無収水率の低さといったわが国の水道システムの強みや経験も活用する。

カ 万人のための質の高い教育

教育支援に係る我が国政府の基礎戦略である平和と成長のための学びの戦略に基づき、包摂的で公正な質の高い教育を実現するため、教科書・学習教材の開発、教員養成・研修の改善、学校運営の改善、教育施設の拡充等を支援する。また、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育にも取り組む。

キ スポーツ

スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。

ク 社会保障・障害と開発

社会保障制度の構築や強化に向け、制度を支える人材育成を支援する。特に、高齢化の進展に伴う高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応を重視する。協力に当たっては、わが国政府のアジア健康構想等も踏まえ、我が国の経験や教訓も活用する。また、国連障害者権利条約及び障害者差別解消法を踏まえ、障害に関する取組・視点の組込をさらに推進するために、機構事業関係者の障害に関する研修等に取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- ・ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（特に 3.8）関連）
- ・ 強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.3, 3.d）関連）
- ・ 母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況（SDGs Goal 3（3.1, 3.2）関連）
- ・ 栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.2）関連）
- ・ 安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況（SDGs Goal 6 関連）
- ・ 子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況（SDGs Goal 4（4.1, 4.2, 4.5, 4.6, 4.7, 4.a 及び4.c）関連）
- ・ スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じ

た支援の実施状況（SDGs Goal 4 関連）

- ・ 社会保障制度の構築に係る支援の実施状況（SDGs Goal 1（1.3）, 8（8.5, 8.8）, 10（10.4）関連）
- ・ 障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況（SDGs Goal 4（4.5, 4.a）, 8（8.5）, 11（11.7）関連）

3-2. 業務実績

No.2-1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を目指した保健システムの強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
UHC実現に向けた国家政策の策定に係る協力展開国数	5か国 ³³	8か国	6か国	7か国	5か国	か国
保健政策に係る研修実績数	90人 ³⁴	104人	145人	101人	107人	人
非感染性疾患の治療・検査態勢が強化された医療施設数	9施設 ³⁵	32施設	10施設	26施設	施設	施設

(1) 基礎的保健医療サービスへのアクセスの改善及び医療費負担による貧困化等の健康格差の是正

① 政策・制度の導入・改革や能力向上への貢献

- タイ、ベトナム、ケニア、セネガル等計49か国において計94件、政策制度の導入・改革や能力向上に貢献する事業を実施した（各年度）。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州から流入する避難民のヘルスケアを担う難民キャンプ派遣看護師への研修を実施した。また、ミャンマー側でも、本邦企業と連携して医療機材を提供し、安全な血液供給の体制強化に貢献した（2017年度）。
- ケニアでは、麻疹の予防接種率が向上したほか、外来病棟・救急病棟の改修により、外来患者数が約1.8倍、手術件数が約3倍に向上する等、医療サービスの安定的提供に貢献した（2018年度）。
- ナイジェリアのラゴス州では、伝統的出産助産者が有する情報の集約が困難であったが、伝統的出産助産者が有する妊産婦に係る情報を収集する制度と電子化システムを構築した（2018年度）。
- ラオスでは、日本の国家試験制度の仕組みを活用し、保健人材の資格制度構築のための法令整備に着手し、看護師・助産師の国家試験作成を支援した。2021年1月には同国初の全国レベルの看護師国家試験の実施が実現し、看護師の技術力、知識水準を保つための基盤づくりに貢献した（2019～2020年度）。
- ベトナムでは、新卒看護師育成の仕組み及び質の強化に向けた研修教材やガイドラインを開発した。同教材は、法令上に規定された臨床研修時の教材（全国標準）として承認され、機構は全国展開の計画をあと押しした（2020年度）。

³³ 前中期目標期間（2012-2015）実績

³⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

³⁵ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

② 非感染性疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善

- スリランカ、ミャンマー、パレスチナ、イラン等計27か国において計36件、非感染症疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善に資する事業を実施した（各年度）。
- メキシコでは、日本に優位性のある虚血性心疾患治療技術の研修モデルを策定し、同研修が国家制度化された（2017年度）。
- セルビアでは、横浜市と連携した本邦研修に参加した乳ガン組織型検診担当官が、同国の研修コーディネーターとして選出され、乳ガン検診の実施体制強化に貢献した（2017年度）。
- バングラデシュのコックスバザール県病院で冠動脈疾患集中治療室の拡充を支援した結果、心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数が約2.6倍に増加した。また、非感染症疾患（NCD：Non-communicable Diseases）の早期発見やモニタリング体制を強化した結果、月間スクリーニング件数が約7.6倍に拡大した（2019年度）。
- フィジーでは、健康的な生活習慣の定着を図るための医療従事者向け研修を実施し、保健省の年次計画に反映される等、一定の普及がなされた（2020年度）。

③ その他本中期計画期間内での成果

- UHCフォーラム、患者安全サミット、Heath 20 Summit 2019等での登壇や、UHCフォーラム、マヒドン王子記念賞国際会議、国連総会UHCハイレベル会合サイドイベント、TICAD 7サイドイベントの主催又は共催等を通じて、UHCに係る日本の経験や機構協力の成果を積極的に発信した（各年度）。
- 「UHCフォーラム2017」を、世銀、WHO、UNICEF、UHC2030及び日本政府と共催したほか、複数のサイドイベントを主催し、フォーラム開催前のグローバルヘルス・リーダー会議や世銀総会、世銀・JICAハイレベル会合等の機会や、世銀・WHO等と共同制作した報告書の公表等を通じ、これまでの協力経験に基づく知見の共有に取り組み、「UHC東京宣言」の採択に貢献した（2017年度）。
- 5S-KAIZEN-TQM手法を活用した協力が、革新的ビジョンに基づく事業として、世界経済フォーラムや世銀、国際開発研究所主催による「A New Vision for Development」を受賞した（2017年度）。
- 患者安全サミット閣僚級会合に登壇し、43か国の閣僚や患者安全の専門家約500人に対し、患者安全の推進によるUHC達成や日本発の5Sカイゼン手法を用いた患者安全や保健医療サービスの質向上等の日本の取組の成果例を発信した（2018年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal3のうち、特にUHC達成を謳ったSDGsターゲット3.8に資する案件を、モンゴル、タイ、ベトナム、ミャンマー、バングラデシュ、タジキスタン、ザンビア等で実施した。
- また、NCDsへの対処を謳ったSDGsターゲット3.4に資する案件を、アジア地域を中心に実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 世界中に新型コロナの甚大な影響が及ぶなか、機構理事長は2020年5月、機構の決意表明を緊急発信した。また、UHCを目指した強じんな保健システムの強化及び感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に、日本が同分野の国際協力を主導して新型コロナに対

応すべく「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成し、各種事業を推進した。

- ケニアでは、約40年にわたる機構の支援を通じて東アフリカ域内の拠点ラボ・研究機関として発展してきているケニア中央医学研究所（KEMRI）において、国内半数以上及び隣国ソマリア等の新型コロナ検査に対応するなか、PCR検査キット5万検体分を供与したほか、保健財政及び保健サービス提供能力の強化等を目的とした開発政策借款のL/Aに調印した。これら包括的な支援により、ケニアにおけるUHCの達成及び新型コロナ対策へ大きく貢献した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

新型コロナの影響で、保健医療システムの脆弱化や保健医療サービス受療の低下がみられたが、特に新型コロナの重症化の要因とされている非感染性疾患への対応の重要性はより一層増している。引き続き新型コロナの感染状況を見極めつつ、新型コロナを含む健康危機への対応を念頭にUHCの達成を目指した保健システムの強化及びサービスの維持に資する取組を行う。

No.2-2 感染症対策の強化

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
感染症対策に係る研修実績数	6,700人 ³⁶	6,966人	6,765人	—	—	—

(1) 感染症に対する強じんな保健システムを構築

① 恒常的・突発的な感染症への対応能力強化への支援

- ケニア、ガーナ、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、ザンビアにおけるPREPARE構想の展開に加え、新型コロナウイルス感染症への対応として計70か国において、恒常的・突発的な感染症への対応能力強化に資する事業を実施した（各年度）。
- 世界保健安全保障アジェンダ（GHSA：Global Health Security Agenda）に関し、GHSAとの合同評価へのインプット、セミナーや閣僚級会合での協力事例の共有、GHSAとの合同外部評価に基づくアクションプラン達成に向けた案件形成等を行った（2017、2018年度）。
- エチオピアでは、サーベイランス/レスポンス・システムを導入したアムハラ州のほとんど全ての郡で同システムが定着・活用され、対象の保健局・保健事務所における週報の適時性・網羅性は、所期目標（80％）に比して95～98％を達成した（2018年度）。
- キリバスはじめ大洋州14か国に対して、機構は1989年から継続的に感染症対策支援を行い、2019年にWHOからキリバスのフィラリア症制圧宣言がなされる等、大きな貢献を果たした（2017～2019年度）。
- 感染症分野のWHO協力センターとして認定されている北海道大学及び長崎大学に、感染症対策を目的としたJICA開発大学院連携の「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」を開設した（2019年度）。
- UNICEF、WHO、ビル&メリンダ・ゲイツ財団等と連携し、アフリカ最後の野生株ポリオ常在国

³⁶ TICAD VI の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

であったナイジェリアのポリオ対策を支援した結果、2020年8月、WHOによりアフリカからのポリオ根絶が宣言された。ナイジェリア大統領から機構理事長に長年にわたる支援への感謝状が授与され、機構の功績が国内外に広く認知された（各年度）。

② 突発的な感染症の拡大に対する緊急支援

- コンゴ民主共和国では、エボラ出血熱の迅速なウイルス検査・診断を支援し、サーベイランス調査の結果、エボラ迅速診断キットの有用性が確認された。国際緊急援助隊・感染症対策チームにて機構が支援した検疫手法が同国保健省から高く評価され、同国のエボラ出血熱流行の収束に貢献した。また、機構主導でWHOとサラヤ(株)の協力を得て、ウガンダにおける新規患者発生拡大の抑制（その後発生なし）にも貢献した（2017～2019年度）。
- マダガスカルで流行した肺ペスト（2017年度）に対する緊急援助物資供与、サモアで流行した麻疹（2019年度）に対する国際緊急援助隊派遣を実施した。

③ その他本中期計画期間内での成果

- アフリカCDC（Africa Centres for Disease Control and Prevention）と協力趣意書を締結した（2017年度）。新型コロナにより、国際保健規則遵守促進、公衆衛生の備えの強化に向けた一層の重要性が認識され、連携が促進された（2020年度）。
- 機構の積極的な働きかけを通じて、人獣共通感染症対策を国際的に主導する国際獣疫事務局（OIE：Office International des Epizooties）との協力趣意書を締結し（2019年度）、ザンビアにおける第三国研修での活用を想定した協議を開始した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal3のうち、特に感染症への対処を謳ったSDGsターゲット3.3に資する案件をアフリカ地域中心に実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 長年の協力で培った人的ネットワークを最大限活用し、感染の拡大初期から各国のニーズを迅速に把握し、延べ70か国に新型コロナ緊急資機材の供与、技術的支援等を実施。教育、水・衛生、交通等幅広い社会サービスの継続にも貢献した。
- ベトナムでは、新型コロナ検査に対応可能な検査施設の拡充に貢献した（2020年2～5月に4機関から53機関）ほか、国内各地域で主要な役割を果たす病院に対して人工肺、人工呼吸器、個人防護具、陰圧陽圧管理システム、可動式X線装置等の機材供与や下位レベル病院を対象とした能力強化研修等を実施した。南部のチョーライ病院では、感染が再拡大した2020年7月に供与した人工肺が引き渡し当日から患者治療に活用された。
- ミャンマーでは、検査実施不全が深刻な状況下、長年にわたる同国国立保健衛生研究所等との信頼関係を基に的確にニーズを把握し、検査試薬、検査キットの供与、検査体制の拡充への貢献、検査診断の国家戦略計画及び各種ガイドラインの改定等を実施した。また、機構の「普及・実証・ビジネス化事業」を活用した北島酸素(株)、(株)大同工業所と連携して現地の関連情報を適切に把握の上、医療用酸素や治療関連の資機材を供与した。
- ガーナでは、機構の継続的な支援を受け、ガーナ及び周辺国の感染症対策において重要な役割を

担い、国内の新型コロナPCR検査の大半を担うガーナ野口記念医学研究所に対し、自動核酸抽出装置の供与等を通じて、コロナ禍での検査機能向上に寄与した。また、ウイルス学に比重を置いた第三国研修（9か国15人参加）も行い、参加各国での新型コロナ対策にも寄与した。

- ブラジルでは、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）実施機関と国立国際医療研究センターの新型コロナ症例患者の遠隔報告・勉強会を実施した。カンピーナス州立大・栄研化学㈱（栄研）・千葉大・機構の4者で連携覚書を締結し、栄研が開発した新型コロナウイルス検出試薬を用いた性能評価試験を開始する等、時宜を得た支援が実現した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの影響で、感染症対策の重要性が改めて世界的に認識されることとなった一方で、日本も含め先進国も国内での感染症対策に集中せざるを得ず、開発途上国で活躍できる人材の確保が困難となった。新型コロナの経験を共有し、現地リソース等を活用する等、限られた日本人専門家の投入で可能な手法で事業を推進する。

No.2-3 母子保健の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
母子手帳が新たに正式に導入された国数	累計25か国 ³⁷	1か国	1か国	0か国 ³⁸	0か国	か国
母子手帳の導入に向けた働きかけを行った国数	39	43か国/年	67か国/年	74か国/年	77か国/年	か国/年
母子保健サービスに携わる看護・助産人材に係る研修実績数	240人 ⁴⁰	1,542人	1,570人	2,732人	1,771人	人

(1) 母子に対する継続的な保健サービスの提供、乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善

① 看護・助産人材の育成

- ニカラグア、カンボジア、セネガル等計24か国において計31件、母子保健サービスに携わる看護・助産人材の育成に資する事業を実施した（各年度）。
- ホンジュラス、ボリビア、ニカラグアでは、機構の事業を通じた支援の結果、事業対象地域において5回以上の妊婦健診を受けた妊産婦の割合、施設分娩割合、乳児死亡率、産後健診受診率等の指標で改善がみられた（2017～2019年度）。
- ヨルダンでは、モバイルクリニック（移動式診療車）の巡回で、家族計画、産前産後ケア、予防

³⁷ 2015年度までの累計

³⁸ 中期計画期間中に合計3を目標としている。

³⁹ 新たな取組のため基準値なし。

⁴⁰ 「日・ASEAN 健康イニシアティブの目標値：2014年から2019年に8,000人」のうち母子保健関連で1,200人

接種、小児ケアサービスの提供を行い、遠隔地に居住するヨルダン人及びシリア難民延べ1,067人（うちシリア難民451人、全体の42％）に裨益した（2018年度）。

- スーダンでは、機構支援の結果、同国政府が村落助産師の重要性を認識して増員を進め、スーダン全土の村落助産師数が2012～2017年の間に約44％増加した（2018年）。
- パキスタンでは、これまで十分な予防接種活動が行われてこなかったアクセス困難地域（季節移住者や難民・遊牧民が生活）を対象に、定期予防接種や母子保健サービスの強化を推進した。対象地における乳幼児の54％への予防接種を実現したほか、ファミリー健康手帳（20,000部）の住民配布等を通じ、妊産婦向けの知識向上に寄与した（2020年度）。

② 母子手帳の開発途上地域への普及、国際的認知の向上

- アンゴラ、ガーナ、インドネシア等計5か国において計5件、母子手帳の開発途上地域への普及に資する事業を実施。累計74か国に対し、母子手帳の導入に向けた働きかけを行った（各年度）。
- ヨルダンでは、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）と共同で開発した機構協力では初となる電子母子手帳が完成し、運用を開始した（2017年度）。
- 母子保健手帳を含む家庭用母子健康記録の国際標準の設定を目的とするガイドラインをWHOと連携して策定し、同ガイドラインを世界保健総会の公式サイドイベントで周知した（2018、2019年度）。同ガイドラインに基づき、各国が家庭用保健記録を普及・活用するための「実施ガイド」の策定を開始した（2020年度）。
- 機構、WHO及びUNICEFの3者基本合意文書（2019年度署名）に基づき、知見の共有や各国の母子手帳導入・活用に向けた技術支援の調整を図るためのプラットフォームに係る枠組みを具体化させ、非公式会合開催等活動を開始した（2020年度）。
- アンゴラでは、機構による民間企業や援助機関との連携強化により、計296万冊の母子健康手帳をアンゴラ政府に寄贈したほか、本邦企業と連携し妊娠週数・日数早見スケール（3,300部）を産前健診従事者向けに作成した（2019年度）。また、ランダム化比較試験を実施し、コロナ禍においても、1万人以上の女性が研究に参加する等、母子手帳のエビデンス構築に貢献した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal3（あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する）のうち、特に妊産婦の死亡率削減と新生児及び5歳未満児の死亡率削減を謳ったSDGsターゲット3.1、3.2に資する案件を、全世界で実施した。特に、ボリビアでは、協力対象地域の乳児死亡率が1,000出生当たり1件となり、SDGsターゲット「5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすこと」の達成に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- インドネシア「地方分権下における母子手帳を活用した母子保健プログラムの質の向上プロジェクト」では、「コロナ禍での母子健康手帳活用の経験と教訓の共有」をテーマにオンライン国際研修を実施し、コロナ禍で母子保健サービスを維持するための母子健康手帳の戦略的な活用が促された。
- ガーナ「母子健康手帳を通じた母子保健サービス向上プロジェクト」で作成した研修パッケージ

に母子保健サービス提供時の新型コロナ対策の内容を追加し、世銀等の資金を活用して医療従事者向け研修を継続実施した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの影響を最小限にとどめ、母子保健サービスの継続性を維持する取組を進めてきたが、引き続き新型コロナの感染状況を見極めつつサービスの維持に資する取組を行う。一部の母子保健サービスを担う看護・助産人材向けの学習用アプリ、オンライン研修教材等IT技術を更に活用し取り組む。

No.2-4 栄養の改善

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
食と栄養のアフリカ・イニシアティブ推進のためのアクションプラン策定国数	⁴¹	10か国	3か国	5か国	0か国	1か国
栄養改善に係る研修実績数	⁴²	33か国 ⁴³	39か国	49か国	26か国	か国

(1) 日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善

- バングラデシュ、カンボジア、ベトナム等計40か国において計153件、日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善に資する事業（NGO等によるものを含む）を実施した（各年度）。
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、四半期ごとの運営委員会開催や、本邦企業の参加促進を図るためのセミナーを開催した。2021年3月末時点で、78企業・団体が加盟しており、メンバー企業による事業参画が計8件実現した（各年度）。
- 栄養分野における機構の取組が評価され、栄養分野のグローバルリーダーで構成される「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに機構理事長が就任した（2019年度）。

(2) アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた貢献（食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）等の推進）

- マダガスカル、ナイジェリア、ブルキナファソ等計7か国において計8件、アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた事業を実施した。また、農業・農村開発分野の事業を中心に栄養に配慮した活動を盛り込んだ「栄養センシティブ化」を推進した（各年度）。
- IFNAの推進に向けて、エチオピア、スーダン、マラウイ等計10か国に対して、国別アクションプラン策定に向けたワークショップを開催したほか、ブルキナファソ、ケニア、ガーナ、モザンビーク、セネガル等計8か国において、国別アクションプランの政府承認を得た。また、2019年度には、アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けてIFNAの取組を全アフリカへ拡大することを表明する

⁴¹ 新たな取組のため基準値なし。

⁴² 新たな取組のため基準値なし。

⁴³ 課題別研修「農業を通じた栄養改善」、「中西部アフリカ地域幼児教育」、「母子栄養改善」、「学校保健」の計30か国及び栄養コンポーネントを含む技術協力プロジェクト（フィジー、キリバス、ソロモン）の国別・現地研修3か国

「IFNA横浜宣言2019」の採択に主導的役割を果たした。2020年度には、IFNA地域会合を開催し、機構が発案した「Nutrient Focused Approach（NFA）」に係る説明を行い、アフリカ各国のIFNAへの参加の意向を引き出した。また、アフリカ各国にIFNAの知見を共有するためのツールとして、「IFNA実施ハンドブック」の作成を進めた（2020年度）。

- 栄養改善に貢献する活動に意欲のある協力隊員や専門家等のネットワーク（栄養改善パートナー）を設立・強化し、世界各地の取組事例の発信・共有を通じて、各栄養改善パートナーの活動を推進した（各年度）。
- ルワンダでは、5歳未満児の発育阻害削減を目指すべく、多岐にわたる省庁等関係者との調整を重ね、栄養分野で機構初の政策借款のL/Aに調印（2019年度）したほか、保健省アドバイザーの活動を遠隔にて開始し、栄養改善活動の実施促進を図った（2020年度）。

(3) SDGs達成に向けた貢献

- IFNAの取組を通じて、栄養不良の解消と若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を謳うSDGs目標2.2の達成に向けて貢献した。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- マダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、身近で入手可能な食材を用いた免疫強化メニューを開発し、ローカルラジオを通して普及する等、コロナ禍を踏まえた追加的な活動を企画・実施した。

(5) 事業上の課題及び対応方針

- 東京栄養サミットを見据え、栄養改善に資する分野横断的な取組を更に強化するとともに、これまでの貢献を可視化し広報・発信に努める。また、コロナ禍の影響により、栄養不良の深刻化が懸念されることから、食料確保を下支えする支援や母子栄養サービスの継続性を維持するための支援を継続する。

No.2-5 安全な水と衛生の向上

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
安全な水にアクセス可能となる人々の人数	183万人 ⁴⁴	701万人	14.2万人	203万人	226万人	万人
水の供給・利用・管理や衛生に係る研修実績数	3,050人 ⁴⁵	9,104人	25,516人	12,043人	7,853人	人

(1) 全ての人々の水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保

① 安全な水へのアクセスの改善

- ラオス、インド、ヨルダン、ルワンダ等計21か国において計28件、安全な水へのアクセスの改善

⁴⁴ 2014-2015 実績平均

⁴⁵ 2013-2014 実績平均

に資する事業を実施し、計1,100万人が安全な水にアクセス可能となった（各年度）。

- タジキスタンでは、国内初の大型鉄筋コンクリート高架水槽の建設を含む給水施設の整備を通じ、4,800戸に対して24時間安全な水の供給が可能となり、同事業が土木技術と社会の発展に大きく寄与したと評価され、土木学会賞技術賞を受賞した（2017年度）。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプにおける国際機関やNGOと連携・協調した機構支援を通じて、約3万人に給水可能な対象キャンプ最大の給水施設が完成し、地域情勢の安定化に貢献した（2019年度）。
- カンボジアでは、日本企業の海外展開を後押しする、機構初の事業・運営権対応型無償資金協力「タクマウ上水道拡張計画」の贈与契約（G/A : Grant Agreement）締結が実現した（2020年度）。

② 持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上

- カンボジア、パキスタン、南スーダン、ニカラグア等計50か国において計212件、持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に資する事業を実施し、46,663人の水の供給・利用・管理や衛生に係る人材を育成した（各年度）。
- 日本の水道事業の知見・経験をいかすべく、水道分野で技術協力プロジェクト初となる日本の自治体との協定書（埼玉県、さいたま市、川崎市、名古屋市、神戸市）を締結した（2018年度）。
- サモアで、沖縄の知見や技術をいかした水道公社の維持管理能力向上を支援した結果、首都アピアの最大配水区における無収水率の改善（平均68%（2013-2014年）から35.8%（2019年）に）、飲料水水質基準遵守率の改善（約50%（2014年頃）から100%に）、サモア水道公社の収支黒字化が実現した（2019年度）。
- ルワンダでは、GISを用いた全国の給水施設インベントリ及び地図データベースが完成した結果、2015年と比して、モデル4郡での故障等による給水施設停止日数が約4割短縮されたほか、公共水栓における残留塩素の検出率も約6倍に増加し、同成果を高く評価したルワンダ政府による全国展開や、事業で作成したガイドラインの国家承認が実現した（2019年度）。
- ナイジェリアでは、アブジャ水道公社、機構、スタートアップ、インキュベーションハブが連携した官民連携型オープンイノベーションを実施した。水道料金のオンライン支払システム、水道メーターの自動検針のスマホアプリ開発、請求書発行に係る業務の効率化等により、コロナ禍にもかかわらず収益増や請求書発行コスト削減の効果が得られ、水道料金の徴収を維持する成果が得られた（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGsターゲット6.1（安全な水供給）に資する案件として、28件以上の資金協力による施設整備や、157件以上の技術協力によるアクセス、利用可能時間、水質等の給水サービスの改善に取り組んだ。
- SDGsターゲット6.4（水利用の効率化）に資する案件として、86件以上の技術協力を通じて無収水対策に取り組んだほか、プロジェクト研究「無収水対策プロジェクトの案件発掘・形成/実施監理上の留意事項の整理」を行い、機構協力を通じて得られた知見を広く公開した。
- SDGsターゲット6.5（統合水資源管理の推進）に資する案件として、35件以上の技術協力による地盤沈下対策、河川流域管理等に取り組んだ。
- SDGs達成のために民間資金動員への関心が高まっていることを受けて、円借款で支援したブレン

ディッド・ファイナンスの事例「フィリピン水回転基金」及びその教訓を、第29回ストックホルム世界水週間等で発表した。また、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）が作成・刊行したレポートでも本事例が掲載され、先進的な取組事例として高く評価された。さらに、ブレンディッド・ファイナンスを用いた債券発行を通じて水道事業体への資金供給に取り組んでいるオランダのWater Finance Facilityとの協力に関する覚書を締結した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍の影響で多くの水道事業体が、料金収入の激減や予算配賦の減額に直面し、水供給サービスの継続が危ぶまれるなか、先方実施機関の緊急の要請に応え、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立ち上げ等の支援を、約20か国で迅速に展開し、水供給サービスの継続に貢献した。
- コロナ禍を受け、機構は「JICA健康と命のための手洗い運動」を開始し、機構内外の関係者を巻き込んで手洗いの重要性を広め、計48か国約200件の取組が実施された。また、作成した様々な啓発ツールを機構のウェブサイトで公開し、普及を促進した。さらに、「JICA健康と命のための手洗い運動プラットフォーム」を設立し、情報や経験の共有、衛生啓発イベントやセミナー等の開催、共同活動の企画・支援等を行った。
- 急激な感染拡大への対応を迫られるなか、日本の水道事業体による取組事例とともに10の対策を取りまとめ、機構のウェブサイトで公表するとともに、20か国以上の水道事業体に提供した。また、機構による水・衛生分野での新型コロナ対策の取組をまとめ、機構のウェブサイトで公表したほか、英国王立国際問題研究所主催の国際セミナーに登壇する等、対外発信を行った。
- 日本人専門家の現地渡航に制約があるなか、アジア、アフリカの4か国を対象として、衛生啓発に関するノウハウ、経験を豊富に有する国際NGOを活用した手洗い設備の普及や衛生啓発活動を行う協力を着手した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 新型コロナの流行に伴い、水供給や手洗い等の衛生的な行動の重要性に対する認識が高まったが、開発途上地域の実施機関は財務状況が悪化するなかで、新型コロナの予防に細心の注意を払いつつ、水・衛生サービスの提供を継続する必要があるという難しい状況に置かれている。機構は、財務状況の悪化を緩和し、エッセンシャル・ワーカーである職員を守りつつ、必要な水・衛生サービスを継続するための緊急的な支援を継続するとともに、中長期的観点からの強じん性の強化やSDGsの達成に向けた支援も行う方針である。その際には、保健医療、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大することに留意する。

No.2-6 万人のための質の高い教育

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
------	-----	--------	--------	--------	--------	--------

疎外されている人々に配慮した教育支援アプローチ（研修教材等）の開発件数	1件 ⁴⁶	3件	2件	2件	7件	件
-------------------------------------	------------------	----	----	----	----	---

(1) 包摂的で公正な質の高い教育の実現への貢献

① 教科書・学習教材の開発

- ミャンマー、ラオス、パキスタン、パレスチナ、グアテマラ、ニカラグア、セネガル等計13か国において計13件、教科書・学習教材の開発に向けた事業を実施した（各年度）。
- ミャンマーでは、機構の支援で開発した小学校1～3年生の新規教科書10科目分が、全国で一斉導入された（2017～2019年度）。小学2年生の算数テストでは、平均点が5.09点から6.35点に上昇する等の成果が得られた（2019年度）。また、日本から遠隔で小学校5年生用全教科の教科書及び教師用指導書の開発を支援し、教育省にて正式承認された。さらには、コロナ禍による休校の影響を受け、自宅学習教材及び教師・保護者向けの自宅学習ガイドラインを開発したほか、コロナ禍での子どもの学びの継続を促進する広報ビデオを制作し、同国教育省ホームページより発信した（2020年度）。
- 機構の支援で開発・全国配布に協力した教科書や教師用指導書の活用を通じ、エルサルバドルでは正答率が約10%ポイント上昇した（2019年度）。
- パプアニューギニアでは、機構の支援を通じて同国初の国定教科書が開発され、同教科書は全国ほぼ全ての対象児童に配布された。また、この協力を契機として「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）」の資金が更なる教科書開発・配布等に充当されることが決定した（2019年度）。
- ネパールでは、1～3年の算数教科書と小1教員用 指導書の開発・改訂を完了した。また、新型コロナによる休校下の児童に向けて、他ドナーと連携して算数自主学習教材を作成し、教育省ホームページで公開される等、時宜を得た支援につながった（2020年度）。
- セネガルでは、算数の学習改善のための補助教材・指導書を開発するとともに、パイロット2 州の1,200校、5,500人の教員に対し研修を実施し、20万人の児童の基礎学力が大幅に改善した（最低限の算数スキルを身につけた児童の割合が2 割以下から6割以上に増加）（2019年）。

② 教員養成・研修の改善

- ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、アフガニスタン、パレスチナ、エルサルバドル、モザンビーク、ザンビア、ケニア、ガーナ等計27か国において計38件、教員養成・研修の改善に向けた事業を実施した（各年度）。
- カンボジアでは、教員養成大学の運営計画策定や体制・指導教官の強化、4年制の教員養成課程に向けた理数科分野のカリキュラムやシラバス、教材の作成等を支援した二つの教員養成大学が開校した（2017、2018年度）

③ 学校運営の改善

- ネパール、ニジェール、マダガスカル、エジプト等計10か国において計20件、学校運営の改善に向けた事業を実施した（各年度）。

⁴⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、4 件

- エジプトでは、日本の教育の特長である特別学校、朝学習、手洗い・歯磨き等を取り入れたエジプト・日本学校（EJS：Egypt-Japan School）が43校開校し、最初の開校セレモニーには大統領も出席した。日本式教育は同国政府から高く評価され、全国の小学校（1年生）での毎週の実践が決定される等、日本の知見や経験を活用した教育の質の改善に大きく貢献した。コロナ禍においても、手洗い活動をエジプト全国に展開すべくビデオ教材を作成したほか、マスタートレーナーやEJS教員向けの研修をオンライン化し、オンライン自習プログラムとライブ配信の組み合わせで研修を実施した（2018～2020年度）。
- ニジェール、モロッコでは、機構の支援を通じ学校運営の改善に資するモデルを開発の上、パイロットで導入した結果、学力の向上や学校環境・運営の改善がみられた（2018年度）。
- モンゴルやネパールでは、それぞれ機構の協力による文書が各国政府により承認・認知され、制度化につながった（2018年度）。
- インドのNGOプラサム及びマサチューセッツ工科大学の貧困アクションラボと2018年度に協力覚書を締結し、2019年度には、読み書き・算数スキル向上のための新モデルを開発した。同モデルをマダガスカル（1,650校17万人）、ニジェール（101校1万人）において試行した。その結果、児童の算数の平均点が約30%ポイント上昇し、両国政府はこの取組を高く評価して拡大する方針となった（2018、2019年度）。

④ 教育施設の拡充

- モンゴル、カンボジア、ラオス、ハイチ、マラウイ、ブルキナファソ、エチオピア等計13か国において計14件、教育施設の拡充に向けた事業を実施した（2017～2020年度）。
- 上記の国において、小中学校教室、教員養成校等の整備・拡張等を行った。

⑤ ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育

- アフガニスタン、モンゴル、パキスタン、ニジェール等において計14件、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育に資する事業を実施した（各年度）。
- アフガニスタンで、聴覚・視覚障害分野の6教科の教科書を開発し、全国の教員養成校に配布された。また、機構の支援を通じて、識字教育の質の向上のため、全国の州・郡教育事務局に改訂版モニタリングマニュアルが配布され、パイロット地域の識字教室では、約2,000人の非識字成人が受講し、約94%の女性参加者が識字教室を卒業した（2017、2018年度）。
- モンゴルでは、障害児に対する教育サービスの改善を支援し、事業の前後で障害児の就学数が、非パイロット校（33校）では583人から477人に減少した一方、パイロット校（14校）では1,265人から1,445人まで増加した。
- パキスタンでは、就学の機会を逃した児童・若者等に対する教育支援を行った。全国のノンフォーマル教育センター約24,000校のうち、約2,200のセンターで機構の支援により開発された教材が使用された（2019年度）。
- ニジェールでは、女子の就学促進を目的として、UNICEFと連携し、全国8州で州ごとに教育フォーラム（州、県教育関係者、学校運営委員会代表、自治体代表等が集まる会合）を開催した。そこで誓約された活動がコミュニティで実行され（早婚モニタリング委員会の設立、啓発活動の実施等）、女子生徒の中学1年生の中退率は33.4%から20.0%に、中学2年生への進級率は44.6%から57.5%に大幅に改善された（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal4（全ての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する）に貢献するため、SDGsターゲット4.1に資する質の高い初等教育修了に向けた基盤整備を14件、4.cに資する質の高い教員輩出に向けた協力を38件実施した。また、SDGsターゲット4.5に資するジェンダー格差・脆弱層への支援を14件及び4.6に資する基本的な読み書き・算数能力向上に向けた案件を20件実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 上記（1）のほか、新型コロナの影響を受ける世界と日本の教育を支援する専門家及び海外協力隊等の取組を網羅的に紹介する特設サイトを機構ホームページ内に開設し、反響を得た。また、機構ホームページ内に「『子どもの学びの改善』のためのお役立ち情報」を新設し、教科書・教員用指導書、算数ドリル、動画（日本での数と計算の理解）等これまでの教育協力の成果品を掲載し、退避帰国中の海外協力隊による活用を促進した。
- 外務省との共催でオンラインセミナー「コロナ禍での教育協力を考える」を開催し、コロナ禍がもたらす子どもたちの学びへの影響と中長期的な支援ニーズについて、日本政府（外務省、文部科学省、経済産業省）、国際機関（UNICEF等）、開発コンサルタント、民間企業、NGO等がそれぞれの問題意識や取組を共有するとともに、新型コロナ時代の教育協力における官民連携の可能性について議論した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- コロナ禍の継続に伴い、教育・学習機会が失われ、将来的には就業機会にも影響する等中長期的に大きな影響を及ぼすことが危惧されている。コロナ禍での休校措置、対面と遠隔のブレンド教育等、開発途上地域の取組方針を踏まえつつ、子どもの学習機会が途切れることのないよう、これまでの支援の成果である教科書・教材のデジタル化、オンラインが活用できない児童・生徒への配慮、手洗い・衛生面での支援等学校再開に向けた取組等、教育行政、コミュニティ、開発パートナーと連携しながら取り組む。

No.2-7 スポーツ

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
ボランティアを通じた活動の裨益者数	7.3万人 ⁴⁷	11.5万人	22.9万人	20.6万人	11.4万人	万人
スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数	2020年に162人 ⁴⁸	265人	215人	256人	1人	人

(注) 2020年度は2019年度と同等規模の新規派遣を予定していたが、コロナ禍により、体育・スポーツ分野に限らず新規隊員の派遣がほぼ不可な状況となった。かかるなかでも新規派遣の可能性を探り続け、結果

⁴⁷ 2014-2015 実績平均

⁴⁸ SFT 目標値（2012 年度実績（81 人）を 2020 年までに倍増）

として1人だけではあったが、新規派遣を実現した。

(1) スポーツを通じた開発支援

① スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）への貢献

- 体育・スポーツ分野の新規隊員派遣倍増、ミャンマー「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、「カンボジア王国 中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト」（草の根技術協力）等、計83か国を対象に計2,146件の事業実施（2021年3月末時点）を通じて、開発途上国の人々約683万人に裨益し、SFTの目標（裨益者1,000万人）達成に大きく貢献した（各年度）。
- スポーツ庁、日本オリンピック委員会（JOC）及び東京2020オリンピック・パラリンピック大会組織委員会からの有識者を招いて「スポーツと開発」協力構想会議を6回実施し、「スポーツと開発」クラスター事業戦略を策定した（各年度）。
- スポーツ庁「スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会」に委員として参画し、「スポーツ国際戦略」の策定に貢献した（2018年度）。
- 機構が支援した選手・チームがケニア、ミクロネシア、メキシコで東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場権を獲得した（2019～2020年度）。
- 国際社会に対して「スポーツと開発」に関するメッセージをより戦略的に発信すべく、日本オリンピック委員会と2020年7月に連携協定を締結した（2020年）。
- 開発銀行サミット⁴⁹内で、フランス開発庁が主催した「スポーツと開発」特別イベントにて、機構理事長からのビデオメッセージが紹介された。また、フランス開発庁が開設したウェブプラットフォーム「Sport en Commun」に加盟し、国際社会への発信を強化した（2020年度）。

② スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進

- 計67か国に対して、体育・スポーツ分野の新規隊員を計737人派遣したほか、ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」、「ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト」（草の根技術協力）、「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」（課題別研修）等、計18か国に対してスポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進に資する事業を実施した（2017～2020年度）。
- 南スーダンでは、平和構築等を目的として、全国スポーツ大会「National Unity Day（NUD）」を実施した。同大会に出場した南スーダン選手が東京オリンピック・パラリンピック大会にも出場し、1年以上にわたり前橋市にて事前合宿をする等、国内外にて大きな注目を浴びた（各年度）。
- タンザニアでは、ジェンダー平等化及び女性のエンパワーメント等を目的として、女子陸上競技会「Ladies First」を実施した。同取組は、2019年9月の国連総会では、安倍総理（当時）が一般討論演説のなかで女性のエンパワーメントへの日本の貢献事例として言及した（各年度）。
- インドネシアでは、中部スラウェシ地震1周年を機にJリーグと復興支援イベントを、また、フィリピン・ダバオ市では、青年育成を目的とした野球教室を読売巨人軍と開催した（2019～2020年度）。

⁴⁹ 気候変動や SDGs 達成に対する開発銀行の役割を議論することを目的に、全世界の約 450 の開発銀行が一堂に会した初のサミット。2020 年 11 月 11 日、12 日にフランスのパリにて開催された。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal3（全ての人々の健康的な生活の確保と福祉の促進）やSDGs Goal4（全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供と生涯学習の機会の促進）に寄与する課題別研修や技術協力を実施したほか、タンザニア等での取組を通じてSDGs Goal5（ジェンダー平等実現）に、ボスニア・ヘルツェゴビナ、南スーダン等での取組を通じて、SDGs Goal16（平和で包摂的な社会の促進）に貢献した。
- SDGsへの貢献を定義した「JICA『スポーツと開発』事業取り組み方針」を策定・公表した。また、「スポーツ・フォー・オール みんなのスポーツ」ウェブパンフレットにてSDGs項目に対するスポーツの役割について整理し、TICAD 7等にて配布した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルス感染拡大を受け、ボランティアの新規派遣は通常どおりの実施が困難となり、派遣中隊員も退避を余儀なくされたが、かかるなかにあっても遠隔での支援継続（オンラインツールを活用した直接指導、動画共有等）、国内課題解決への貢献（ホストタウンの取組への参加、スポーツ番組制作）、自己研鑽（講義、意見交換）等の活動を支援した。また、隊員の渡航再開に併せて感染症対策に配慮した体育・スポーツ指導の講義を実施した。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- 東京オリンピック・パラリンピック大会にとどまることなく、SFT達成に向けた取組を通じて得られた成果等を踏まえ、人間の安全保障の実現やSDGs達成に向けて「スポーツと開発」の取組を更に強化する必要がある。そのため、スポーツ庁や日本オリンピック委員会をはじめとする国内の関連団体とポストSFTの取組について意見交換を継続する。また、国内外の様々な個人・団体が同じ目標に向かって主体的に取り組める場の構築を目指し、外部との連携を強化しながら機構の取組を更に推進する。さらに、スポーツの訴求力をいかし、著名人の講演等も含めた啓発・広報イベント等を通じて市民参加協力も推進する。

No.2-8 社会保障・障害と開発

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
社会保障に係る研修実績	128人 ⁵⁰	135人	82人	202人	150人	人
障害に関する研修等に参加した機構事業関係者の人数	213人 ⁵¹	467人	2,666人	2,994人	460人	人

(1) 社会保障制度の構築や強化への貢献

① 高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応

- タイ、マレーシア、中国等において計4件、高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応に資

⁵⁰ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

⁵¹ 2014-2015 実績平均

する事業を実施したほか、年に1度、「高齢化対策」（課題別研修）を通じ、各国の行政官の政策策定能力強化を行った（各年度）。

- タイでは、協力対象地域の65%において日常生活動作の指標が改善する等の成果がみられたことで、タイ政府による介護サービスの予算化につながった（2017～2019年度）。
- インドネシアでは、日本の社会保険労務士制度をモデルとした資格制度を構築する機構初の事業に取り組み、国家社会保障審議会にてインドネシア版社会保険労務士を規定する規則が制定された（各年度）。

② 機構事業における障害に関する取組・視点の組込の更なる推進

- 「障害と開発」分野への関与を目指す人材の育成を目的とした能力強化研修を累計93人に実施した（各年度）。
- アジア・太平洋地域での健康危機対応及び高齢化社会への対応を含むUHC達成に係る戦略的な連携に向けて、2017年度にアジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）と覚書を締結し、毎年度のリトリートに加え、2018年度にはADBと国際会議を共催した。また、2019年度には、ベトナム政府関係者をタイに招へいするスタディツアーを世界銀行と共同で実施した（2017～2019年度）。
- 日本政府が掲げる「ベトナム介護人材1万人受入」の目標に寄与する取組として、長野県小諸市の「のぞみグループ」による日本式介護技術の輸出や、栃木県さくら市のシンテックス㈱による高齢者・障害者向け椅子式階段昇降機・段差解消機の導入に向けた案件化調査を実施した（2018、2019年度）。
- パラグアイでは、南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修制度の実施を通じて、障害当事者を中心に監査員（48人）の登録を行った。その結果、これまで機能していなかった物理的アクセシビリティ認証制度が実施可能となり、障害者が利用しやすい施設・設備への改善に貢献した。また、「地方の方言を含むパラグアイ手話デジタル辞書」を作成した（2018年度）。
- インドのデリー高速輸送システム建設事業が「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞する等、機構の事業における障害配慮の取込に係る取組が外部から高く評価された（2019年度）。
- ヨルダンでは、障害者の就労を促進するためのジョブコーチを、当初計画を上回る185人育成し、当初目標の100人を超える120人の障害者が縫製業、接客業等に雇用された。また、プロジェクトで育成した障害者のピア・カウンセラーが、国境なき医師団の病院、イタリアのNGOに雇用される等波及的効果も生まれた（2019年度）。
- モンゴルでは、政府関係者や民間企業を対象とした「障害平等研修」を継続的に実施し、その受講者が1万人を超えた。さらに、「障害平等研修の実施及びファシリテーターへの資格授与に関する規則」が労働社会保障大臣令として発効され、同研修の事業化が前進した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 既述の取組を通じて、SDGsターゲット1.3（適切な社会保護制度及び対策の実施と脆弱層の十分な保護）、8.5（障害者を含む全ての人間の完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事）、10.4（平等の拡大を漸進的に達成）等、多岐にわたる項目に貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 課題別研修「高齢化対策」や能力強化研修「障害と開発」等の各種研修をオンラインあるいは、オンデマンドによる講義動画等で実施した。また、新型コロナにより影響を受け健やかな成長を脅かされる子どもとその家族の状況を含めた児童福祉分野の現状調査及び日本の当該分野の現状と国内リソースの情報収集・分析調査を開始し、コロナ禍における中長期的な支援策の検討を行った。

(4) 事業上の課題及び対応方針

- コロナ禍において障害者や高齢者等の脆弱層が一層困難な状況にあることが判明した。これに対し、緊急対応として、現在実施中の事業及び新規形成予定の事業の枠組みのなかで対応できる活動を短期的取組として対応しつつも、各国で社会的弱者の置かれている状況は異なるため、各国のニーズ及び活用できるリソースを正確に把握した上で中長期的対応策を引き続き検討する。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：S

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与、外交政策上の観点から設定された重要又は難易度の高い目標の達成）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口（TICAD VI関連）、学びの改善のための支援により裨益した子どもの人数）は、いずれも目標水準を上回る成果をあげている。

【質的成果】

ア. UHCを目指した保健システムの強化：

- 政策制度の導入・改革や能力向上に貢献する事業を49か国計94件、非感染症疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善に資する事業を27か国計36件実施。
- ラオス初の全国看護師国家試験の実施、ベトナムでの看護師育成研修教材の全国標準として国家承認、バングラデシュの協力対象病院における心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数の増加（約2.6倍）及び非感染症疾患の月間スクリーニング件数の大幅拡大（約7.6倍）、メキシコでの虚血性心疾患治療技術に係る研修の国家制度化等を実現。
- 新型コロナの甚大な影響が及ぶなか、UHCを目指した強じんな保健システムの強化及び感染症による健康危機時の対応のための公衆衛生上の備えの強化を念頭に、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を形成し、各種事業を推進。
- ケニアでは、ケニア中央医学研究所（KEMRI）において、国内半数以上及び隣国ソマリア等の新型コロナ検査に対応するなか、KEMRIに対しPCR検査キット5万検体分を供与。また、保健

財政及び保健サービス提供能力の強化等を目的とした保健分野開発政策借款のL/A（Loan Agreement：借款契約）に調印。これら包括的な支援により、ケニアにおけるUHCの達成及び新型コロナ対策へ大きく貢献。

イ. 感染症対策の強化：

- 感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・突発的な感染症への対応能力強化に資する事業を計70か国で実施。
- 様々な外部関係機関との連携によるアフリカでのポリオ根絶の実現（ナイジェリア大統領から機構理事長に感謝状授与）、キリバスでのフィラリア症制圧の実現、コンゴ民主共和国及びウガンダでのエボラ出血熱流行の収束等に貢献。
- 長年の機構の取組により培ったアセットを基盤に、ガーナ、ベトナム、ミャンマーにおいて新型コロナ対策の予防・治療・検査体制強化に係る迅速かつ包括的な支援により、効果の高い発展的成果が発現。

ウ. 母子保健の向上：

- 母子保健サービスに携わる看護・助産人材の育成に資する事業を計24か国31件、母子手帳普及に資する事業を5か国計5件、計74か国への母子手帳の導入推進等を実施。
- ボリビアでの乳児死亡率の大幅削減（ボリビア全体1,000出生当たり63件→協力対象地1,000出生当たり1件）。
- アンゴラでの民間や援助機関との連携強化を通じた母子手帳支援（計296万冊；事業対象地における2年分以上の冊数の寄贈）、ヨルダンでの国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA：United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East）との共同開発による機構初の電子母子手帳の完成・運用等を実現。
- 母子保健手帳等に係る国際標準の設定を目的とするガイドラインをWHOと連携して策定したほか、機構、WHO及びUNICEFの3者基本合意文に基づく、プラットフォームの枠組みを具体化させ、国際的な認知度向上に大きく貢献。

エ. 栄養の改善：

- 日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善に資する事業を計40か国153件実施。
- 「栄養改善事業推進プラットフォーム」（78企業・団体が加盟）の共同議長として同プラットフォームの運営に貢献、メンバー企業による事業参画が計8件実現。
- 栄養分野における機構の取組が評価され、「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに機構理事長が就任。
- 食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）を推進。アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた事業を計7か国8件実施。また、IFNAの推進に向けて計10か国にて国別アクションプランの策定に向けたワークショップを開催、計8か国において同プランが各国政府により承認。
- 「IFNA横浜宣言2019」の採択に主導的役割を果たす等、栄養改善に係る国際援助潮流の形成及び分野横断的な活動推進に貢献。
- ルワンダでは、多岐にわたる省庁等関係者との調整を重ね、栄養分野で機構初の政策借款のL/A調印を実現。

オ. 安全な水と衛生の向上：

- 安全な水へのアクセスの改善に資する事業を計21か国28件実施、計1,100万人の安全な水へのアクセスを実現。

- タジキスタンでの給水施設整備を通じた4,800戸への常時の安全な水供給を実現し、土木学会技術賞も受賞。
- バングラデシュでのラカイン州からの避難民約3万人に対する給水等を実現。
- 持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に資する事業を計50か国212件実施、5万人弱規模の人材育成に寄与。
- ルワンダでのGISを用いた全国の給水施設インベントリ・地図データベースの作成（モデル郡では、給水施設停止日数が約4割短縮、残留塩素の検出率が約6倍増加）。
- ナイジェリアでの官民連携型オープンイノベーションを通じた革新的事業の実証（「水道料金のオンライン支払システム」の開発による約8倍の収益増、「水道メーターの自動検針スマホアプリ」の開発による顧客1人当たりの請求書発行コストの15円→2.5円への削減）等を実現）。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、先方実施機関の緊急の要請に応え、資機材等の調達、事業継続計画の策定、給水車による給水システムの立ち上げ等の支援を、約20か国で迅速に展開し、水供給サービスの継続に貢献。
- 「JICA健康と命のための手洗い運動」として、新型コロナ感染予防と健康増進に向けた手洗い設備の整備や啓発活動に取り組み、計48か国約200件の取組を実施。

カ. 万人のための質の高い教育：

- 教科書・学習教材の開発に向けた事業を計15か国15件、教員養成・研修の改善に向けた事業を計28か国41件、学校運営の改善に向けた事業を計10か国19件、教育施設の拡充に向けた事業を計13か国14件、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育に資する事業を計4か国4件実施。
- 機構支援を通じて開発した教科書・学習教材が各国で承認・導入、セネガルでの20万人の児童の基礎学力の大幅改善（最低限の算数スキルを身につけた児童の割合が2割以下から6割以上に増加）、マダガスカル及びニジェールでの18万人の児童の算数の平均点向上（約30%ポイント向上）等、多くの国々で児童の学力向上を確認。
- エジプトでは、特別活動等を含む日本式教育を導入したエジプト・日本学校が43校開校し、日本式教育が同国政府から高く評価された結果、全国の小学校での実践が決定。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、ミャンマーやネパールで自宅学習教材等を作成・公開したほか、新型コロナに対応した教育分野特設ウェブサイトを開設し、機構のコロナ禍での教育支援を一元的に広く発信。

キ. スポーツ：

- 体育・スポーツ分野の新規隊員派遣倍増等を通じて、計83か国において事業を実施。約683万人への裨益を実現して、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の目標（裨益者1,000万人）達成に大きく貢献。
- 機構が支援した選手・チームによるケニア、ミクロネシア、メキシコでの東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場権の獲得等、顕著な成果が発現。
- スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進に資するべく、体育・スポーツ分野の新規隊員を計67か国、737人派遣したほか、各種技術協力を実施。
- 南スーダンでの平和構築に資する全国スポーツ大会「National Unity Day」、タンザニアでのジェンダー平等化及び女性のエンパワーメントに資する女子陸上競技会「Ladies First」、インドネシアでのJリーグと連携した中部スラウェシ地震からの復興支援イベント、フィリピン・ダバオ市での読売巨人軍と連携した野球教室等を開催。
- 日本政府の「スポーツ国際戦略」策定に貢献したほか、日本オリンピック委員会（JOC）との連携協定締結、フランス開発庁が開設したウェブプラットフォームへの加盟等を通じて、国内

外への情報発信体制を強化。

ク. 社会保障・障害と開発：

- 高齢者の医療アクセスや介護等の課題への対応に資する事業を計4件実施したほか、課題別研修「高齢化対策」を通じ、各国の行政官の政策策定能力強化に貢献。
- タイでは、協力対象地域の65%で日常生活動作の指標改善がみられ、同国政府による介護サービスの予算化につながったほか、インドネシアでは、日本をモデルとしたインドネシア版社会保険労務士を規定する規則が制定。
- モンゴルで「障害平等研修」（受講者1万人超）、ヨルダンで障害者の就労を促進するジョブコーチの育成（185人を育成、120人の障害者が縫製業や接客業等に雇用）、パラグアイで南米初となる物理的アクセシビリティ監査員養成研修制度（障害者が利用しやすい施設・設備への改善に貢献）等を実施。
- 「障害と開発」分野への関与を目指す人材の能力強化研修を計93人対象に実施。
- インドでは、デリー高速輸送システム建設事業における障害配慮の取組が高く評価され、「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞。

3-4. 主務大臣による評価

評価：S

＜評価に至った理由＞

（定量的実績）

【指標 2-3】「機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口」は、2018 年度に目標を達成した。【指標 2-8】「学びの改善のための支援により裨益した子どもの人数」は 2020 年度末時点で目標値（1,000 万人）を上回る 1,485 万人となっており、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

（定性的実績）

1. UHC を目指した保健システムの強化（【指標 2-1】「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現に資する、政策・制度の導入・改革、能力強化等の保健システムの強化に係る支援の実施状況」）
政策制度の導入・改革や能力向上に貢献する事業を 49 か国計 94 件、非感染症疾患に関する保健医療サービスへのアクセスの改善に資する事業を 27 か国計 36 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ラオス初の全国看護師国家試験の実施、ベトナムでの看護師育成研修教材の国家承認、バングラデシュの協力対象病院における心血管疾患の集中治療が可能な月間重症患者数の増加（約 2.6 倍）及び非感染症疾患の月間スクリーニング件数の大幅拡大（約 7.6 倍）、メキシコでの虚血性心疾患治療技術に係る研修の国家制度化を始めとして、相手国政府の政策決定にも重要な影響を与えつつ、UHC の推進に顕著な成果を挙げた。
- ・新型コロナの甚大な影響の中、ケニアにおける保健セクターでの開発政策借款や、機構が 40 年にわたり支援してきたケニア中央医学研究所への新型コロナ対策支援に代表されるように、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」と銘打って各地域における保健・医療体制の強化に取り組み、新型コロナ対策に係る日本政府の政策実現に大きく貢献した。

2. 感染症対策の強化（【指標 2-2】「強じんな保健システムの構築に資する、感染症への対応能力の強化に係る支援の実施状況」）

感染症発生動向調査（サーベイランス）、実験室（ラボ）による確定診断、緊急対応等の恒常的・

突発的な感染症への対応能力強化に資する事業を計 70 か国で実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・新型コロナの世界的流行の中、危機に対応するための支援を迅速かつ広範に実施した。過去に無償資金協力によって開設されたガーナの野口記念医学研究所への支援など、これまでの機構事業の成果も活用しつつ、延べ 70 か国に対し、資機材の供与や技術支援を展開した。
- ・外部関係機関との連携の下、アフリカでのポリオ根絶の実現（ナイジェリア大統領から機構理事長に感謝状授与）、キリバスでのフィラリア症制圧の実現、コンゴ民主共和国及びウガンダでのエボラ出血熱流行の収束等に貢献を果たした。

3. 母子保健の向上（【指標 2-4】「母子保健サービスの向上に資する、看護・助産人材育成等に係る支援及び母子手帳の普及と国際的認知の向上に係る取組の実施状況」）

母子保健サービスに携わる看護・助産人材の育成に資する事業を計 24 か国 31 件、母子手帳普及に資する事業を 5 か国計 5 件、計 74 か国への母子手帳の導入推進等を実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・母子保健手帳等に係る国際標準の設定を目的とするガイドラインを WHO と連携して策定したほか、アンゴラで民間や援助機関との連携強化を通じた母子手帳支援（計 296 万冊）、ヨルダンで国連パレスチナ難民救済事業機関との共同開発による機構初の電子母子手帳の運用等を実現させるなど、国際機関を含む様々な主体と連携しつつ、母子保健手帳に係る認知度向上やその展開に寄与した。

4. 栄養の改善（【指標 2-5】「栄養状況の改善に資する、分野横断的かつ民間の活力も活用した支援の実施状況」）

日本の民間企業の活力も活用した開発途上地域の栄養改善に資する事業を計 40 か国 153 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・官民連携の枠組みである「栄養改善事業推進プラットフォーム」（78 企業・団体が加盟）の共同議長として同プラットフォームの運営に貢献したほか、栄養分野における機構の取組が評価され、栄養分野のグローバル・リーダーで構成される「SUN Lead Group」の東アジア地域唯一のメンバーに機構理事長が就任した。
- ・食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）を推進し、飢餓と栄養不良の克服に向けた事業の実施、国別アクションプランの策定に向けたワークショップの開催等を行った。また、「IFNA 横浜宣言 2019」の採択に主導的役割を果たす等、栄養改善に係る国際援助潮流の形成及び分野横断的な活動推進に貢献した。

5. 安全な水と衛生の向上（【指標 2-6】「安全で安価な水の確保に資する、安全な水へのアクセス改善や水の供給・利用・管理や衛生に係る能力向上支援の実施状況」）

安全な水へのアクセスの改善に資する事業を計 21 か国 28 件実施、計 1,100 万人の安全な水へのアクセスを実現するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・タジキスタンで給水施設整備を通じた 4,800 戸への常時の安全な水供給を実現し、土木学会技術賞を受賞した例、バングラデシュでのラカイン州からの避難民約 3 万人に対する給水等を実現した例、ナイジェリアで現地スタートアップ企業と連携した実証事業により水道事業の収益が増加した例に代表されるように、質の高い事業を展開し外部からも高い評価を得た。
- ・新型コロナへの対策として、「JICA 健康と命のための手洗い運動」を開始し、手洗いの重要性について 48 か国において約 200 件の啓発活動を展開したほか、多くの水道事業体が料金収入激減など運営上の困難に直面する中、約 20 か国で水供給サービスの継続に向けた緊急的な支

援を実施した。

6. 万人のための質の高い教育（【指標 2-7】「子供の学びの改善に資する、質の高い教育環境の提供、ジェンダー配慮・女子教育の推進、及び疎外されている人々への教育拡大に係る支援の実施状況」）

教科書・学習教材の開発に向けた事業を計 15 か国 15 件、教員養成・研修の改善に向けた事業を計 28 か国 41 件、学校運営の改善に向けた事業を計 10 か国 19 件、教育施設の拡充に向けた事業を計 13 か国 14 件、ジェンダー配慮及び女子教育、疎外されている人々への教育に資する事業を計 4 か国 4 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・エジプトで特別活動等を含む日本式教育を導入したエジプト・日本学校が 43 校開校し、日本式教育が同国政府から高く評価された結果、全国の小学校での実践が決定したほか、複数の国で機構の支援を通じて策定した教科書が配布されるなど、相手国政府の政策・運営に重要な貢献を果たした。またこの際、パプアニューギニアにおける「教育のためのグローバル・パートナーシップ」の資金による教科書配布など、他機関との連携にも取り組んだ。

7. スポーツ（【指標 2-9】「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況」）

計 83 か国において計 2,146 件の事業を実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・体育・スポーツ分野の新規隊員派遣倍増等を通じて、約 683 万人に裨益するスポーツ分野の事業を展開し、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）の目標（裨益者 1,000 万人）達成に大きく貢献した。こうした協力を通じ、ケニア、ミクロネシア、メキシコで機構が支援した選手・チームが東京オリンピック・パラリンピック競技大会への出場権を獲得する等、顕著な成果があった。

8. 社会保障・障害と開発（【指標 2-11】「障害者の開発プロセスの参加促進や事業への障害の視点の組込に係る取組状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・インドネシアでは、日本をモデルとしたインドネシア版社会保険労務士を規定する規則が制定されたほか、インドでは、デリー高速輸送システム建設事業における障害配慮の取組が高く評価され、「National Award for the Empowerment of Persons with Disabilities」を受賞するなど、機構の事業が相手国政府の意思決定に重要な貢献を果たすとともに、外部からも高い評価を受けていることが認められる。

（結論）

以上により、定量指標のうち一方は達成済み、もう一方は 120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期目標における所期の目標を上回る顕著な成果が見込まれると認め、「S」評価とする。

具体的には、新型コロナ感染拡大に対し、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」と銘打って各地域における保健・医療体制の強化に取り組むとともに、ケニア中央医学研究所やガーナ野口記念医学研究所をはじめとして、延べ 70 か国に対し新型コロナ対策に係る支援を迅速に展開したこと、「JICA 健康と命のための手洗い運動」の下で 48 か国において約 200 件の感染症防止に係る啓発活動を実施したこと、感染症の影響を踏まえ水供給サービスの継続に向けた緊急的な支援等を実施し

たことなど、各分野において新型コロナに迅速かつ適切に対処した。これは、我が国の開発協力の基本方針である「人間の安全保障の推進」や UHC をはじめ、重要な外交政策の実現に貢献したものととして高く評価される。また、同感染症流行以前においても、アフリカでのポリオ根絶の実現を始めとして各種感染症への対策に貢献するなど、顕著な成果を挙げた。加えて、我が国の特色のある協力として母子保健手帳に係る協力を展開し、国際的な認知度向上や利用の普及・拡大に積極的に取り組んだ。

これらの成果は「開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進」に寄与するとともに、新型コロナの世界的な感染拡大への対応を始めとして、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも顕著に貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

上記評価を踏まえ、引き続き新型コロナ対策に係る支援を各分野で迅速かつ適切に展開するとともに、栄養サミット等の国際会議における政府方針も踏まえつつ、各分野において「人間の安全保障」や UHC の実現、SDGs の達成に貢献する協力を推進することを期待する。その際、母子保健手帳や感染症対策の取組で見られたように、国際機関等の他機関との連携にも引き続き留意するとともに、日本政府による分担金・拠出金との相乗効果も念頭においたバイ・マルチ連携に向けた協力を期待する。この際、新型コロナの収束に向け、保健・医療分野での協力を一層強化すべく取り組まれない。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋、女性・平和・安全保障に関する行動計画、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【難易度：高】治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営を行う必要があり、目標達成に法人の創意工夫を要し、かつ外部要因に事業実施を規定する条件が大きく左右されるため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度～令和 2 年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成 29 年度～令和 2 年度行政事業レビューシート番号 0144 無償資金協力、0145 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数	15,000 人 (2016-2018) ⁵²	5,000 人	6,115 人	5,279 人	—	—	—
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			5,647	5,075	4,497	3,303 ⁵³	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有した平和で民主的な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。これらの支援に当たっては、個々の事業の目標達成に向け、支援のアプローチや投入資源の変更等の柔軟性の確保や他機関との連携強化を通じた継続的な支援実施に重点を置く。 ア 公正で包摂的な社会の実現 民事法や経済法の起草支援、立法・司法制度の能力強化等を含む法の支配の促進や、中央・地方の行政の強化等を含むグッドガバナンスの実現や民主化の促進を支援する。その際、法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化を重視する。 イ 平和と安定、安全の確保 紛争の影響を受けた人々が平和で安全な生活を取り戻すことを目指し、社会・人的資本の復

⁵² 2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標を基に、機構貢献分を 75%として想定して設定する。中東地域安定化のための包括的支援の目標値：2016 年から 2018 年に 2 万人

⁵³ 暫定値

興、統治機構・治安の回復、難民・国内避難民と受入社会の共生に資する支援を行う。その際、紛争再発防止及び社会の融和に向けた社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上、平和と安定、安全の確保に資する取組を重視する。また、開発機関としての強みと経験を活かすとともに、人道支援と開発協力の連携を国際機関とも協調しつつ進める。加えて、国際社会における紛争やテロの増加を踏まえ、平和で安全な社会の維持を目指し、開発途上地域の治安維持能力の強化や海上保安等の法執行機関等の公的機関の機能強化を含む、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる能力強化に係る支援を行う。

中期計画：

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 公正で包摂的な社会の実現

ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現を促進するため、民事法や経済法を中心としたルールを整備、立法府、司法府、行政、公共放送の機能強化等を支援する。協力に当たっては、各国の文化的・社会的な背景を踏まえた制度の導入や、戦後の民主化等の我が国の経験を活用する。

イ 平和と安定、安全の確保

- 紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和を促進するため、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化を支援する。また、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進等も支援する。協力に当たっては、包摂性や透明性、公平性等に配慮するとともに、特に難民・国内避難民に関係する取組においては、人道支援と開発協力のそれぞれの強みをいかした連携に留意する。さらに、平和で安全な社会や国際環境を構築するため、民主的なアプローチを重視しつつ、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化、安全なサイバー空間の実現等に向けた支援にも取り組む。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- 法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16（16.3, 16.5, 16.6, 16.7, 16.10）, Goal 17（17.18, 17.19）関連）
- 紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）
- 平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況（SDGs Goal 16 関連）

3-2. 業務実績

No.3-1 公正で包摂的な社会の実現

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
民事法・経済法を中心としたルール整備等ガバナンス強化に係る研修実績数	1,087人 ⁵⁴	1,068人	926人	1,068人	240人	人

⁵⁴ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

包摂性や透明性等に配慮し、紛争再発防止、及び社会の融和に資する活動による研修実績数	1,350人 ⁵⁵	1,728人	2,933人	2,452人	3,416人	人
---	----------------------	--------	--------	--------	--------	---

(1) ガバナンスと法の支配に基づく社会の実現の促進

① 民事法や経済法を中心としたルールの整備

- インドネシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマー等計21か国において計26件、民事法や経済法を中心としたルールの整備に資する事業を実施した（各年度）。
- ネパールでは、機構が2009年から起草を支援してきた南アジア初の統一的民法典が、議会審議と大統領の署名を経て成立した（2017年度）。
- ラオスでは、機構の20年にわたる協力の成果として、同国初の民法典が起草され、2018年12月に国会で成立した（2018年度）。
- 中国では、長年の法制度整備支援が評価され、同国の経済・制度・文化の発展に貢献した外国人への最高位の賞「中国政府友誼賞」を機構専門家が受賞した（2019年度）ほか、2020年5月、1954年憲法制定以降初の民法典が成立した（2020年度）。
- 機構による法整備支援の20年間の集大成として書籍「世界を変える日本式『法づくり』」を刊行し、法整備支援の意義に対する理解促進に取り組んだ（2018年度）。

② 立法府の機能強化等

- ベトナムにおいて計2件、立法府の機能強化等に資する事業を実施した（各年度）。
- ベトナムでは、日本の衆議院法制局、衆議院事務局、国立国会図書館の協力の下、議員立法や議会運営に関する研修やセミナーを実施した。また、参議院事務局の協力により、ベトナムで「国会特別体験プログラム（子どもの国会参観・体験プログラム）」が開始され（2017年度）、2019年度までに3,500人以上の生徒が参加した（各年度）。
- カンボジアでは、有権者の電子登録システムの初導入・運用や選挙実施細則の策定等に係る技術支援を行い、選挙管理の公正性や透明性の向上に貢献した（2017、2018年度）。

③ 行政、公共放送の機能強化等

- バングラデシュ、ネパール等計19か国において計39件、行政、公共放送の機能強化等に資する事業を実施した（各年度）。
- バングラデシュでTQM（Total Quality Management）による公共サービス改善を支援した結果、政府・行政機関で7,000以上のカイゼンテーマが設定、6,000以上のカイゼンチームが独自に形成され、公共サービス改善の取組が全国的に拡大した（2017年度）。
- 日本の地方創生経験から開発途上地域の地方行政能力の強化に有用と考えられる地域マネジメント上の教訓を体系的に整理した「地方創生リソース活用ハンドブック」を作成した（2017年度）。
- ネパールでは、日本の統計手法を基にした経済センサス実施に係る協力を行い、アクセス困難な山間部も含めた同国史上初となる経済センサスを実施した（2018年度）。

⁵⁵ 2015 年度実績

- バングラデシュでは、公共投資事業の形成・審査・承認プロセスの効率化や、中長期開発計画・財政枠組みとの連携強化に資する公共投資管理改革ツールを開発し、同ツールは計画委員会で正式承認され、2省への導入が決定した（2018年度）。
- コソボでは、機構の支援を通じて、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた外部有識者等から成る番組審議会が初めて発足した（2018年度）。
- ウクライナでは、番組制作能力の強化に取り組み、NHKの番組からヒントを得る形で同国初とされる障害者に焦点を当てた番組が制作・放映された（2018年度）。
- 機構主導で、チョコレート関連企業やNGO等の協力を得て、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的とした共創型プラットフォーム「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を2019年度に構築し、2020年度には、29団体、53個人の参加を得て、一般市民を対象としたイベントの開催等を実施するとともに、国の制度として児童労働フリーゾーンを導入・普及する先進的な取組を推進した（2019、2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- SDGs Goal16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する）の各ターゲット（16.5、16.6、16.7等）に資する事業を既述のとおり実施した。
- SDGsターゲット8.7（強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する）に資する新たな取組として、「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」の構築・運営等を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 日本政府の『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020～2025）』への貢献も念頭に、22か国を主な対象とする「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」のほか、ラオスでの国際労働機関（ILO）委託調査に着手した（2020年度）。
- ベトナム弁護士連合会に対する「eラーニング」導入に向けた勉強会、ミャンマー最高裁判所、連邦法務長官府に対する調停制度の更なる拡大定着に向けた支援、ラオス民法典普及・運用に係る会議等、オンラインを活用した事業の継続に取り組んだ（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 新型コロナの流行に伴う渡航制限により、専門家や調査団の派遣、研修員の受入等に係る計画の大半が実行不能となった。一方、オンライン技術を活用した研修・セミナー等の代替手段を積極的に採り入れ影響の最小化を図りつつ、必要な範囲でプロジェクト期間の延長を含む計画の大幅な見直しを行った。今後も、渡航制限の解除状況等に応じ柔軟に計画を見直しながら、所定の開発効果の発現に取り組む。

No.3-2 平和と安定、安全の確保

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平和で安全な社会の構築のための政府機関等の機能を強化する活動に係る研修実績数	1,033人 ⁵⁶ (うち、本邦研修78人)	4,950人 (うち、本邦研修165人)	3,656人 (うち、本邦研修245人)	2,403人 (うち、本邦研修303人)	1,730人 (うち、本邦研修11人)	人 (うち、本邦研修人)

(1) 紛争により被害を受けた社会の安定化や再建、難民・国内避難民と受入社会の融和の促進

① 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善（特に地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化）

- フィリピン、ウガンダ、パレスチナ等において、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、さらには住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進に資する事業を実施した（各年度）。
- フィリピンのミンダナオでは、モロ・イスラム解放戦線（MILF：Moro Islamic Liberation Front）支配地域において、これまで機構がフィリピン政府とMILF双方と構築した関係を基に、自治政府設立や平和の配当を住民が享受できるよう支援を実施した。特に、都市間幹線道路への接続道路等の新設・改修に資する事業を形成したほか、マラウイ市では、戦闘被害者の生活の早期再建に向けて、戦闘終了後半年程度で道路改修事業を形成・着工した。2019年には暫定自治政府が発足し、機構の支援を通じて策定された予算が議会で承認された。これら日本政府と一体による20年以上にわたる協力がフィリピン政府より高く評価され、日本政府の「和平プロセス功労賞受賞」に貢献した。なお、議会予算審議の冒頭に暫定首相より、また「和平プロセス功労賞」受賞式で和平プロセス大統領顧問より機構にも謝意が示された（2017～2019年度）。
- バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民対応として、バングラデシュ政府及びIOMと緊密に調整・連携の上、バングラデシュのホストコミュニティに対して、保健、給水等の分野で迅速に事業を実施した（2017、2018年度）。
- ウガンダでは、国内避難民が帰還・再定住しているアチョリ地域で関係者間の信頼関係再構築を企図した地方行政機能強化の事業を通じ、開発計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善を実現した。その結果、事業で作成・導入した優先事業リストやコミュニティ主導生計向上活動の手法が世銀難民支援プロジェクト（DRDIP）やUNDP等他援助機関、さらにはウガンダ政府の資金も活用される等、事業成果の面的拡大につながった（各年度）。
- シエラレオネでは、地域開発の実施手順と各実施段階における主要関係者の役割をまとめたガイドラインを作成した。同ガイドラインは大統領府から全国に普及すべき開発事業実施の指針として高く評価され、同国地方政府の指針となったほか、UNDP等現地の国際機関及び他ドナーにも同ガイドラインが広く認知・共有された（2017年度）。
- ナイジェリアでは、安全上の理由から現地での協力が困難な北東部3州を対象に、UNDPとの連携で適切な人選を行い、UNDPの資金も活用した政府高官の日本招へいが実現した（2019年度）。

⁵⁶ 前中期目標期間実績（2012-2015）実績平均

② 住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進

- 「シリア平和の架け橋・人材育成プログラム」を開始し、将来のシリアの復興を担う人材を育成するべく、57人のシリア難民を受け入れた。実施に際しては、難民支援に知見をもつ国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）から、募集案内や制度設計において協力を得つつ取り組んだ（各年度）。
- ウガンダでは、UNHCRと連携して、難民延べ1,065人、ホストコミュニティ延べ362人に対して稲作研修を実施した（2017～2019年度）。
- 「難民に関するグローバル・コンパクト」の策定に大きく貢献し、国連総会での採択につながった。また、ウガンダでの情報収集・確認調査を通じて、初めて難民居住区・居住区外のニーズや難民受入による社会インフラへの負荷を、データ分析及び現地調査により明らかにし、同成果を「包括的難民支援枠組み」のホームページに掲載した。同調査は他ドナー等から高い評価を受け、UNOPSによる国際機関連携無償案件の形成等につながった（2017、2018年度）。
- パレスチナでは、パレスチナ解放機構難民問題局と協働し、パレスチナ自治政府の能力向上を図りつつキャンプ住民に直接アプローチする新しい協力方式を導入した結果、住民の真のニーズがキャンプ改善計画に集約され、パレスチナ自治政府や他ドナー等から高く評価された。また、各キャンプで外部資金獲得に向けたファンドレイジング研修を行った結果、実施機関自身による資金獲得につながった（2019年度）。

(2) 平和で安全な社会や国際環境を構築

① 治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化

- フィリピン、マレーシア、ジブチ等計7か国において計11件、治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化に資する事業を実施した。マレーシアでは、これまでの技術協力の成果として、マレーシア海上保安アカデミーが同国外務省より、第三国技術協力を実施できる能力・規模を有する機関であるものと正式認定された（各年度）。
- 機構、政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力により、「海上保安政策プログラム」を実施し、マレーシア、ベトナム、スリランカ等計7か国の計28人に学位記が授与された（各年度）。
- カンボジア地雷対策センターを通じた地雷・不発弾処理能力向上に係る南南協力を、従来から展開していたラオス、イラクに加え、コロンビアにも拡大し、同国の和平プロセスに貢献した。コロンビアでは、帰還した国内避難民を対象とした生計向上等、包括的に支援した（各年度）。
- グアテマラでは、機構の支援で策定された地域警察業務マニュアルが国家文民警察の公式教材に認定され、上級幹部昇進課程に採り入れられた（2019年度）。
- インドネシアでは、警察庁・都道府県警察と連携して協力を行った結果、自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」が19州に増えた（2020年度）。

② 安全なサイバー空間の実現等

- ベトナム、インドネシア、東ティモール、ミャンマーの計4か国にてサイバーセキュリティ強化のための技術協力を実施した。また、年2回の複数国を対象としたサイバーセキュリティに関する政策強化、対策強化に関する本邦研修の実施を通じて、安全なサイバー空間の実現に資する事業を実施した（各年度）。

- インドネシア、ベトナムでは、サイバーセキュリティの人材育成を目的とした事業を実施し、各国の人材育成や体制構築に貢献した（2020年度）。
- バングラデシュでは、サイバーセキュリティのニーズの高まりを受けて、基礎情報収集・確認調査を実施し、官民のサイバーセキュリティ関係機関に対して、政策、組織体制、課題・協力ニーズ等について調査を進めた（2020年度）。

(3) SDGs達成に向けた貢献

- ホストコミュニティを含む難民問題や元難民が抱える課題への対応を通じて、SDGs Goal16（持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進）に貢献した。特に、紛争影響国等における地方行政能力強化を通じて、SDGsターゲット16.6（有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展）、16.7（対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保）に貢献した。
- また、既述の取組に加え、イラク警察機関職員を対象としたヨルダンでの第三国研修、アフガニスタン女性警察官を対象としたトルコでのワークショップ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、マリ国家警察の能力強化等を通じて、SDGsターゲット16.a（暴力の防止とテロリズム・犯罪撲滅）に貢献した。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナによる影響把握のため、バンサモロ地域全域の約1,775人を対象とした簡易影響調査をバンサモロ暫定自治政府（BTA）と協力し遠隔で実施し、同調査結果はBTAによる新型コロナ対応のための予備費要求の根拠資料として活用された（2020年度）。
- コートジボワールでは、新型コロナウイルスの感染拡大により住民の不安が大きくなるなか、事業を通じ、ラジオ番組を通じた保健分野の専門家による解説の放送、感染予防措置に関するポスターを作成・掲示、感染防止に向けた啓発ビデオの作成と同ビデオのSNSを通じた発信等を行い、正確な情報提供を通じた住民の不安の緩和、ひいては当該コミュニティの分断要因の軽減に貢献した（2020年度）。
- ホンジュラス、インドネシアでは、警察官の新型コロナ感染を防ぐため、機構の事業を通じ消毒剤や防護服、拡声器等の資機材を供与した（2020年度）。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナの流行に伴う渡航制限により、専門家や調査団の派遣、研修員の受入等に係る計画の大半が実行不能となった。一方、オンライン技術を活用した研修・セミナー等の代替手段を積極的に採り入れ影響の最小化を図りつつ、必要な範囲でプロジェクト期間の延長を含む計画の大幅な見直しを行った。今後も、渡航制限の解除状況等に応じ柔軟に計画を見直しながら、所定の開発効果の発現に取り組む。

3－3．中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

＜評価と根拠＞

評価：S

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及

び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（外交政策上の観点等から設定された重要又は難易度の高い目標の達成）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数（G7伊勢志摩サミットにおける中東地域安定化に係る日本の公約で示されている達成目標に対する機構貢献分））は、目標水準を上回る成果をあげている。

【質的成果】

ア. 公正で包摂的な社会の実現：

- 民事法や経済法を中心としたルールの整備に資する事業を計21か国26件、立法府の機能強化等に資する事業を計1か国2件、行政、公共放送の機能強化等に資する事業を計19か国39件実施。
- ラオス、中国、ネパールでは、機構の長年にわたる支援を通じて、初の民法典が成立したほか、機構支援への高い評価から、中国の経済・制度・文化の発展に貢献した外国人への最高位の賞「中国政府友誼賞」を機構専門家が受賞。
- ベトナムでは、日本の衆議院法制局、衆議院事務局、国立国会図書館の協力の下、議員立法や議会運営に関する研修・セミナーを実施したほか、カンボジアでは、有権者の電子登録システムの初導入・運用や選挙実施細則の策定等に係る技術支援を行い、選挙管理の公正性や透明性の向上に貢献。
- バングラデシュでは、TQM（Total Quality Management）による公共サービス改善の取組が独自に全国拡大。
- ネパールでは、日本の統計手法を基に、アクセス困難な山間部も含めた同国史上初となる経済センサスを実施。
- コソボでは、番組の中立性・公平性の確保及び放送局の独立性保持に向けた外部有識者等から成る番組審議会が初めて発足した。ウクライナでは、NHKの番組からヒントを得る形で同国初とされる障害者に焦点を当てた番組が制作・放映。
- チョコレート関連企業やNGO等の協力を得て、カカオ産業における人権や環境等に関する課題の解決を目的とした共創型プラットフォーム「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」を構築し、国の制度として児童労働フリーゾーンを導入・普及する先進的な取組を推進。
- 日本政府の「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020～2025）」への貢献も念頭に、22か国対象「全世界新型コロナウイルス危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」に着手。

イ. 平和と安定、安全の確保：

- 治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化に資する事業を計7か国において計11件実施したほか、社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、さらには住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進に資する事業をフィリピン、ウガンダ、パレスチナ等で実施。
- フィリピンのミンダナオでは、モロ・イスラム解放戦線（MILF：Moro Islamic Liberation Front）支配地域において、これまで機構がフィリピン政府とMILF双方と構築した関係を基に、自治政府設立や平和の配当を住民が享受できるよう支援を実施。日本政府と一体による20年以上にわ

たる協力がフィリピン政府より高く評価され、日本政府の「和平プロセス功労賞受賞」に貢献。

- ウガンダでは、難民・避難民居住地域において、開発計画策定におけるアカウンタビリティ及び透明性の改善を実現。その結果、事業で作成・導入した優先事業リストやコミュニティ主導生計向上活動の手法が、世銀難民支援プロジェクトや国連開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）等他援助機関、さらにはウガンダ政府の資金を通じて面的に拡大。
- シリアの将来の復興を担う人材を育成するべく、「シリア平和の架け橋・人材育成プログラム」を開始し、UNHCRの協力も得つつ、57人のシリア難民を受入。
- 「難民に関するグローバル・コンパクト」の策定に大きく貢献し、国連総会での採択につながったほか、初めて難民居住区・居住区外のニーズや難民受入による社会インフラへの負荷を、データ分析及び現地調査により明らかにし、同成果を「包括的難民支援枠組み」のホームページに掲載した結果、国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS：United Nations Office for Project Services）による国際機関連携無償案件の形成等に貢献。
- 政策研究大学院大学、海上保安庁及び日本財団の協力を得て「海上保安政策プログラム」を実施し、計6か国28人に学位記が授与された。マレーシアでは、第三国技術協力を実施できる能力・規模を有する機関として、マレーシア海上保安アカデミーが正式認定。
- インドネシアでは、警察庁・都道府県警と連携して協力を行った結果、自立的に地域警察研修を実施できる「自立州」が19州に増加。グアテマラでは、機構の支援で策定された地域警察業務マニュアルが国家文民警察の公式教材に認定され、上級幹部昇進課程に導入。

3-4. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

（定量的実績）

【指標 3-4】「中東地域安定化のための包括的支援に係る公約達成のための育成人材数」は、2018 年度に目標を達成した。

（定性的実績）

1. 公正で包摂的な社会の実現（【指標 3-1】「法令の整備及び開発計画の策定、住民と政府の関係改善や行政サービスの基盤強化、公的機関の機能強化に係る支援の実施状況」及び【指標 3-2】「紛争再発防止及び社会の融和に資する、包摂性や透明性等に配慮した社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、住民の生計向上に係る支援の実施状況」）

民事法や経済法を中心としたルールの整備に資する事業を計 21 か国 26 件、立法府の機能強化等に資する事業を計 1 か国 2 件、行政、公共放送の機能強化等に資する事業を計 19 か国 39 件実施など、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・ラオス、中国、ネパールにおける長年にわたる支援を通じて、初の民法典が成立したことは途上国の社会の実情に合った立法を目指す、日本らしい法制度整備支援の成果として高く評価される。中国における法制度整備支援に関連し、日本人専門家が同国の経済等に貢献した外国人に贈られる最高位の賞である中国政府友誼賞を受賞したことは、我が国支援に対する高い評価の証左である。
- ・バングラデシュで機構が取り組んだ公共サービス改善支援の取組が、全国で独自に拡大し、国内の体制が強化されたことは、日本の支援の基本である相手国の自立的発展の後押しに貢献した好事例として評価できる。
- ・ネパールでは、アクセス困難な山間部も含め、日本の統計手法を活かした経済センサスが同国史上初めて実施され、同国の今後の経済産業政策を立案する上での基礎資料の作成に貢献し

た。

- ・ガーナ政府のカカオ産業における児童労働撤廃に向けた取組の促進を、チョコレート関連企業や NGO 等の協力を得て、幅広いステークホルダーと協働して支援した「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」の構築は、世界の児童労働撤廃のために我が国が主導的な役割を担う取組として評価できる。

2. 平和と安定、安全の確保（【指標 3-3】「平和で安全な社会の構築に資する、治安維持を担う法執行機関等の機能強化支援の実施状況」）

治安機関や海上保安機関等の法執行機関、地雷・不発弾処理機関等の機能強化に資する事業を計 7 か国において計 11 件実施するなど、中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・海上保安機関等の法執行機関、国境管理機関等の機能強化等に向けた事業を、マレーシア、インドネシア、ベトナム等において実施したことは、重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋の実現に資するものとして高く評価できる。マレーシアでのこれまでの技術協力の結果、同国外務省より、マレーシア海上保安アカデミーが第三国における技術協力の実施機関と正式認定されたことは、自由で開かれたインド太平洋の更なる推進に繋がり得るため特筆に値する。
- ・20 年以上に亘り、フィリピンのミンダナオで、フィリピン政府と MILF 双方と構築した関係を基に、自治政府設立や平和の配当を住民が享受できるよう支援を実施したことは「和平プロセス功労賞受賞」の日本政府による受賞に繋がったと考えられ、高く評価できる。
- ・基礎的社会サービスの改善、住民の生計活動の活性化、難民・国内避難民の自立化促進に資する事業をフィリピン、ウガンダ、パレスチナ、シリア等で実施し、平和で安全な社会の構築に貢献した。ウガンダでは、事業で導入した優先事業リストやコミュニティ主導生計向上活動の手法が、世銀難民支援プロジェクトや国連開発計画等他援助機関、さらにはウガンダ政府の資金を通じて面的に拡大したことは特筆に値する。
- ・インドネシアやグアテマラ等での地域警察の能力向上の取組は、支援国の自立的なガバナンスの向上に繋がっており、治安や法執行の分野への積極的な取組が評価される。

（結論）

以上により、定量指標を達成していること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が顕著とは言えないまでも多数見られることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が見込まれると認め、「A」評価とする。

具体的には、アジアを中心とする各国における法制度整備支援を中長期的に実施し、支援国における法の支配の定着に寄与したことは特筆すべき成果と言える。また、日本独自の知見を活かした行政サービスの基盤強化や公的機関の機能強化に係る支援は、各国の自律的な発展に大きく寄与した。更に、海上保安機関等の法執行機関の能力強化の実施は、重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋の実現に大きく寄与した。

また、我が国が長年関与するフィリピン・ミンダナオでの支援は先方政府から高い評価を受けており、難民・国内避難民の自立化促進や児童労働撤廃等の課題に対する支援については、関係団体を巻き込むことでより効果的な課題解決に資するものであり、重要な成果と言える。

これらの成果は途上国における「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」に寄与するとともに、法の支配の定着等を通じて、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも大きく貢献するものである。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （実績に対する課題及び改善方策など）

法の支配、基本的人権の尊重等の普遍的価値を共有すべく、相手国の自立的発展に資する法制度整備やガバナンス支援に引き続き取り組むとともに、平和で安全な社会の構築に向け、脆弱な人々への包摂性に配慮した、基礎的社会サービスの改善等の支援の推進に期待する。

また、重要外交政策である、自由で開かれたインド太平洋の実現に必要な海上法執行能力強化やサイバーセキュリティ等の新たな脅威への対応についても、各国における平和と安定の確保の推進に重要であることから、更なる取組を期待する。更に、児童労働撤廃に係る取組に見られたように、柔軟性の確保や他機関との連携強化に工夫しつつ、支援効果の最大化に努められたい。

＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、パリ協定、仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ 2）、美しい星への行動 2.0（ACE2.0）、環境インフラ海外展開基本戦略、横浜行動計画 2019（TICAD 7）、マリーン（MARINE）・イニシアティブ
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度～令和 2 年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成 29 年度～令和 2 年度行政事業レビューシート番号 0144 無償資金協力、0145 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 /年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
防災分野に係る育成人材数	8,000人/ 年 ⁵⁷	8,000 人	22,700 人	21,893 人	26,115 人	16,828 人	
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
支出額（百万円）			18,901	19,047	16,777	13,018 ⁵⁸	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： （4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築 国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。なお、各取組の相乗効果により、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築に貢献するよう、留意する。 ア 気候変動 気候変動対策に係る新たな国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、国内外の関連機関との連携を通じた気候変動対策への支援を行う。その際、特に、低炭素社会の実現に向けた取組や適応への支援を重視する。また、開発計画等への気候変動対策の主流化を進める。 イ 防災の主流化・災害復興支援 自然災害に対する強じんな社会づくりの推進に向けた支援を行う。その際、防災の主流化及び被災国に対する「より良い復興」（ビルドバックベター）の考え方に基づく支援を重視する。 ウ 自然環境保全 自然環境保全と人間活動との調和を図るための仕組みづくりの支援を行う。その際、国内外

⁵⁷ 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を 80%として想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015 年から 2018 年に 4 万人

⁵⁸ 暫定値

の関連機関との連携による自然資源管理及び生物多様性保全を重視する。

エ 環境管理

急速な人口増加に伴う環境悪化に対応するための都市部の3R（廃棄物等の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））の推進、大気汚染や水質汚濁の防止といった住環境の改善や持続可能な経済社会システムの構築に向けた支援を行う。その際、我が国の地方自治体や民間企業の技術・ノウハウをいかした環境管理分野の政策・法制度や管理体制の構築及び能力強化を重視する。

オ 食料安全保障

将来の食料需要の更なる増大に対応するための食料安全保障に向けた灌漑の整備、養殖の振興、水産資源管理及びこれら各分野に関わる人材の育成等の支援を行う。その際、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用を重視する。

中期計画：

（4）地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

新たな国際枠組みであるパリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策を、各国の自国の貢献（NDC）等を踏まえながら、民間資金も活用しつつ支援する。特に、低炭素化や気候変動の影響に対応する都市開発やインフラ投資の推進、気候リスクの管理の強化、気候変動に関する政策・制度の改善、森林・自然生態系の保全や管理の強化に取り組む。また、適応支援ニーズの増大への対応を強化するとともに、各国の開発計画や機構内での気候変動の主流化を促進する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

仙台防災枠組2015-2030も踏まえ、自然災害に対して強靱な社会づくりを支援する。その際、我が国の技術・制度や知見も活用し、開発途上地域や国際社会での災害対策への事前投資の拡大等の防災の主流化に取り組む。また、被災国に対しては、災害を契機により強靱な社会となる復興を行う「より良い復興」（ビルドバックベター）の考え方にに基づき、被災直後の緊急援助から復旧・復興、次の災害に対する予防・備えまで切れ目のない支援を行う。

ウ 自然環境保全

自然環境保全と人間活動との調和を図るため、気候変動緩和策（REDD+）、生態系を活用した防災・減災、脆弱なコミュニティでの自然資源管理、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援する。特に、民間企業と連携したREDD+の推進や我が国の衛星技術を活用した支援に取り組む。協力に当たっては、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約で定められた目的への貢献にも留意する。

エ 環境管理

都市部の住環境の改善と持続可能な経済社会システム構築を推進するため、環境影響評価や化学物質管理、グリーン成長・低炭素社会構築等の環境管理の各分野において、政策・法制度や管理体制の構築、能力強化を支援する。協力に当たっては、我が国の公害の経験や、政府・地方自治体が有する法制度づくり、組織・人材育成の経験・知見及び民間企業等有する環境対策技術等を活用する。

オ 食料安全保障

食料需給の地域的な不均衡に対応するために、穀物等主要作物の生産性向上を支援する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）対象国の国家稲作振興戦略の具現化や、灌漑整備や天候保険の導入等を通じた農業の気候変動に対する強靱な性強化に取り組む。さらに、持続的な水産資源の管理と養殖の振興を支援する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2.①参照）

- ・ 低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況（SDGs Goal 13 及び 1（1.5）、2（2.4）、7（7.2、7.3）、11（11.3、11.5）、15（15.2、15.3）関連）
- ・ 自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターへの考え方に基づく支援の実施状況（SDGs Goal 9、11（11.5、11.b）、13（13.1）関連）
- ・ 国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況（SDGs Goal 6（6.6）、13、14（14.2、14.a）、15（15.1、15.2、15.3、15.9）関連）
- ・ 我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況（SDGs Goal 3（3.9）、6（6.2、6.3）、11（11.6、11.b）、12（12.1、12.4、12.5）、13（13.2）関連）
- ・ 食料安全保障に資する、CARD への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況（SDGs Goal 2（2.1、2.3、2.4）、14（14.4、14.7）関連）

3－2．業務実績

No.4-1 気候変動

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
気候変動対策分野に係る研修実績数	3,187人 ⁵⁹	4,625人	3,320人	1,700人	1,635人	人

(1) パリ協定への対応を含む開発途上地域の気候変動対策への貢献

① 外部資金の活用

- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下に設立された、開発途上国の気候変動対策を支援する国際基金「緑の気候基金（GCF）」から、日本の機関として初のGCF認証機関として認定され、2019年度には、包括的認証取極が発効した。2020年度末までに計8件のコンセプトノート、うち2件のファンディング・プロポーザル（FP：Funding Proposal）を提出し、東ティモールでの住民主導型天然資源管理事業が、2021年3月の第28回GCF理事会において承認され、機構初のGCF受託事業となった（各年度）。
- コンゴ民主共和国「クウィルREDD+統合プログラム」の実施につき、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI）の資金管理機関である国連開発計画（UNDP）と業務契約（約400万ドル）を締結した（2018年度）。

② 都市開発やインフラ投資の推進、気候リスクの管理の強化

⁵⁹ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

- インドでは、例えば2018年度に、計2,950万二酸化炭素トン（t-CO₂eq）の温室効果ガスの削減が期待できるデリー、コルカタ、チェンナイの都市内鉄道事業及びムンバイ・アーメダバード間の都市間高速鉄道事業を、バングラデシュでは、2019年度に、年間63,421 t-CO₂eqの温室効果ガスの削減が期待できるダッカ首都圏における都市内鉄道事業を承諾した。

③ 気候変動に関する政策・制度の改善

- モンゴル、パプアニューギニア、ベトナム等において、「自国が決定する貢献（NDC）」の実施基盤整備及び実施促進に貢献した（各年度）。
- ベトナムでは、自国が決定する貢献（NDC : Nationally Determined Contribution）実施促進に貢献する温室効果ガス削減ロードマップ政令の起草を支援した（2018、2019年度）。
- ASEAN地域への広域協力として、タイでの技術協力を通じ、計400人に対して、気候ファイナンスや適応策等の研修コースを実施した（2018年度）。
- 大洋州地域への広域協力として、サモアでの気候変動対策の拠点整備及び人材育成に係る事業を実施した。また、地域協力機関「太平洋地域環境計画事務局」の下に「大洋州気候変動センター」を新設し、研修カリキュラムの策定や教材開発を実施した（2019年度）。

④ 森林・自然生態系の保全や管理の強化

- ブラジルでは、日本のレーダー衛星及びAI技術を用いた森林伐採の検知及び予測を実現し、ブラジル政府の違法伐採に関する対策・管理能力の強化を図る支援を実施した（2019年度）。
- 上記のCAFI及び機構事業との連携によるクウィル州のアグロフォレストリーの大幅拡大に向けた取組を実施した（2018～2020年度）。

⑤ 各国の開発計画や機構内での気候変動の主流化促進

- 技術協力189件、円借款257件、無償資金協力157件、海外投融資4件（計633件）の事業の計画段階で、温室効果ガスの排出削減量の推計方法、気候変動の影響予測や脆弱性の評価方法をまとめたガイドライン「気候変動対策支援ツール」を活用して、関連活動の組み込み検討等を実施した（各年度）。
- COP23、24、25を通じ延べ38件のサイドイベントを実施し、機構の取組を発信した（2017～2019年度）。
- 気候変動対策分野に係る研修（計11,280人参加）を通じ人材育成を図った（各年度）。
- 機構理事長が「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を務め、長期低排出発展戦略に関する提言の取りまとめに貢献した（2019年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 気候変動対策に係る四つの重点課題、すなわち①低炭素かつ気候変動影響に対応する強靱な都市開発・インフラ投資推進、②気候リスクの評価と対策の強化、③開発途上国の気候変動政策・制度改善、④森林・自然生態系の保全管理強化に沿った取組を進めることで、SDGs Goal13をはじめとする複数のGoal達成に貢献した。
- ①の事例として、東南アジアや南アジア（インドネシア、フィリピン、インド、バングラデシュ等）の大都市で鉄道事業を展開することで、モーダルシフトを促進し、交通渋滞の緩和とともに運輸

分野の低炭素化を推進した。

- ②の事例として、フィジー「防災の主流化促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)、トンガ「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」(無償資金協力)等を実施した。
- ③の事例として、ASEAN地域への広域協力であるタイ「東南アジア地域低炭素・レジリエントな社会構築推進能力向上プロジェクト」や大洋州地域への広域協力であるサモア「太平洋気候変動センター建設計画」(無償資金協力)及び「気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト」等を実施した。
- ④の事例として、ブラジル「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」、コンゴ民主共和国「国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」等を実施した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い本邦研修が実施できないなか、課題別研修「気候変動に係る『国が決定する貢献』策定・実施に向けた能力強化」を遠隔研修として実施した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

GCF の活用を進めるに当たり、引き続き資金提供者である GCF の各種基準・制度に則った事業形成及び実施、並びに GCF 内の事業承諾プロセスも加味したスケジュール管理等、従来機構が実施してきた事業と比べてより複雑な事業管理が求められる。GCF の各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた機構内のマニュアルの更新、案件の採択に向けた FP の質の向上及び GCF 事務局との調整等を通じて、機構に経験・知見を蓄積していくことにより、スピード感をもった事業形成及び実施に努めていく。

No.4-2 防災の主流化・災害復興支援

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
行政官、地域住民に係る本邦研修、第三国研修、現地セミナー参加等の実績数	8,000人 ⁶⁰	22,700人	21,293人	26,115人	16,828人	人

(1) 自然災害に対する強じんな社会づくりへの貢献

- フィリピン、インドネシア、ベトナム等計120か国において有償資金協力12件、無償資金協力50件、技術協力プロジェクト66件等、自然災害に対する強じんな社会づくりに資する事業を実施した(各年度)。

① 災害対策への事前投資の拡大等の防災の主流化

- 仙台防災協力イニシアティブの目標(2018年までに4万人育成)に関し、2017年度には前倒しで目

⁶⁰ 日本政府公約である仙台防災協力イニシアティブに示されている達成目標を基に、機構貢献分を80%と想定して設定する。仙台防災協力イニシアティブの目標値：2015年から2018年に4万人

標を達成した上、最終的に約7万人を育成し、日本政府による公約の実現に大きく寄与した（2018年度）。

- ブラジルでは、現地の実情に即した災害対応マニュアルの作成や、関係政府機関の横断的な連携強化を通じた土砂災害対策への取組が評価され、国連笹川防災賞を受賞した。また、同国政府が目指す防災体制近代化への貢献が評価され、機構の職員が、防災・市民防衛分野における最高位の国家勲章を受章した（2017、2018年度）。
- フィリピンでは、SATREPS「極端気象の監視・警報システムの開発」を通じて、台風の目の中に観測機器を投下して貴重なデータの収集（過去、日本気象庁や大学による数例の実施例のみ）に成功し、国内外のメディアで広く報道された（2018年度）。
- 南太平洋9か国の国家気象機関職員の能力強化を目的として実施した技術協力の協力成果に基づき、対象国の一つであるナウルで初の地上気象観測が開始された。大洋州気象観測上の空白地帯の解消に貢献した上、同国の世界気象機関への加盟にもつながり、同国大統領から謝意が表明された（2018年度）。
- フィジーでは、機構が策定に大きく貢献した「国家防災政策2018-2020」が、フィジー政府に正式承認され、仙台防災枠組のグローバル・ターゲット（国と地域の防災戦略の策定）の達成に貢献した（2019年度）。
- 世界防災フォーラム、アジア防災閣僚級会合、防災グローバル・プラットフォーム等、数多くの国際会議の場におけるイベントの開催や登壇を通じて、機構の取組を発信し、防災主流化に取り組んだ（各年度）。

② 「より良い復興（Build Back Better : BBB）」の考え方に基づく切れ目のない支援の実施

- メキシコ地震に際し、アジアで唯一、国際緊急援助隊・救助チームを派遣し、その迅速な対応がメキシコ外務大臣等から高い評価を受けたほか、捜索救助技術、礼節、統率力の面で際立った評価と注目を集め、多数のメディアに取り上げられた（2017年度）。
- 2018年9月にインドネシアのスラウェシで発生した地震・津波に際し、過去の日本の防災協力への高い評価により、インドネシア政府から機構のみに復興計画策定支援の要請がなされた。10月には合同調査団を派遣し、災害発生からわずか4か月後の2019年1月には技術協力を開始した（2018年度）。
- ネパールでは、地震復興の最大課題であった住宅再建について、機構が円借款「緊急住宅復興事業」により支援した地域の完工率は2020年1月時点でほぼ90%を達成した（他ドナーによる事業の完工率は平均70%弱）。完工率の高さに注目した世界銀行が機構モデルを採用したほか、ネパール政府の高い評価を得た（2019年度）。
- フィリピンでは、防災政策の促進と災害発生後の復旧時に増大する資金ニーズに対応し、BBBに寄与する「災害復旧スタンドバイ借款（フェーズ2）」（円借款）のL/Aに調印した（2020年度）。
- チリでは、技術協力プロジェクトを通じ中南米域内の防災人材約5,200人の育成に貢献したほか、防災体制の更なる強化に向けた支援を実施した（各年度）。また、ペルー、コロンビア、エクアドル、ニカラグア、エルサルバドル、メキシコで地震や津波、火山災害対策の支援を実施した（各年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 各国で自然災害に強い道路交通・橋梁の確保や災害後の再建、防災情報システム強化等の取組を通じて、SDGs Goal9（強じんなインフラ構築）、11（持続可能な都市）、13（気候変動対策）の実現に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 新型コロナ対応に取り組むニカラグア、パナマ、コスタリカ、グアテマラ、エクアドルの中央防災機関に対して、実施中のプロジェクトを通じ、個人用防護具の供与等の新型コロナ対策を支援した。また、阪神・淡路大震災後に兵庫県に設置された「人と防災未来センター」研究員が作成した「コロナ禍での避難所運営に必要となるアクション」を翻訳（英語、ポルトガル語）し、防災組織、医療関連機関に配布し、被災地における新型コロナ対策強化を支援した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

これまで「仙台防災枠組 2015-2030」のうち、2020 年を目標としているターゲット e：「国家・地方の防災戦略（地方防災計画）を有する国家数を大幅に増やす」に向けた支援にも力を入れてきた。今後は、同ターゲットの目的でもある、災害リスク削減に向けた事前防災投資の実施支援に、より重点的に取り組んでいく必要がある。2021 年度は、防災投資の促進に資する事業の実施を、継続・強化していく。

No.4-3 自然環境保全

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
機構が支援するREDD+/生物多様性分野関連の協力対象国数	23か国 ⁶¹	29か国	21か国	18か国	18か国	か国
JJ-FAST（JICA-JAXA熱帯雨林早期警戒システム）を活用した国数	8か国 ⁶²	8か国	11か国	12か国	8か国	か国

(1) 自然環境保全と人間活動との調和の推進

- ベトナム、コンゴ民主共和国、ペルー等計34か国において計51件、自然環境保全と人間活動の調和の推進に資する事業を実施した（各年度）。

① 気候変動緩和策（REDD+）、生態系を活用した防災・減災

- 東ティモールにおいては、森林保全による二酸化炭素削減と住民の生計向上を目指した事業において、機構として初めて、緑の気候基金（GCF）との連携事業がGCF理事会で承認された（2020年度）。
- REDD+プラットフォームを事務局として運営した。GCFの制度概要の情報や、REDD+に関する最新情報の発信に努め、加盟団体は90団体へと拡大した（各年度）。

⁶¹ 2016 年度末の協力対象国：15 か国（基礎調査、広域案件除く）、8 か国（生物多様性分野関連）

⁶² 2016 年度末の協力対象国

- サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-DC）を事務局として運営した。また、同イニシアティブに資する課題別研修やフォーラム等を実施した（各年度）。
- JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）の活用促進に向けた課題別研修やセミナー等を実施し、JJ-FASTの活用国数を12か国まで拡大した。また、熱帯林の森林変化に係る情報を世界77か国に提供した（各年度）。
- コンゴ民主共和国では、「No.4-1 気候変動」で既述のとおり、CAFIの資金管理機関であるUNDPと業務契約（約400万ドル）を締結した（2018年度）。
- ベトナムでは、機構支援によるGoogle Earth Engineを活用したタブレット端末による森林モニタリングの有効性がベトナム政府に評価されて国家標準化され、対象4省を含む計16省に導入された（2018年度）。
- ラオスでは、森林分野のドナー調整を主導して森林法の改正に寄与した（2019年度）。
- カンボジアでは、これまでの機構のREDD+への貢献が評価され、環境大臣より感謝状を授与された（2019年度）。
- 北マケドニアでは、生態系の機能を活用した防災・減災（Eco-DRR）に係る機構初の事業として、「持続可能な森林管理を通じたEco-DRR能力向上プロジェクト」を立ち上げた（2017年度）。
- コソボ・モンテネグロの2か国において生態系の機能を活用した防災・減災（Eco-DRR）の要素を採り入れた技術協力プロジェクトを開始した（2020年度）。
- UNFCCCのCOP23～26、砂漠化対処条約COP13～14におけるサイドイベントの開催等を通じて、機構の取組を発信した（各年度）。
- TICAD 7でのAI-CDに関するサイドイベントや、JAXA、ITTO（国際熱帯木材機関）との共催による森林保護に関するサイドイベントを通じ、機構事業等を発信した（2019年度）。

② 脆弱なコミュニティでの自然資源管理

- 南スーダンやコンゴ民主共和国から多くの難民を受け入れているウガンダ西ナイル地域を対象に、難民居住地や難民を受け入れている脆弱なコミュニティが抱える自然資源管理についての現状と課題を把握し、今後の協力の可能性を検討するための情報収集調査を開始した（2020年度）。

③ 生物多様性の保全と持続可能な利用への支援

- ブラジルでは、機構の事業を通じ生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献したほか、伊藤忠商事(株)からの寄附金を活用し、生物多様性保全の推進拠点となる施設を開設した（2018、2019年度）。
- ベトナムでは、住友林業及びアスクル社と連携の上、機構事業による生計向上活動と本邦企業のCSRによる植林事業を一体的に実施した（2018年度）。
- 世界的にも生物多様性が極めて高いコーラル・トライアングル地域の沿岸生態系保全と地球温暖化対策に貢献するブルーカーボン戦略を策定、陸－沿岸－外洋の広域ブルーカーボン生態系内で相互練成される炭素を貯蓄・隔離する機能と変動過程を解析・予測する世界初の統合モデルシステムの構築に向けて貢献した（2019年度）。
- モーリシャス沖重油流出事故を受け、国際緊急援助隊の派遣を通じた生態系保全分野の支援や、重油漂着地域等の生態系及び沿岸住民の生活への影響を緩和するための支援事業を形成の結果、迅速な案件実施の合意に至った。これら迅速な対応についてジャグナット首相より茂木大臣に対

して謝意が示された（2020年度）。

- インドネシアで泥炭地保全手法及び評価手法の検討に取り組んだほか、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルーで熱帯泥炭地保有国の政策や措置、自然環境、社会環境等に係る基礎情報収集調査を開始した。また、泥炭地保全協力の適切かつ効率的な推進を図るため、「泥炭地保全協力」国内支援委員会を設立した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 森林の減少・劣化の抑制に資するREDD+、Eco-DRR、旱魃レジリエンスの強化に資する既述の取組を通じて、SDGs Goal13（気候変動対策）の実現に貢献した。
- コーラル・トライアングルにおけるブルーカーボン生態系の保全事業等を通じて、SDGs Goal14（海洋保全）の実現に貢献した。
- 持続的森林管理、砂漠化対処、生物多様性保全の改善に資する事業を通じて、SDGs Goal15（森林・生物多様性保全）に貢献した。

(3) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

2020年度については事業効果のスケールアップを図るべく、民間企業との連携も視野に入れつつ外部資金へのアクセスについても強化を図り、セミナーやイベントの開催等を通じ、外部へ情報発信するとともに、ミャンマーでのJT財団からの寄附やCAFIからの外部資金の導入等、具体的な連携案件を実施してきた。これらについては一定の成果が上げられたが、今後も事業効果の更なるスケールアップが期待されるところ、2021年度についても、これら取組を更に継続する。また、新型コロナにより順延した2021年の生物多様性条約でポスト愛知目標が設定されることも踏まえ、国際潮流に即し、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、事業の案件形成と実施及び政府・民間・大学等様々なステークホルダーとの一層のネットワーク強化に取り組む。

No.4-4 環境管理

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
環境管理分野（廃棄物・下水・大気・低炭素社会）に係る研修実績数	1,600人 ⁶³	9,315人	5,951人	3,408人	3,236人	人

(1) 都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築

- インドネシア、ベトナム、ペルー、モザンビーク等計35か国において計105件、都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築に資する事業を実施した（各年度）。
- 開発途上地域における環境管理分野の政策やインフラ整備の優先度を高めるため、「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を形成。今後の事業展開の方向性を示すとともに、同イニシアティブに基づく戦略的な案件形成を推進した（2020年度）。

63 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

① 廃棄物管理の改善及び3R推進

- 廃棄物管理の知見共有とSDGs推進を担う「アフリカきれいな街プラットフォーム」を機構等の主導で設立し、2020年度末までにアフリカ37か国65都市、国際機関等の参加を得た。同プラットフォームを基軸として調査・研修等を実施したほか、TICAD 7の成果文書「横浜宣言2019」の策定（各国で廃棄物管理の政策優先度を高めていくための閣僚級合意の確立）にも貢献した（各年度）。
- アルバニアでは、廃棄物量削減・3R促進のための技術協力プロジェクトを通じて、収集場所のごみの散乱が改善し、定時定点回収が定着した（2017年度）。
- パレスチナでは、廃棄物管理能力向上のための技術協力プロジェクトを通じて、日本の知見を活用して策定した国家廃棄物管理戦略が承認され、パレスチナ西岸地区全域における効率的な廃棄物収集サービスの提供が実現した（2017年度）。
- スリランカにおけるごみ処分場堆積物崩落被害に対して、国際緊急援助隊・専門家チームの派遣後に、抜本的な対策として廃棄物管理マスタープラン作成に係る事業を実施し、国際緊急援助隊派遣からのシームレスな支援を実現した（2017年度）。
- 第8回太平洋・島サミット（PALM8：The 8th Pacific Islands Leaders Meeting）等の国際会議で3RプラスReturnの推進に向けた機構の取組を発信したほか、マーシャルでは、経済的インセンティブとなる廃棄物回収制度（デポジット制）の導入が実現した。また、大洋州9か国を対象として実施中の技術協力プロジェクトを通じ、「3RプラスReturn」のコンセプトの具現化に向けた検討を進めるべく、各国の資源リサイクルの状況やマテリアル・フローの現状を確認する調査を開始した（2018～2020年度）。
- 廃棄物・公害問題等の影響回避に向けて需要が高まる日本の特徴的な廃棄物からの発電技術（Waste to Energy）の海外展開に向けて、対象国での同技術の導入適格性を分かりやすいプロファイリングで診断するツールを開発した。また、バングラデシュやタイでも廃棄物焼却発電の導入や本邦技術の活用に際してのボトルネック等を把握するための調査を開始した（2018～2020年度）。
- インドネシアでは、廃棄物発電事業で機構初の官民連携（PPP：Public-Private Partnership）事業の事業者選定手続き支援を国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）と協働で実施した。開発途上地域での同事業は実施困難といわれているなか、廃棄物発電及びPPP事業の進展に向けた大きな一歩となった（2019年度）。

② 水質汚濁や大気汚染の防止

- フィリピン、カンボジア、ベトナムでは、それぞれ横浜市、北九州市、大阪市と連携の上、日本の自治体の知見を活用した下水道事業分野の協力を実施した（各年度）。
- ㈱LIXILグループの簡易型トイレと機構事業との連携を通じて、開発途上地域の衛生改善に貢献するため、業務連携・協力に係る覚書を締結した（2019年度）。
- モンゴル、イラン、コソボで技術協力プロジェクトを継続し、発生源や汚染構造を明らかにし、呼吸器系疾患等健康リスク抑制のための科学的根拠に基づく対策・規制策定を推進するべく、モニタリング・分析能力強化等を支援した（2020年度）。
- ベトナム環境保護法改正に際し、気候変動、廃棄物管理、流域・水質汚濁管理の複数の側面において機構の技術協力プロジェクトや環境関連分野の政策アドバイザー等による協力成果が反映された。さらに、拡大生産者責任や公害管理防止者制度の導入等、環境管理の取組強化とともに、その

主体が行政から市民、企業等も含めた社会全体へと拡大していく方向性が示された（2019年度）。

③ 海洋プラスチックごみ対策

- 機構初の海洋プラスチックごみ対策に特化したSATREPS事業を開始し、廃棄物焼却発電及び廃プラスチックリサイクルによる海洋ごみ対策促進を検討する調査のほか、SATREPS事業の社会実装に向けた今後のタイ側の有効な実施体制の検討とともに、これに際しての本邦技術導入の可能性を側面支援した（2019、2020年度）。
- 機構は、海洋プラスチックごみの削減に向けた民間企業の国際アライアンスであるAEPW（Alliance to End Plastic Waste）と包括的な連携・情報共有に係るMOUを締結した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- 都市部の住環境の改善や持続可能な経済社会システムの構築に向けた既述の取組を通じて、SDGsターゲット6.3（水質の改善）、11.6（都市一人当たりの環境上の悪影響軽減）、12.4及び12.5（廃棄物の排出削減）の実現に向けて貢献した。
- ベトナム、インドネシア、タイ等での気候変動対策に資する技術協力を通じて、SDGsターゲット13.1（レジリエンス及び適応能力強化）、13.2（気候変動の国別政策・計画への反映）、13.3（教育、啓発、人的能力及び制度機能改善）の実現に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 2020年2月以降の世界的な新型コロナの感染拡大に際し、衛生的な都市環境の維持に不可欠な社会サービスである廃棄物管理事業をコロナ禍においても継続するために、ミャンマー、バングラデシュ、ドミニカ共和国等6か国で収集・清掃作業員や処分場作業員に対する感染予防資材の供与、労働安全衛生に関する講習等を実施した。
- 「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」（2021年3月時点で37カ国65都市が加盟）の枠組みを活用し、新型コロナウイルス影響調査を急ぎ実施するとともに、UN-Habitatとの連携によるパンデミック下における廃棄物管理戦略ガイダンス等をACCPウェブサイトで公表した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

ウィズコロナ、ポストコロナ環境下で感染拡大防止や特に都市部の公衆衛生の改善に資する協力へのニーズが増大しており、実施中事業を含めこれらニーズに迅速かつ柔軟に対応することが必要となっている。また、2021年の第9回太平洋・島サミットや2022年のTICAD 8を見据え、日本政府による海洋プラスチックごみ対策の推進に向けたコミットメントである「マリーン・イニシアティブ」の推進に資する事業形成を引き続き推進する。

No.4-5 食料安全保障

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
サブサハラ・アフリカにおけるコメ生産量の増加に貢献するための稲作に係る研修実績数	普及員：833人 ⁶⁴ 農家：2万人	普及員：1,523人 農家：23,169人	普及員：1,735人 農家：42,803人	普及員：2,983人 農家：51,625人	普及員：2,006人 農家：42,800人	普及員：人 農家：人

(1) 食料需給の地域的不均衡の是正に向けた貢献

- マダガスカル、ナイジェリア、ルワンダ等計7か国において計8件、アフリカにおける飢餓と栄養不良の克服に向けた事業を実施した。また、農業・農村開発分野の事業を中心に栄養に配慮した活動を盛り込んだ「栄養センシティブ化」を推進した（各年度）。

① 穀物等主要作物の生産性向上

- TICAD IV（2008年）を機に機構主導で立ち上げた「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」に関し、CARD対象全23か国で国家稲作開発戦略を策定するとともに、50件以上の関連事業を実施した。2018年度には、TICAD Vの公約であるCARDの目標「2018年までの10年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増（1,400万トンから2,800万トン）」が達成した。また、「2030年までに、サブサハラ・アフリカのコメ生産量の更なる倍増（2,800万トン→5,600万トン）」を目標とするCARDフェーズ2を2019年より開始し、これまでの協力成果を踏まえたRICEアプローチ（Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment）に基づく人材育成を推進した（各年度）。
- エチオピアでは、気候変動による不作のリスク軽減に資する天候インデックス型農業保険の導入に向けた事業を実施した（各年度）。また、インドネシアでは、農業保険政策立案に向けた支援準備を行うとともに、既存の実損補填型農業保険制度の普及研修のオンラインでの実施や、新規援助手法の収量インデックス型保険導入に向けた収量データに基づく制度設計を進めた（2019、2020年度）。

② 持続的な水産資源の管理と養殖の振興

- カリブ島嶼国地域では、行政の人的・資金的資源が十分ではない島嶼国での水産資源管理として、漁民と行政の共同管理（コマネジメント）の有効性を技術協力プロジェクトで実証した結果、同取組の推進に向けた提言がCARICOM漁業大臣会合で採択されたほか、沿岸水産資源の保全管理にコマネジメントを活用する広域プロジェクトを開始した（2018、2019年度）。
- ベナン及びコートジボワールでは、中核養殖農家による近隣養殖農家への種苗生産販売と技術指導を組み合わせた農民間普及の技術協力プロジェクトを実施し、計919人に対して研修を実施したほか、域内展開に向けて、トーゴやカメルーンから養殖農家を招へいして研修を実施した（2017、2018年度）。

⁶⁴ TICAD VI の目標値：普及員 2,500 人、農家 6 万人（2016-2018）

- 違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策として、東南アジア・大洋州地域を対象とする研修や、インドネシアでの衛星を活用した技術協力プロジェクト等を実施した（2018～2020年度）。
- アフリカ広域研修をセネガルで実施し、同国のコマネジメントの知見を8か国90人の参加者とともに共有した。また、モルディブ、パラオ、モーリシャス、東ティモール、インドネシアでブルーエコノミー案件を形成した（2020年度）。

③ その他の取組

- モンゴルやパキスタンで、畜産分野のバリューチェーン開発のための支援に取り組んだ。また、人獣共通感染症の防疫と家畜衛生への強化に向けた協力をミャンマーやザンビアで実施した（2020年度）。

(2) SDGs達成に向けた貢献

- CARDの推進等を通じて、SDGs Goal2（食糧の安定確保）の達成に向けて貢献した。
- 持続的な水産資源の管理と養殖の振興に資する取組を通じて、SDGs Goal14（海洋・海洋資源の持続可能な開発・保全）の達成に向けて貢献した。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 現地のニーズに迅速に応えるべく、農業投入財（優良種子、肥料等）の供与等90件以上、既存案件の枠組みをいかした食料安全保障（農業・栄養）分野の新型コロナ支援を実施した。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

CARD2においては、耕地拡大による増産ではなく、土地・労働生産性向上による増産の実現が課題である。これに対応するために先進農業技術の導入を民間企業とも連携しながら進めていく。また、先進技術導入にあたっては、資本力の弱い小規模農家も享受可能なものとなるよう留意して進める。さらに、増大するコメ需要に応えていくには、適正稲作技術の開発・普及に加えてバリューチェーン開発に資する協力も展開していく必要がある。

水産においては、資源管理体制の脆弱な地域がまだ多く残っており、また違法・無報告・無規制（IUU）漁業が持続可能な水産資源管理を脅かしているという課題がある。これに対応するため、コマネジメントの普及による資源管理体制強化、IUU漁業を抑制するための人材育成を引き続き実施する。

畜産においては、家畜密度の高まり、抗菌剤の乱用等に伴い、家畜の疾病が課題となっている。さらに、家畜の疾病の多くは人獣共通感染症であり、人と家畜の移動増加等により人への感染も深刻な課題となっている。これら課題に対応するために、「One Health」の理念を踏まえた人獣共通感染症対策と家畜衛生改善が重要である。これらに対して重要な役割を担う獣医師について公的機関のみならず民間部門も含めた育成・能力向上を進めていく。また、研究能力向上支援を併せて進めていく。

気候変動による農業生産及び農家経済への影響は、近年、一層拡大してきている。これに対応するため、他の農業関連プロジェクトにおいて気候変動に対する強じん性を強化する取組を導入するための対策を検討する。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

＜評価と根拠＞

評価：A

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を各年度目標値以上達成することが見込まれる。質的な観点からも、成果の最大化に向けた取組で所定の成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（防災分野に係る育成人材数（仙台防災協カイニシアティブに示されている達成目標のうち機構貢献分））は、目標水準を上回る成果をあげている。

【質的成果】

ア. 気候変動：

- 外部資金を積極的に活用した対策を推進。具体的には、日本初の「緑の気候基金（GCF）」認証機関としての認定を受け、第1号受託事業（東ティモール）がGCF理事会で承認されたほか、中央アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central Africa Forest Initiative）の資金管理機関であるUNDPと業務契約（コンゴ民主共和国）の締結が実現。
- 各国における「自国が決定する貢献」（NDC）の実施基盤整備及び実施促進を含む政策・制度の改善支援、日本のレーダー衛星及びAI技術を用いた森林伐採対策・管理の強化支援（ブラジル）等を実施したほか、鉄道事業（インド、バングラデシュ）等を通じて温室効果ガスの削減に貢献。
- 各機構事業の計画段階で「気候変動対策支援ツール」を活用した関連活動の組込を検討したほか、研修（11,280人受講）や国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP）23～25のサイドイベント（計38件）等を通じて気候変動の主流化を促進。
- 機構理事長が「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を務め、長期低排出発展戦略に関する提言の取りまとめに貢献。

イ. 防災の主流化・災害復興支援：

- 自然災害に対する強じんな社会づくりに資する事業を計120か国で実施。
- 仙台防災協カイニシアティブの目標を前倒しかつ大幅に上回る約7万人を育成し、日本政府の公約実現に貢献。
- ブラジルにおける土砂災害対策への取組が高く評価され、国連笹川防災賞を受賞したほか、機構職員が防災・市民防御分野における同国政府最高位の国家勲章を受章。
- フィリピンでは、SATREPSを通じて台風の目における貴重なデータを収集。
- ナウルでの地上気象観測の実現による大洋州気象観測上の空白地帯の解消に貢献。
- フィジーでの「国家防災政策2018-2020」の正式承認が実現。
- 世界防災フォーラム等数多くの国際会議・イベントの開催・登壇を通じ、防災の主流化に貢献。
- 「より良い復興」の考え方に基づく切れ目のない支援を展開し、相手国政府から高く評価。特に、インドネシアのスラウェシで発生した地震・津波に際し、過去の日本の防災協力への高い評価により同国政府から機構のみに復興計画策定支援が要請。
- チリでは、技術協力を通じて中南米域内の防災人材約5,200人の育成に貢献。
- ネパールでは、地震復興の最大課題であった住宅再建を進め、機構が支援した地域の完工率はほぼ90%を達成（他ドナーによる事業の完工率は平均70%弱）。

ウ. 自然環境保全：

- 自然環境保全と人間活動の調和の推進に資する事業を計 34 か国 51 件実施。
- ベトナムでは、機構支援による森林モニタリングの有効性が評価されて国家標準化。
- ラオスでは、ドナー調整を通じて森林法の改正に寄与。
- カンボジアでは、REDD+への機構の貢献に対し、同国環境大臣より感謝状授与。
- ブラジルでは、伊藤忠商事(株)のを活用して、生物多様性保全の推進拠点となる施設の開設。
- コーラル・トライアングル地域の沿岸生態系保全等に資するブルーカーボン戦略を策定。
- モーリシャス沖重油流出事故を受けて迅速な支援事業を形成・合意（同国首相より謝意表明）。
- REDD+プラットフォームを事務局として運営し、各種情報発信や加盟団体の拡大（計 90 団体）に貢献。
- サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）を事務局として運営し、研修・フォーラム等を実施。
- JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システムの活用国を研修・セミナー等を通じて拡大し（計 12 か国）、熱帯林の森林変化に係る情報を 77 か国に提供。

エ. 環境管理：

- 都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築に資する事業を計 35 か国 105 件実施。
- パレスチナでの国家廃棄物管理戦略の承認及び効率的な廃棄物収集サービスの提供、マーシャルでの廃棄物回収制度（デポジット制）の導入、ベトナム環境保護法改正における機構協力成果の反映、機構初の海洋プラスチックごみ対策に特化した SATREPS 事業の実施等を実現。
- 廃棄物管理の知見共有と SDGs 推進を担う「アフリカきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立し、アフリカ 37 か国 65 都市・国際機関等の参加を得て取組を推進、TICAD 7 の成果文書「横浜宣言 2019」策定（各国で廃棄物管理の政策優先度を高めていくための閣僚級合意の確立）にも貢献。
- 機構発意で「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を形成して今後の事業展開の方向性を示し、戦略的な案件形成を推進。
- 日本の特徴的な廃棄物からの発電技術（Waste to Energy）の海外展開に向けたツールの開発や、(株)LIXIL グループの業務連携に係る覚書の締結等を通じて、本邦技術の活用を促進。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、衛生的な都市環境の維持に不可欠な廃棄物管理を継続するべく、6 か国で収集・清掃作業員や処分場作業員に対する感染予防資材の供与、労働安全衛生に関する講習等を実施したほか、ACCP の枠組みを活用して急きょ新型コロナの影響調査を実施し、国連人間居住計画（UN-Habitat）と連携して ACCP 加盟国にパンデミック下の廃棄物管理戦略ガイダンス等を提供。

オ. 食料安全保障：

- CARD 対象全 23 か国で国家稲作開発戦略を策定、50 件以上の関連事業を展開し、TICAD V の公約である CARD の目標「2018 年までの 10 年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増（1,400 万トンから 2,800 万トン）」が達成。
- インドネシア、エチオピアで気候変動による不作のリスク軽減に資する農業保険の導入に向けた事業を実施。
- 持続的な水産資源の管理と養殖の振興を推進し、カリブ島嶼国地域では、機構支援による漁民と行政の水産資源の共同管理（コマネジメント）の有効性が評価され、同取組の推進に向けた提言がカリブ共同体（CARICOM）漁業大臣会合で採択。

- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、既存案件の枠組みをいかして農業投入財（優良種子、肥料等）を含め 90 件以上の支援を迅速に展開し、農作物の安定的な生産にも大きく貢献。

3－4．主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

（定量的実績）

【指標 4-3】「防災分野における人材育成数」が目標値（8,000 人/年）を毎年上回っており（4 年間平均で対目標比約 219%）、中期目標期間において着実に指標を達成している。

（定性的実績）

1. 気候変動（【指標 4-1】「低炭素かつ気候変動の影響に対して強じんな社会づくりに資する、気候変動対策に係る支援の実施及び機構内における気候変動主流化の取組状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・気候変動が国際社会で関心を高める中、日本初の認証機関としての認定を受け、「緑の気候基金（GCF）」等の外部資金を積極的に活用した対策を推進したことは特筆すべき成果である。
- ・脱炭素社会に向けた現実的な移行のための支援として、途上国の行動変容やコミットメントを促すとの政府方針に沿って、各国における NDC の実施基盤整備及び実施促進を含む政策・制度の改善支援を実施したことは高く評価できる。また、緩和策支援としてインド、バングラデシュの鉄道事業により、温室効果ガスの削減に貢献した。
- ・国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）23～25 のサイドイベント等を通じて気候変動の主流化を促進したほか、北岡理事長が「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の座長を務め、政府の長期低排出発展戦略に関する提言取りまとめに貢献した。

2. 防災の主流化・災害復興支援（【指標 4-2】「自然災害に対して強じんな社会づくりに資する、防災の主流化及び被災国に対するビルドバックベターの考え方に基づく支援の実施状況」）

自然災害に対する強じんな社会づくりに資する事業を計 120 か国で実施するなど中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・仙台防災協力イニシアティブの目標を前倒しかつ約 75%上回る約 7 万人を育成し、政府の公約実現に大きく寄与した。世界防災フォーラム等数多くの国際会議・イベントの開催・登壇を通じ、防災の主流化に貢献した。
- ・インドネシアのスラウェシで発生した地震・津波に際し、JICA のみに復興計画策定支援への要請があったことは、これまでの日本の協力への高い信頼の証左である。また、ブラジルにおける土砂災害対策への取組が高く評価され、国連笹川防災賞を受賞したことも特筆すべき功績である。
- ・防災に脆弱な大洋州島嶼国（ナウルやフィジー等）での気象観測関連支援や防災政策策定といった積極的な取組及び成果は評価できる。
- ・ネパールでは、地震復興の最大課題であった住宅再建を進め、他ドナー平均 70%弱に対して約 90%と突出した完工率を達成したことは、効率的な支援実施の証左と言える。

3. 自然環境保全（【指標 4-4】「国内外の関連機関との連携を含む、自然環境保全に係る支援の実施状況」に関して、上記の定性的な実績のほか、関連指標は「JJ-FAST（JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム）を活用した国数」）

自然環境保全と人間活動の調和の推進に資する事業を計 34 か国 51 件実施するなど中期計画の

取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- REDD+プラットフォームを事務局として運営し、各種情報発信や加盟団体の拡大に貢献したことやサヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）を事務局として運営し、研修・フォーラム等を実施したことは、我が国が国際社会で環境保全分野のイニシアティブを取る取組として高く評価できる。
- 中央アフリカイニシアティブ（CAFI）基金に応募した結果、400 万ドル規模の事業の受託が決定したことは、外部資金を活用する機構の創意工夫による成果として評価される。
- ベトナムにおける森林モニタリング支援の有効性が認められ、対象地域以外でも導入されたことや、ラオスでドナー調整を通じて森林法改正に寄与したこと、カンボジアで環境大臣より感謝状を授与したことなど、取組が高い効果を上げ、外部からも評価されるとともに、相手国の政策決定に貢献していることが認められる。
- JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システムの活用国を研修・セミナー等を通じて拡大し、熱帯林の森林変化に係る情報を 77 か国に提供したことは、地域にも資する支援効果の高い取組と言える。
- モーリシャス沖重油流出事故を受けた迅速な支援及び対応により同国首相より謝意表明があったことは二国間関係の維持・強化の観点からも高く評価できる。

4. 環境管理（【指標 4-5】「我が国の自治体や民間企業の技術・ノウハウを生かした環境管理分野の政策・法制度や管理態勢の構築、能力強化に係る支援の実施状況」）

都市部の住環境の改善及び持続可能な経済社会システムの構築に資する事業を計 35 か国 105 件実施するなど中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- 廃棄物管理の知見共有と SDGs 推進を担う「アフリカきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立し、アフリカ 37 か国 65 都市・国際機関等の参加を得て取組を推進し、TICAD 7 の成果文書「横浜宣言 2019」策定にも貢献したことは高く評価できる。
- 海洋プラスチックごみ対策に関して、SATREPS を活用した東南アジアにおける具体的事業は、初の海洋プラスチックごみ対策に特化した案件であり、海洋プラスチックごみ対策に係る関心が高まる中、政府の重要施策である「マリーン・イニシアティブ」にも貢献する取組である。
- 新型コロナ感染拡大を受けた廃棄物管理のための取組として作業員や処分場作業員に対する感染予防資材の供与等を実施したほか、新型コロナの影響調査を実施し、国連人間居住計画と連携してパンデミック下の廃棄物管理戦略ガイダンス等を提供したことは、未曾有の事態における臨機応変な取組として評価できる。

5. 食料安全保障（【指標 4-6】「食料安全保障に資する、CARD への貢献を含む持続可能な農業の推進及び水産資源の利用に係る支援の実施状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- 全ての CARD 対象国で稲作開発戦略を策定し、50 件以上の関連事業を展開し、TICAD V の公約「2018 年までの 10 年間でサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増（1,400 万トンから 2,800 万トン）」を達成したことは、我が国の国際公約達成への貢献として高く評価できる。
- カリブ島嶼国地域では、漁民と行政の水産資源の共同管理の有効性が評価され、同取組の推進に向けた提言がカリブ共同体漁業大臣会合で採択されたことは、これまでの取組が持続的な水産資源の管理のために相手国政府から評価されていることの証左である。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、既存案件の枠組みを活かして農業投入財（優良種子、肥料等）を含め 90 件以上の支援を迅速に展開し、農作物の安定的な生産に大きく貢献した。

(結論)

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が見込まれると認め、「A」評価とする。

具体的には、特に、環境・気候変動や防災等の分野において積極的な取組を実施し、国際社会における我が国のプレゼンス向上に貢献した。気候変動分野では「緑の気候基金」の日本の公的機関唯一の認証機関として取組を開始し、脱炭素社会に向けた現実的な移行のための支援として、途上国の行動変容やコミットメントを促すとの政府方針に沿った支援を行ったことは高く評価される。防災についても、仙台防災枠組み達成への取組を積極的行ったほか、G20 大阪サミットで合意された海洋プラスチックごみに係る「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するための案件として、東南アジアにおける研究拠点形成に向けた協力を行った。廃棄物管理に関しても TICAD 7 で議論を主導し、成果文書策定へ貢献するなど、我が国が主催する重要な国際会議での公約の具体化に大きな貢献を行った。また、新型コロナの影響に対応した防災、環境管理、食料安全保障分野での臨機応変な取組は評価できる。

これらの成果は「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」に寄与するとともに、SDGs 達成に向けた貢献等を通じて、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも大きく貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き SDGs やパリ協定等の国際的枠組みや、仙台防災枠組や大阪ブルー・オーシャン・ビジョン等の我が国がイニシアティブを取る重要政策達成への貢献を念頭に置きつつ、地球規模課題の解決に貢献する事業の形成・実施を期待する。その際、本邦技術の活用促進の可能性を留意ありたい。

特に、国際社会の関心が高まる気候変動分野に関しては、GCF の活用に向けて、今後も GCF 事務局との調整等を通じて、経験・知見を蓄積していくことにより、スピード感をもって途上国のニーズに沿った質の高い案件の形成及び実施に努められたい。また、政府として 2021 年から 5 年間で官民合わせて 6.5 兆円の支援を実施し、そのうち適応分野の支援を強化することを打ち出しており、世界の脱炭素移行の達成に向け主導的な役割を果たすための取組の積極的な推進を期待する。

生物多様性にかかるポスト愛知目標の設定、栄養サミット等の国際場裡での動きを捉まえ、オールジャパンでの貢献を加速させるべく、外部資金の活用や国内外の関連機関との連携を念頭に援助効果の最大化に努められたい。

また、ウィズ／ポストコロナ下における各地球規模課題に関する途上国のニーズに迅速かつ柔軟に対応するよう留意ありたい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	地域の重点取組
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋、横浜宣言 2019、アジア健康構想、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ、日・中南米連結性強化構想
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度～令和 2 年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成 29 年度～令和 2 年度行政事業レビューシート番号 0144 無償資金協力、0145 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 (定量指標)	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人 / 年 ⁶⁵	12,000 人	21,933 人	19,850 人	21,109 人	24,517 人	-
アフリカにおける育成人材数	600 万人 ⁶⁶ (2017-2018)	350 万人	422 万人	476 万人	-	-	-
②主要なインプット情報（予算額 ⁶⁷ / 支出額（百万円））			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
東南アジア・大洋州			26,101/ 25,884	29,565/ 30,312	29,385/ 26,774	27,620/ 21,066 ⁶⁸	-
南アジア			13,627/ 11,947	10,891/ 12,246	11,249/ 9,705	12,327/ 9,489 ⁶⁹	-
東・中央アジア、コーカサス			4,844/ 5,258	4,990/ 4,684	5,175/ 4,691	4,484/ 3,895 ⁷⁰	-
中南米・カリブ			8,525/ 8,675	8,109/ 7,999	8,399/ 8,242	11,249/ 6,602 ⁷¹	-
アフリカ			35,672/ 31,012	30,321/ 33,209	28,921/ 27,948	32,705/ 26,025 ⁷²	-
中東・欧州			8,290/ 7,165	11,810/ 7,165	8,071/ 7,165	6,714/ 7,165	-

⁶⁵ 2015 年日・ASEAN 首脳会議における日本の公約である「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に示されている達成目標を基に、機構貢献分を約 90%として想定して設定する。日・ASEAN 首脳会議の目標値：2015 年から 2017 年に年間 1.3 万人強

⁶⁶ 日本政府公約である TICAD VI の達成目標を基に、機構貢献分を 90%として想定して設定する。TICAD VI で発表した日本としての取組（公約）：2016 年から 2018 年に 1,000 万人。

⁶⁷ 参考値として「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費の地域別の予算内訳を示している。

⁶⁸ 暫定値

⁶⁹ 暫定値

⁷⁰ 暫定値

⁷¹ 暫定値

⁷² 暫定値

	9,094	9,711		4,857 ⁷³	
全世界・その他	10,273/ 11,264	8,833/ 8,727 ⁷⁴	14,924/ 9,364	16,398/ 9,071 ⁷⁵	-

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標：

(5) 地域の重点取組

開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援するため、各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応した開発協力事業を実施する。その際、国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援、格差是正、中所得国の罨といった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長を支える視点、防災や感染症、環境・気候変動等グローバルな課題にも留意する。特に、以下のようなそれぞれの地域の特性や重点とすべき開発課題の解決に向け、国別開発協力方針に沿った事業を形成して実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域については、ハード・ソフト両面のインフラ整備を含む連結性の強化、域内及び各国内の格差是正を中心に、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を行う。大洋州地域については、小島嶼国ならではのぜい弱性を踏まえ、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足、廃棄物管理、地球規模の環境問題の影響への対応等、開発ニーズに即した支援を行う。

イ 南アジア地域

地域の安定と潜在力の発現に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を行う。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

域内の格差に留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力への支援を行う。

エ 中南米・カリブ地域

貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、発展を遂げている国の国内格差の是正、気候変動を含む地球規模課題等への対応を支援する。また、日系社会と我が国との連携・協力を強化するための移住者支援策や日系社会支援に取り組む。

オ アフリカ地域

貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方のさらなる発展に結び付けられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行う。また、地域的な取組、難民問題への対応を含む平和と安定の確立・定着及び引き続き深刻な開発課題の解決に向け必要な支援に取り組む。

カ 中東・欧州地域

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有、人道支援と開発協力の連携を意識した難民問題への対応や、我が国の中東地域安定化のための包括的支援等への貢献にも留意した支援を行う。

中期計画：

(5) 地域の重点取組

⁷³ 暫定値

⁷⁴ 暫定値

⁷⁵ 暫定値

各国・地域の状況や優先的な開発課題を分析し、我が国政府の政策・公約や国別開発協力方針等を踏まえ、事業を形成・実施する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジアは高い経済成長を遂げている一方で、域内及び各国内の格差の問題も存在する。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ開発に対する膨大なニーズにも対応し、ハード・ソフトのインフラ整備を含む連結性の強化、生産性向上や技術革新を促す人材育成、平和で安全な社会の構築に向けた支援等を行う。また、防災、気候変動、感染症等の地域の共通課題に取り組む。協力に当たっては、我が国政府の政策や日・ASEAN首脳会議における我が国政府の公約への貢献や地域機関との連携に留意する。大洋州については、太平洋・島サミット（PALM）での我が国政府の公約達成にも貢献するため、自然災害や気候変動への脆弱性、水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題の顕在化、複雑化する海洋問題等、小島嶼国を含む地域特有の開発課題への取組を支援する。

イ 南アジア地域

南アジアは、若年層が多い人口構成や莫大な消費を背景として、今後、世界の経済成長の中心となる潜在力を有している。一方で、同地域はサブサハラ地域に次ぐ貧困人口を有し格差も大きく、自然災害にも脆弱である。かかる地域の特性を踏まえ、インフラ整備や貿易・投資環境整備等の経済発展基盤の構築、平和と安定、安全の確保への取組、基礎生活分野の改善、気候変動や防災等の地球規模課題への対応を支援する。協力に当たっては、域内の内陸国のニーズや地域全体及び他地域とのハード・ソフト両面における連結性強化に留意する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

東・中央アジア及びコーカサスは地政学的に重要な位置にあり、併せて市場経済に移行した旧社会主義国が多く、長期的な安定と持続可能な発展が求められている。かかる地域の特性を踏まえ、ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成等を支援する。協力に当たっては、域内外の連結性向上や、格差の是正にも留意する。

エ 中南米・カリブ地域

中南米・カリブでは、多くの国が一定の経済発展を達成しつつある一方、貧困層や格差、自然災害等の脆弱性を抱えている国も少なくない。かかる地域の特性を踏まえ、国際開発金融機関等との連携も通じ、インフラ整備や、防災、気候変動といった地球規模課題等への対応を支援する。また、日系社会の存在が我が国とのより強い絆になっていくよう、必要な移住者支援策を継続することに加え、日系社会支援を進め、日系社会との連携・協力に向けた取組を強化する。

オ アフリカ地域

アフリカは、人口規模の観点から将来的に一大市場を形成することが期待され、継続した産業開発への協力が重要となっている。一方で、資源価格の下落、感染症や暴力的過激主義の拡大といったリスクも依然として高く、これら課題への対応が同時に求められている。かかる地域の特性を踏まえ、運輸交通、水・衛生、再生可能エネルギーを含むエネルギーへのアクセス等のインフラ整備、産業育成、人材育成を含む投資・ビジネス環境の整備・改善、基礎生活分野の改善等に係る官民一体となった協力を行う。協力に当たっては、TICAD VI ナイロビ宣言の3本柱である経済多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進、質の高い生活のための強靱な保健システム促進、難民問題への対応を含む繁栄の共有のための社会安定化の促進を重視する。また、国別のみならず地域経済共同体を主軸とした地域的な取組も推進する。

カ 中東・欧州地域

中東では多くの国でアラブの春以降の混乱が継続するとともに、シリア難民の問題はグローバルな課題となっており、国際社会による緊急人道支援に加え、受入コミュニティへの支援や、問題の背景にある貧困や失業等の構造的な課題への取組と中長期的な対応が求められている。また、欧州でも地域安定のため平和の定着、経済振興が必要とされている。かかる地域の特性を踏まえ、社会的・地域的な格差是正、国の発展を支える人材の育成、インフラ整備、投資環境整備、持続的な環境保全等を

支援する。その際、我が国政府の中東地域安定化のための包括的支援への貢献にも留意する。特に、シリア等からの難民問題については、周辺国、国際機関等とも連携のうえ、受入国国民の受益とのバランスに配慮する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- 我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況

3-2. 業務実績

関連指標		基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数		128件 ⁷⁶	135件	135件	139件	139件	
質の高いインフラパートナーシップで公約されたアジアのインフラ分野向け資金協力支援		- ⁷⁷	9,891億円	1兆1,358億円	1兆1,956億円	8,598億円	
各地域の本邦研修実績数	東南アジア・大洋州	-	4,643人	3,64人	3,570人	1,462人	
	南アジア	-	1,710人	1,338人	1,487人	594人	
	東・中央アジア、コーカサス	-	1,018人	782人	785人	296人	
	中南米・カリブ	-	1,516人	1,133人	1,205人	585人	
	アフリカ	-	3,488人	2,565人	2,430人	1,436人	
	中東・欧州	-	1,255人	865人	995人	375人	
	合計	24,000人 ⁷⁸	13,630人	10,324人	10,472人	4,748人	

No.5-1全地域

- コロナ禍の各国ごとの喫緊のニーズに応えるべく、新型コロナへの緊急体制整備のみならず、経済対策や医療施設・資機材の拡充、社会保障の拡充に貢献するための緊急円借款を12か国に対し供与した。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、長年の協力で培った人的ネットワークを最大限活用し、感染の拡大初期から各国のニーズを迅速に把握し、延べ70か国に新型コロナ緊急資機材の供与、技術的支援等を実施した。
- 開発途上国におけるトップクラスの大学等と連携し、日本の開発経験を共有する日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）をブルガリア・ソフィア大学での講座を皮切りに、25か国で実施し、知日派リーダーを育成した。

⁷⁶ 前中期目標期間（2012-2015）実績は、512件

⁷⁷ アジア向けインフラ支援として 2016-2020 に 4 兆円（質の高いインフラパートナーシップでの公約額（1,100 億ドル）のうち、機構貢献分（335 億ドル）。円ドル換算は、公約発表時のレートに基づく（円借款事業のみを集計）。

⁷⁸ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均。なお、当実績値には本邦研修以外に第三国研修、現地国内研修の人数も含まれる。前中期目標期間（2012-2015）の本邦研修のみの実績平均は 11,595 人

(1) 東南アジア

- ASEAN共同体の構築に係る日・ASEAN首脳会議公約（5年間（2013-2017）で連結性強化、格差是正、防災、気候変動、平和と安定分野に2兆円規模の支援）に関し、2016年度までに2兆2,811億円を支援して公約の早期達成に寄与、2017年度までに2兆8,396億円を支援し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した（2017年度）。
- 2019年に締結された日ASEAN技術協力協定の下、2019年にASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するアセアン・アウトルック（AOIP）」の推進に資する研修事業3件を実施した（2020年度）。

① インフラ整備を含む連結性の強化

- 東西経済回廊整備支援として、ベトナム、ラオス、タイ、ミャンマーをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した。例えば、海上輸送に依存するタイ、ミャンマー間の物流改善（約21日間必要な海上輸送を陸路で2日以内に短縮）を推進した（各年度）。
- 南部経済回廊整備支援として、ベトナム、カンボジア、タイをつなぐ陸の連結性強化に資する協力を実施した。例えば、チュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）は、フン・セン首相の高評価を得て、両国間の友好関係強化に大きく寄与した（各年度）。
- 海洋の連結性強化に資する協力を実施した。例えば、ミャンマーでは、ヤンゴンの港における日本の電子通関システムの導入を通じて、通関の簡易検査に要する時間の大幅短縮（2時間→1分以内）を実現したほか、円借款を通じて整備したティラワ地区港では、機構の側面支援を経て、本邦企業とミャンマー企業のコンソーシアムが運営を開始した。また、ベトナムでは、両国の戦略的パートナーシップの下、ラックフェン国際港が完工し、フック首相より謝意が表明された（各年度）。
- ラオスでは、円借款を通じてビエンチャン国際空港を整備し、同国公共事業運輸大臣より「両国友好関係のシンボル」との高評価を得たほか、本邦企業が海外で取り組む初の空港ターミナル運営民営化事業として、必要な支援を実施した（2018年度）。
- フィリピンでは、円借款「南北通勤鉄道延伸事業」におけるADBとの協調融資を念頭に、合同進捗会議の定期開催、合同審査等を実施し、機構及びADBともに過去最大規模となる協調融資事業（約1.4兆円）に対するL/Aを調印した（2018年度）。
- インドネシアでは、円借款「ジャカルタ都市高速鉄道事業」を通じて、MRT（Mass Rapid Transit）南北線の運行が本格的に開始され、ラッシュ時の移動時間の大幅短縮（片道約1～1.5時間→約30分）に貢献した（2019年度）。

② 生産性向上や技術革新を促す人材育成

- 産業人材育成に係る日・ASEAN首脳会議公約（3年間（2015-2017）で4万人規模の産業人材育成）に関し、2016年度までに48,678人の産業人材を育成して公約の早期達成に寄与、2017年度までに68,633人の人材を育成し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した（2017年度）。
- 日・ASEAN首脳会議公約である産業人材育成イニシアティブの具体的施策の一つとして、タイ初

の日本式高専設立等を含む円借款事業を開始し、2020年度まで2校が開校した。また、日本の高専制度の海外展開にも寄与した（2019、2020年度）。

③ 平和で安全な社会の構築

- テロ対策強化等に係る日・ASEAN首脳会議公約（3年間（2016-2018）で総合的なテロ対策強化策に係る450億円規模の支援及び2,000人の人材育成）に関し、日本は約800億円の支援及び2,653人の人材育成を実施、そのうち、機構は約756億円の支援及び1,299人の人材育成を実施し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した（2017、2018年度）。
- 海上保安分野の人材育成に係る日・ASEAN首脳会議公約（3年間（2016-2018）で1,000人規模の海上保安分野の人材育成）に関し、2018年度までに1,070人の人材を育成し、公約達成に寄与した（2017、2018年度）。インドネシアでは、「海上保安機構能力向上」（国別研修）において、日本の海上保安庁等によるオンライン研修を実施した（2020年度）。
- 将来、ASEAN諸国での政策決定への関与が期待される幹部候補の行政官を対象とする留学制度を活用した人材育成プログラムを新設した（2017年度）。
- ベトナムでは、日越首脳会談（2017年）の共同声明を踏まえ、2019年度から5年間で500人の幹部候補の行政官を育成する技術協力を実施した。この規模の大型人材育成は機構初で、2020年度には、本邦研修参加者（副大臣・局長・次長・課長・課長補佐級等計104人）から中央省庁の副大臣や地方省の党書記等に昇格する研修生を輩出、同国との関係強化に大きく寄与（2019、2020年度）。
- 日本の開発経験を共有する日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）として、タイ、ミャンマー、ベトナム、フィリピンで特別講義やオンラインセミナーの開催、ビデオ教材の送付等を実施した（2020年度）。
- 日ASEAN技術協力協定の署名（2019年5月）を踏まえ、同協定の下、サイバーセキュリティ対策強化研修を実施した（2019、2020年度）。
- 海賊行為、密漁及び違法な取引が起きている海域に対する資金協力を通じて巡視艇を供与した（フィリピンに7隻等に供与したほか、ベトナムへの6隻の供与に向けたL/Aに調印済み）。また、各国の海上保安組織への技術協力を行った（各年度）。
- フィリピンでは、「No.3-2 平和と安定、安全の確保」記載のとおり、ミンダナオ和平に資する協力を実施し、両国間の信頼関係の強化に大きく貢献した（各年度）。
- ミャンマーでは、マネーロンダリングの「監視対象国」である一方、国際社会から孤立せず、また海外投融資の悪影響が及ばないよう、長年かけて構築した信頼関係を基に政策対話を通じて働きかけた結果、マネーロンダリング対策に向けた省庁横断委員会の設置や法令等の整備が進捗し、国際社会から前向きな評価を得た（2019年度）。
- スポーツを通じた平和構築支援を実施した。例えば、インドネシアでは、中部スラウェシ州震災1周年に、Jリーグと連携した復興支援イベントを開催した。また、フィリピンのダバオ市では、読売巨人軍と野球教室を開催した。ミャンマーのラカイン州では、宗教や民族を超えた混成チームによるスポーツイベントを開催、12万人を超える観客が集まり、対象地域住民の社会的結束の促進に貢献した（2019年度）。
- 「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP）」では、ASEAN、大洋州及び南アジア諸国の関係者に海上安全管理や気候変動と海洋法に係る遠隔研修をオンラインにて実施した（2020年度）。

- ミャンマーでは、資金協力や技術協力を通じ、ラカイン州も含めた貧困率の高い州・地域全体の底上げのため、道路・橋梁、電力等の基礎インフラの新設・改修とともに、学校建設を支援した（各年度）。

④ 防災、気候変動、感染症等の地域の共通課題への取組

- 「第30回ASEAN首脳会議」及び「第20回日ASEAN首脳会議」の議長声明で、機構の技術協力を通じた災害医療人材の能力強化と域内ネットワーク形成の重要性が言及され、協力内容がASEAN各国の首脳に高く評価された（2017年度）。
- 日・ASEAN首脳会議公約である健康イニシアティブ（5年間（2014-2018）で8,000人規模の保険分野の人材育成）に関し、2016年度までに公約の早期達成に寄与、2018年度までに35,987人の人材を育成し、目標を大幅に上回る公約達成に寄与した（2017、2018年度）。
- ベトナム、ラオス、カンボジアでは、「No.4-3 自然環境保全」に記載のとおり、パリ協定の重要な柱の一つである「森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減（REDD+）」への取組を実施した（2018、2019年度）。
- カンボジアでは、SATREPS「トンレサップ湖における環境保全基盤の構築」のカウンターパートであるカンボジア工科大学の研究者が、世界湖沼会議に論文を投稿した結果、論文表彰を受け、開会式の代表スピーチも務めた（2018年度）。
- 日本とインドネシアとの国交樹立60周年を機に、パンフレット「インドネシアに対する日本の協力の足跡」の発刊、「日インドネシア開発協力シンポジウム」のインドネシアとの共催、両国関係者の寄稿集公開等を通じ、両国間の更なる信頼醸成に貢献した。また、中部スラウェシ州で発生した地震及び津波に対し、国際緊急援助を迅速に行い、日本の知見を活用した復興計画策定に合意した（2018年度）。
- タイの洞窟で発生した遭難事故に関し、衛星データを活用したレーダー地形図の提供や、過去に日本からタイに供与された日本製ポンプ車の現地派遣等、日本チームで一丸となってタイ政府の捜索・救助活動を支援した結果、機構関係者3人が、国王ラーマ10世より国家勲章を受章した（2018年）。
- サイバーセキュリティ犯罪への対処能力を強化するための協力をベトナム、ミャンマーをはじめASEAN各国において推進した（2020年度）。

⑤ 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- インドネシア、カンボジア、ミャンマー、フィリピンでは、アジア開発銀行との協調融資による財政支援を通じて、各国政府の新型コロナウイルス感染症への対応に協力した。また、ミャンマー、フィリピンでは、各国政府の経済対策や資金需要への支援を目的とした円借款を供与した。
- タイでは、国境付近移民キャンプでの検疫体制強化や、特別支援が必要な子ども・親へのコロナ禍における支援強化、学校での新型コロナ予防教育強化を目的とした現地リソース活用型事業（Community Empowerment Program）を開始した。さらに、コロナ禍における子どもの精神面を気遣うためのアドバイスを描いたイラスト（井上きみどり氏作）を機構タイ事務所がタイ語訳してSNSで発信し、啓発活動に貢献した。同作は、タイにおける発信を契機に、各国海外拠点及び日本大使館を通じて現在37か国で翻訳され、活用された。
- カンボジアでは、無償資金協力を通じシェムリアップ州病院及び同州の下位病院（4病院）の施設、

医療機材の整備を支援した。また、実施中の技術協力を通じ、医療施設や研究機関に検査、診断資機材を供与し治療体制や研究・警戒体制を強化したほか、公共交通機関（バス）へも防護資機材を迅速に供与することで、予防強化を図った。

- ミャンマーでは、新型コロナによる工事の進捗や契約上の対応に係る混乱への対応として、技術協力プロジェクトの専門家による「契約解釈セミナー」をオンラインで実施し、国際コンサルティング・エンジニア連盟（FIDIC）の契約約款をベースに契約解釈の方法・生じ得る問題点・取るべき対応について、典型的な事例を用いてミャンマー政府向けに解説を行った。また、フィリピンでは、新型コロナによる工事の停滞を解決するため、情報収集・確認調査を通じDX技術を用いた遠隔での設計・施工方法について実施機関向けに提言を行った。

⑥事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 現中期期間最終年度となる2021年度においては、2020年11月の日・ASEAN首脳会議で採択された「インド太平洋に関するASEAN・アウトルック（AOIP/ASEAN Outlook on the Indo-Pacific）協力」についての共同声明を踏まえ、ASEAN連結性等AOIPの重点分野に沿った協力を実施する。
- また、新型コロナウイルスへの対応（「世界医療保健イニシアティブ」）を推進しつつ、コロナ禍で停滞した事業を促進する。
- ミャンマーについては、関係者の安全や同国との中長期的な信頼関係の維持、同国の民主化支援に留意した対応を行う。

(2) 大洋州

- 第7回太平洋・島サミット（PALM7: The Seventh Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3年間（2015-2017）で550億円以上の支援、4,000人以上の人材育成・交流）に関し、2017年1月の中間閣僚会合までに550億円を支援して公約の早期達成に寄与、2017年度までに723.22億円の支援、3,775人の人材育成・交流を実施し、公約達成に寄与した（2017年度）。
- 第8回太平洋・島サミット（PALM8: The Eighth Pacific Islands Leaders Meeting）の公約（3年間（2018-2020）で5,000人以上の人材育成・交流）に関し、機構は計3,619人の人材育成及び437人の人的交流を実施し、公約達成に寄与した（2020年度）。
- 大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材の育成に向けた「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」及び後継の「SDGsグローバルリーダーコース」を実施し、計135人の留学生を受け入れた（2016～2020年度）。
- パラオでは、パラオ拠点開設20周年を受け、パラオ国議会から過去の機構の貢献に対する感謝状が授与・発出された。また、同国初のPPP事業（双日㈱、日本空港ビルデング㈱が海外の空港運営事業に初めて参画）かつ機構にとって大洋州地域初の海外投融資として、パラオ「国際空港ターミナル拡張・運営事業」のL/Aに調印した。パラオ独立25周年の調印で、パラオと日本のパートナーシップを象徴する事業となった（2017、2019年度）。さらにパラオ支所の事務所化を行い、コロナ禍の渡航が厳しいなか、初代事務所長等の派遣を無事実現させた（2020年度）。

① 自然災害や気候変動等脆弱性への対応

- ハイブリッドアイランド構想の具現化に向けて、ハイブリッド発電システム導入に係る広域事業、ソロモン首都圏での2030年の再生可能エネルギー100%達成に向けたロードマップ策定支援、パプ

アニューギニアでの下水道整備、トンガでの全国早期警報システム導入等に向けた協力を実施した（2017～2019年度）。

- 自然災害に極めて脆弱な太平洋島嶼国への気候変動対策として、太平洋地域環境計画事務局（SPREP）に対する無償資金協力・技術協力を通じて、太平洋気候変動センターの整備、気候変動分野の人材育成を実施した（2019、2020年度）。
- 再生可能エネルギーを積極的に導入する方針を定めている太平洋島嶼国の取組をあと押しするため、フィジーを拠点にキリバス、ツバル、マーシャル、ミクロネシアを対象に、技術協力プロジェクトを通じて太陽光や水力等による発電とディーゼル発電の最適運用に関する能力強化を支援した（2020年度）。
- フィジーでは約20年ぶりになる円借款事業として、災害復旧スタンドバイ借款（50億円）の供与を行い、その後に発生した2回のサイクロン被害の際に迅速なディスバースが可能となった（2019、2020年度）。

② 水不足や廃棄物処理を含む近代化に伴う環境問題への対応

- 大洋州9か国を対象に、廃棄物管理の改善に資する人材育成を実施した（2019年度）。

③ 複雑化する海洋問題等への対応

- 船舶安全、海上犯罪取締り、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止、資源管理型漁業の推進等の研修を実施した。
- 大洋州島嶼国における海上安全・保安に係る基礎情報収集・確認調査を実施し、海事訓練施設の強化、海図作成支援等、具体的な案件の形成に取り組んだ。また、日米連携によるIUU漁業対策研修を横浜やオンラインで実施した（2018、2020年度）。

④ 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- パプアニューギニア、フィジー、ソロモンにおいて、コロナ禍の影響による保健医療体制強化及び経済対策として緊急財政支援を実施した。

⑤ 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

- 大洋州諸国の地政学的な重要性を踏まえ、域内の平和と安全、健全な発展に資する取組を拡充し、PALM 9後も見据えた協力を推進する。

No.5-3 南アジア

- インドでは、2014年首脳会談時の「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」のための東京宣言（今後5年間で官民合わせて約3.5兆円の対印投融資等）への貢献に取り組み、2018年度には過去最高規模の5,374億円の新規円借款を供与する等、日印両国の関係深化に大きく貢献した（各年度）。
- バングラデシュでは、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」の公約（2014年から4-5年で6,000億円の主に円借款による協力）を推進し、2017年6月の38次円借款の合意で承諾額が計6,060億円となり、目標値を上回る支援を実現した。また、2020年度には、対バングラデシュ支援で過去最高水

準の3,732億円の新規円借款供与を実現し、日本とバングラデシュ両国の関係強化に大きく貢献した（各年度）。

(1) 経済発展基盤の構築、連結性強化

- インドでは、高速鉄道建設事業、貨物専用鉄道建設事業、主要都市を中心とした地下鉄、道路、上下水道、電力インフラの建設事業等を実施した。特に、北東部地域においては、域内外及びバングラデシュ等周辺国との国際回廊計画の一部を担う複数の道路・橋梁事業に関し、その戦略的重要性にかんがみて最大限の迅速化を図りつつ案件形成した（各年度）。
- バングラデシュでは、ダッカ都市鉄道事業、マタバリ港開発事業、経済特区開発事業等を実施した。特に、機構初の取組となるEBF（Equity Back Finance）の貸付等を通じて、同国で初めてとなる日系企業をターゲットとした経済特区開発を推進した（各年度）。
- スリランカでは、ケラニ河新橋建設事業等を実施し、主要幹線道路からコロンボ市内へ通じる要衝部を改善した（各年度）。
- パキスタンで実施した東西道路改修事業（国道70号線）では、日本の技術である鋼栈橋工法を用いて難工事を完遂し、コンテナ車の通行が可能となったことで、パキスタンとアフガニスタンやイランとの物流活性化に貢献した。また、同貢献が高く評価され、土木学会技術賞（IIグループ）を受賞した（2020年度）。
- アフガニスタンでは、機構の長年にわたる都市開発に係る支援に対して、同国で文民対象の勲章として二番目に高いものとなるGhazi Meer Masjidi Khan勲章が授与され、叙勲式では、ガニ大統領から直接謝意が伝えられた（2018年度）。
- ブータンでは、労災事故の防止に向けた機構ブータン事務所主導の各種取組を通じて、同国政府による「工事安全フォーラム」の企画・主催、労働人材省及びブータン建設業界間の工事安全に係る取組強化に向けた覚書の締結等が実現し、経済基盤構築の前提となる土台づくりに貢献した（2019年度）。

(2) 平和と安定、安全の確保

- ネパールでは、選挙支援、法曹人材育成、行政能力強化等民主化プロセスの促進のための長年の支援が実り、2018年8月に民法が施行された。また、20年ぶりの地方選挙及びネパール初めてとなる州選挙、連邦議会選挙の円滑な実施に貢献した（2017、2018年度）。
- アフガニスタンでは、国連開発計画（UNDP）及びトルコ政府と連携した女性警官育成研修プログラムを実施し、661人の人材育成に貢献した。また、アフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成（PEACE : Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development）プログラムを通じて、165人の行政官を日本に受け入れた（各年度）。
- バングラデシュでは、空港セキュリティ強化や警察の警備能力強化に向けた技術協力を実施した。また、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプでは、国際移住機関（IOM）等とも連携の上、技術協力における地下水賦存量調査の結果や、無償資金協力で供与した井戸掘削機も活用しつつ、避難民キャンプ内で最大規模となる給水施設を完成させた（各年度）。
- パキスタンでは、アフガニスタン国境地域の安定に資するべく計6件のプロジェクトを実施した。邦人の治安上国境地域への渡航が困難ななか、ローカルリソースの活用や国際機関との連携を通じ、事業を展開した（各年度）。

(3) 基礎生活分野の改善

- インドでは農村部の女性や社会的弱者を含む地域住民の生計向上等に資する森林自然環境保全支援事業や農業・農村開発支援事業等の分野で複数の案件を形成・実施した。また、住民の生活基盤の整備として、公的医療機関の設立事業や非感染症対策体制強化等を通じ保健分野支援を実施したほか、複数の給水事業を実施した。特に、保守的規範の強いインドのラジャスタン州においては、円借款事業をてこに、女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正に向けた働きかけを2016年から継続して行った結果、全ての州法改正が2018年度に実現した（各年度）。その他、インドにおけるSDGs推進のための政策を直接的に支援するためのプログラム・ローンを形成、貸付契約を調印できた（2018年度）。
- バングラデシュでは、「市場志向型農業（SHEP）」の概念を活用したマルチステークホルダー連携による小規模園芸農家支援や、農業・食品加工企業向けの譲許的融資及び能力強化を通じたフードバリューチェーンの改善とともに、食品加工・食品安全管理等に係る支援を実施した（2020年度）。
- スリランカでは、非感染症対策を支援する保健医療サービス改善、インクルーシブ教育の推進、農業生産工程管理の推進や酪農開発に係る協力を実施した（各年度）。また、SHEPの概念を活用し、現地民間企業と連携したサプライチェーンの改善に向けた技術協力を開始した（2020年度）。
- パキスタンでは貧困地域の生計向上に資する畜産案件、連邦直轄部族地域における生計回復計画支援無償（FAO連携）やノンフォーマルを含む教育分野全体への支援を実施した（各年度）。また、FAOと連携し実施中の技術協力プロジェクトを通じバロチスタン州のサバクトビバッタ被害を受けた小規模農家の生計向上も支援し、人々の食料安全保障の確保に貢献した（2020年度）。
- ネパールでは「万人のための教育」プログラム（財政支援、教育アドバイザー派遣、小学校運営改善）等を実施した（各年度）。小学校運営改善モデルが評価され、他ドナーが拠出した資金も使って普及が進められた。
- ブータンでは、農業機械化を推進する無償資金協力や灌漑整備の能力向上を図る技術協力を実施した。また、デジタルファブリケーションを通じて社会問題を解決することを目的とする技術協力を実施した（各年度）。
- アフガニスタンでは、これまでペシャワール会と連携し行ってきたコミュニティ灌漑を全国規模に広げるべく、ガイドラインを作成するとともに、無償資金協力の準備を開始した（2020年度）。

(4) 気候変動や防災等の地球規模課題への対応

- ネパールでは、技術協力・円借款・無償資金協力一体で、住宅や学校病院等のインフラ再建を支援し、住宅復興では、コミュニティによる復興モデルを導入することで、他ドナーの対象地域で復興が遅延するなか、機構の対象地域では約9割の住宅が完工した。完工式典では、機構の復興モデルがネパール政府等から高く評価されるとともに（2020年度）、他ドナーによる支援地域でも活用されるに至った。また、防災対応力の強化や建築物の耐震性向上に向けた技術協力を開始した。
- スリランカでは、仙台枠組みに基づく防災ロードマップ作成を行ったほか、土砂災害対策や、コロンボ都市圏の洪水対策に関する技術協力を開始した（2018年度）。
- パキスタンでは洪水対策のため早期予警報システム拡充に向けた気象レーダー網整備に係る無償資金協力を実施し、全土のレーダー網の構築につながった（2018、2020年度）。

- モルディブでは、環境配慮・気候変動対策分野での沖縄県のリソース活用に向けた調査を実施した（2020年度）。

(5) その他戦略的な取組

- バングラデシュでは、「日本市場をターゲットとしたICT人材育成プロジェクト」を通じICT人材の研修プログラムを実施した。265人が研修を修了し、うち259人が企業から内定を得た（うち186人が本邦IT企業に就職予定）。特に、宮崎市では、宮崎市、宮崎大学、地元の民間IT企業が本研修プログラムと連携し若手ICT人材の受入を推進、受講生53人が宮崎県内の企業より内定を得て、地方の活性化にも大きく貢献している（各年度）。
- インドでは、長年にわたって構築したヒマーチャル・プラデシュ州政府との信頼関係を基に、高付加価値農作物の導入を通じた農村の貧困解消に向けて、機構主導で同州と宮城県のヤッツ・コーポレーション(株)との連携を促進した。その結果、円借款のなかで、ヤッツ・コーポレーション(株)から機材調達・専門家派遣を行うことが決定し、日本企業の海外ビジネス展開と開発課題への貢献を推進した（2018年度）。
- ネパール及びインドで、還流人材の活用方策の検討に着手した（2020年度）。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- インド、バングラデシュ及びモルディブに対し「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」を実施し、経済対策並びに医療施設・資機材の拡充及び社会保障の拡充に貢献した。また、南アジア地域各国では、既往の案件の枠組みを柔軟に活用して防疫用資機材や検査用資機材等の迅速な供与・啓発活動や、現地のNGOと連携した迅速な支援を促進すべく、Community Empowerment Programme（CEP）を開始した。
- ブータンでは、CEPを通じて、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害女性等社会的脆弱層、医療従事者、学校等を対象に新型コロナウイルス感染症対策のための資材供与や啓発活動を実施した。
- パキスタンでは、機構の支援の成果を活用し、新型コロナの影響で学校に行けなくなった子どもの教育の遅れに対応するための補習教材を作成した。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

当該地域は民主主義が定着しつつあるも、政権交代に伴う政情不安や国際場裡における複雑な国家間関係等を抱えており、政権交代による方針転換等に留意が求められる。

対外債務問題・財政赤字等の課題にも留意が必要ななか、新型コロナの影響により多大な財政出動を余儀なくされている国が多くを占め、マクロ経済状況及び雇用・失業やそれに付随する社会動揺等への注視が必要であり、相手国のオーナーシップを尊重しつつ、マクロ経済の回復・安定や強じんな社会システムの構築に資する支援を検討していく。

当該地域では、上述の複雑な国家間関係等に由来して東南アジアに比べ域内連結性のハードルが高く、一方、ワクチンの円滑な輸送等新型コロナ対策を実行する観点からも連結性向上のためのハード・ソフト両面での支援領域の検討が重要なところ、域内及び隣接地域との連結性向上の視点をもち他ドナーとも協調の上、政策改善提言や案件形成・実施等に引き続き取り組む。

(1) ガバナンスの強化、格差の是正

- 機構の支援により2019年にモンゴルの税法が国際基準に沿って大幅に改正された。また、これに伴う技術協力を通じ、モンゴルの安定した経済成長の実現とビジネス環境整備を支援した（各年度）。
- モンゴルでは財政・社会・経済改革開発政策借款の迅速な貸付実行を通じ、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017－2021年）」公約の達成に貢献した。また、ガバナンスの強化として国際通貨基金（IMF）、ADB、世界銀行と歩調を合わせた財政支援円借款の政策マトリックスを通じ、安定的なマクロ経済運営、社会的弱者支援の促進、経済成長の強化の3分野における改革を支援した。また、資本市場活性化のための証券会社監督ガイドラインの更新や関連人材育成制度を刷新した（2017、2018年度）。
- 中央アジア・コーカサスでの社会サービス分野の格差是正のため、ウズベキスタン、タジキスタン、ジョージアにおける保健医療、災害対策、農村開発、教育といった格差是正に貢献する協力を実施した（各年度）。

(2) 産業の多角化

- モンゴルでは農牧業バリューチェーンの構築に向けた協力を実施した。また、ウズベキスタンでは、円借款を通じた金融アクセスへの改善による園芸農業の輸出能力強化や雇用促進に貢献した。さらに、ジョージアで観光業の活性化に貢献するために、大使館と共催で観光セミナーを開催した（各年度）。
- モンゴルでは、中小企業振興及び産業多角化に向けた取組を実施した（各年度）。特に、「中小企業育成・環境保全フェーズ2」に関し、モンゴルの中小企業振興への功績が評価され、機構専門家が同国大統領から北極星勲章（外国人に叙勲される最高位のもの）を授与された（2017年度）。
- ウズベキスタン、キルギス、カザフスタンでの日本センター支援を継続し、従来からのビジネス人材育成に加え、日本の民間企業とのビジネスマッチング支援等も展開した。タジキスタンでも、日本センターの知見をいかしてビジネスインキュベーターに係る協力を開始した（各年度）。

(3) インフラ整備、域内外の連結性向上

- モンゴル、ウズベキスタン、ジョージア、アゼルバイジャンでは、空港、国際幹線道路、発電所等の質の高いインフラ整備に取り組んだ（各年度）。
- 特に、モンゴルでは「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえ機構が支援している新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得した。また、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院し、開院式典にはモンゴル首相等も出席して意義を強調した（2018、2019年度）。
- また、ウズベキスタンでは、タリマルジャン火力発電所2号機が完工したほか、電力分野支援として機構初のOM借款に係るL/Aが締結され、同国の課題に対応する上で新たな取組を積極的に活用した（2019年度）。
- 中央アジア地域経済協力（CAREC）の枠組みで、ADB等と支援対象地域を分担し、交通ネットワークを相互補完する国際幹線道路（タジキスタン）の新規案件の形成を進め、地域連結性の向上に取り組んだ（2018年度）。

- モンゴル政府が掲げている国家戦略「モンゴルの持続的な開発ビジョン2030」達成のための長期の総合的な開発方針及び空間計画を含む国家総合開発計画案の策定を支援した（2020年度）。

(4) 人材育成

- 人材育成奨学計画（JDS）、開発大学院連携、課題別研修等を通じ、社会科学分野や、道路・防災等技術分野の若手行政官を2017年度から2020年度まで累計256人育成した（各年度）。
- 親日家・知日家の若手行政官や技術分野の幹部人材等の育成に資するべく、「SDGsグローバルリーダーコース」等の開発大学院連携事業を進めた（2020年度）。
- JDS卒業生が2018年4月に発足したキルギスの新内閣で大統領府局長（閣僚級）、首相府局長（次官級）に就任したほか、2019年にウズベキスタンで大統領創造専門学校開発庁長官（大臣級）、2020年にタジキスタンで労働・移民・国民雇用大臣、同年ウズベキスタンで財務副大臣に就任する等、親日派・知日派育成の観点から機構が長期的に取り組んできた人材育成の成果が各国閣僚及び政府要人の就任という形で確認された（各年度）。

(5) その他戦略的な取組

- 中国では対中ODA終了に向け40周年の対中ODAを振り返るシンポジウム等を開催した。シンポジウム等では、中国経済発展における日本のODAの役割・貢献等を中国の若い世代へ紹介したほか、新華社（中国国営通信社）、人民網（中国共産党系メディア）、NHK等、日中の多数のメディアで報道され、日中の友好関係促進に大きく寄与した。また、法制度整備支援の取組に対し機構専門家が中国政府友誼賞を受賞した（2019年度）。
- 中国国家国際発展合作署との対話、中国の援助実務機関等との情報交換や知見共有を行い、今後の継続的な対話に向けた環境を整備した（2019年度）。
- モンゴルでは日本センターを通じて、同国企業と本邦企業とのマッチング機会を提供した。技能実習生送り出しについても、日本語教育等の支援について検討するとともに、茨城県や熊本県等関心を有する自治体や在京モンゴル大使館との面談を実施し、モンゴル日本センターを通じてオンラインにて茨城県就労セミナーを開催した（2019、2020年度）。
- 日本政府の「中央アジア+日本」対話における地域共通テーマへの対応として、越境協力推進によるバッタ被害低減のため、初めて中央アジア5か国全て（及びアフガニスタン）を対象とした無償資金協力を実施した（2020年度）。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- モンゴル政府に対して新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款を供与し、モンゴル全土での公衆衛生対策や経済対策等の緊急対応を支援した。また、ウズベキスタンに対する新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款及び一般財政支援を迅速に進め、同国の危機対応に協力した。
- ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス、モンゴルでは、既往技術協力やフォローアップ協力を活用し、防護・防疫・治療用資機材の供与及び水道水消毒剤の供与を行った。
- ウズベキスタンでは、園芸作物分野における高い資金ニーズに対応した円借款事業を通じ、新型コロナウイルスの影響による、現地園芸作物事業者の深刻な資金繰り問題の解決に向けて事業開始の準備を迅速に行い、着実に貸付を実施した（2020年度）。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

資金協力により整備されたインフラや供与機材の効果的な保守運用・維持管理のため、本邦研修による人材育成や技術協力による体制支援を実施してきているが、さらに持続可能性を高めるため、先方政府の予算・体制面での措置導入等自立性の向上に向けたアドボカシーや助言を引き続き継続していく必要がある。

No.5-5 中南米、カリブ

(1) インフラ整備

- パナマ、ニカラグア、エルサルバドル等で都市鉄道、道路・橋梁、エネルギー等の分野における本邦の質の高いインフラ技術の活用を想定した事業形成・実施を推進した（各年度）。
- 中米地域全体、キューバ、ボリビア等で、運輸交通の改善を目的としたマスタープランの策定を支援した（各年度）。また、ボリビアではバス高速輸送システムの導入を踏まえた都市交通計画の策定を支援したほか、ペルーではリマ首都圏におけるTODを取り入れた都市計画の推進を支援した（各年度）。
- エルサルバドルでは、円借款によって建設された「ラ・ウニオン港」の活性化のための調査を実施し、その結果を踏まえ活性化策に取り組んだ（2020年度）。

(2) 地球規模課題等への対応

- 米州開発銀行（IDB）との「再生可能エネルギー及び省エネルギー分野における協調融資枠組」の下で、エクアドル、ジャマイカ、パラグアイで協調融資案件を累計3件形成し、パリ協定に基づく各国の気候変動対策に向けた取組を支援した（各年度）。
- エクアドルでは、南米初の米ドル建て借款である「エネルギー構造転換促進事業」のL/Aに調印した。同国では、長年にわたり民間資本の支援がなく、ドナーも中国とロシアのみであったが、機構はJICA海外協力隊派遣のみの協力から地道に同国政府との関係を構築・強化し、20年ぶりの借款再開を実現した（2019年度）。
- ブラジルでは、ダイキン工業㈱が民間連携事業を活用し、同国で販売される空調機向けの省エネ基準の改正に寄与した（2020年度）。
- ブラジルでAI技術を用いたアマゾンの森林保全に寄与する事業を実施した。ペルーでも森林保全分野での事業を実施した（各年度）。
- CARICOM（カリブ共同体）を構成する各国の共通課題である防災、エネルギー、海洋プラスチックごみや海藻被害対策への環境管理等の解決に貢献する取組を多国間協力として進めた（各年度）。

(3) 日系社会支援及び日系社会との連携・協力

- ペルーの日系人を起源とする信用組合に中小零細事業者支援に向けた海外投融資を供与。機構初の劣後融資、ペルー初の海外投融資、かつIDB Labとの初の協調融資で、機構が長年培った日系社会やIDBとの強固な信頼関係を基に実現した（2019年度）。
- 2014年の安倍総理（当時）の中南米歴訪を踏まえ、機構は研修・セミナー開催・調査団派遣等を通

じて、日本の医療技術・サービスの国際展開に資する本邦民間企業とブラジル日系社会の連携策を検討・推進。その成果の一つとして、機構の民間連携事業を通じて、褥瘡（じょくそう）予防器具の国家認証・登録が短期間で完了し、提案企業による現地法人の設立に至った。

- 海外移住資料館では、総合学習として来館する児童・生徒に対する教育プログラムに加え、「メヒコの心に生きた移民たち」、「マチュピチュ村を拓いた男 野内与吉とペルー日本人移民の歴史」、「ハワイ日本人移住150周年記念展示－元年者に始まるハワイ移民と邦字誌が果たした役割－」、「くまモンと学ぼう！熊本移民の歴史と活躍」等各種企画展示を実施した。2020年度末での累計来館者数は約62万人となった。
- 移住関連資料の収集及び保管に取り組んだほか、日系資料館連絡協議会参加による世界各地にある日系資料館、研究者との情報交換と連携を進めた（2019、2020年度）。
- 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」に北岡理事長が委員として参加し、これまでの機構事業の知見を基に同懇談会で提言等を行った（2017年度）。
- 全世界の日系人が集う海外日系人大会の場で基調講演やパネルディスカッション、YouTube等に登壇・参加した（2017、2018、2020年度）。

(4) その他戦略的な取組

- 開発大学院連携の一環として、全世界に先駆け、サンパウロ大学法学部に講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を開設した。また、機構の働きかけを通じて(株)三菱UFJ銀行や三井物産(株)の寄附金が講座運営に活用された。2020年度には、域内のほぼ全ての拠点で、各国の大学と協議を進め、サンマルコス大学（ペルー）、ベリーズ大学、サンチアゴ大学（チリ）でオンライン講座を実施した（2018、2019、2020年度）。
- 機構とSICAとの合意に基づき、生態系湿地保全分野及び都市開発・運輸交通分野の技術協力プロジェクトを実施した。また、これまでの地域協力を踏まえて対SICA協力重点分野に係る合意形成や、SICA-JICA地域協力5ヶ年計画（2021-2025）の策定を進めるための個別専門家「SICA地域協力アドバイザー」や、中米農牧大臣会合（CAC）及び加盟各国との連携を通じて、農業・農村開発分野における機構協力の戦略的実施・活用を支援するための個別専門家「SICA農業・農村開発アドバイザー」が採択され、今後の更なる取組の促進に資する体制構築を進めた（各年度）。
- 日本政府と連携してIDBとの政策対話を重ね、協調融資枠組みである「CORE」の発展的拡大に合意した（2020年度）。
- 第2回国連南南協力ハイレベル会合（BAPA+40）の結果を踏まえ、ブラジルを拠点とした第三国研修「南南・三角協力マネージメント能力強化フェーズ2」を開始し、開発途上諸国政府のドナー化や南南協力を推進した（2019、2020年度）。
- コスタリカでは、戦後日本の農村地域の自立に貢献した「生活改善運動」の導入を通じた格差是正に取り組んだほか、ホンジュラスでは、条件付き給付金の提供を通じた貧困削減に取り組んだ（各年度）。
- コロンビアでは、障害者支援や「一村一品推進プロジェクト」、地雷対策等を通じた紛争被害者や国内避難民、先住民といった脆弱性が高い人々の人間の安全保障に寄与するとともに、教員養成を通じた中長期的な平和構築の取組を実施した（各年度）。
- アルゼンチンでは、カイゼンの実施・普及に取り組む団体のネットワーキングを推進したほか、「一村一品」のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築に向けた技

術協力プロジェクトを実施した（2020年度）。

- 各国でこれまでの機構の貢献が高く評価され、機構並びに機構元理事長及び現理事長等が受勲した。具体的には、ブラジルで機構元理事長の緒方貞子特別フェローが「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」を受章。ニカラグアで機構が大統領勲章を受章。パラグアイで機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受賞。機構職員がSICA貢献勲章を受章（2017、2019年度）。
- アルゼンチン、ドミニカ共和国で、移住債権管理、回収、整理を継続した。その結果、債権残高は2020年度末で82件、3億1,800万円となった。
- 現地紙への寄稿、マスコミ各社中南米支局長や本邦メディア各社との積極的な意見交換を実施し、記事掲載、メディア出演を通じ、機構や日本への関心を高めた（各年度）。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- 中南米・カリブ地域各国において、現在実施中の事業及びフォローアップ協力の枠組みを活用し、新型コロナの予防等を目的とした各案件実施機関への資機材の供与を実施した。また、SATREPS事業を通じた産官学連携により、新型コロナウイルス検出試薬の性能評価試験を実施したほか、新型コロナ対策として、カリブ公衆衛生機関（CARPHA）と連携した初の案件を形成した
- ドミニカ共和国では、新型コロナ感染拡大によって生じた同国の財政収支の不均衡解消を目的として、中南米・カリブ地域では初となる財政支援借款（2億米ドル）の供与の準備を進めた。また、エルサルバドルでは2016年にL/A調印済みの「災害復旧スタンドバイ借款」の資金が感染症対策に適用された。
- コロナ禍で困難な状況に置かれた各国日系団体の活動を支援するため、関係省庁と調整の上、2021年度までの日系団体に対する助成金に係る制度改定を検討の上、申請受付を開始し、30件を新たに交付決定した。
- 米国のシンクタンクInter-American Dialogueが開催する「コロナ後の中南米地域と日本との関係に関するセミナー」に登壇し、各国識者とともに機構の立場、方針について説明・意見交換を行った。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

開発効果の高い案件形成・実施に向けて、本邦技術の効果的な活用を推進しているが、中南米・カリブ地域は、その地理的な特質や言語の壁を受け、アジアと比較して日本企業の進出が限定的である。このため、2021年度も海外拠点からの情報発信、日系社会と日本の民間分野との連携促進等に精力的に取り組む。

新型コロナが深刻な状況下にあっても、中南米諸国では所得格差に端を発した社会・政情不安が起きており、この状態は機構事業の進捗にも影響を与えている。予断を許さない状況が続くなか、機構関係者の安全を第一に考え、海外拠点をはじめ関係機関との強固な連携の下、情報交換・意見交換を継続しつつ、2021年度も効果的な開発事業を継続する。

(1) インフラ整備

- 東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」等の域内経済開発事業を通じた支援を継続した。また、各回廊構想・戦略に資するものとして、ウガンダ、ガーナ、モザンビーク等での道路・橋梁等のインフラ事業が完工したほか、ケニア、モザンビーク、コートジボワール、ベナン等で道路・橋梁、港湾、発電所等のインフラ事業に係る事業の実施合意が複数なされた（各年度）。
- ウガンダでは、東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋が完工した結果、時速80km（従前の4倍速）での通行が可能となり、輸送能力増強に貢献したほか、質の高い現場管理（4年半の歳月において死亡者ゼロ、地元雇用への寄与（現地雇用率90%等））に対して、ウガンダ大統領から謝意が表明された（2018年度）。
- モザンビーク「マンディンバーリシンガ間道路改善事業」（円借款）、「ガーナ国際回廊改善計画」（無償資金協力）、コートジボワール「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」（無償資金協力）等の完工においても、各国首脳から日本の質の高いインフラへの評価とともに、機構の貢献への謝意が示された（2019、2020年度）
- ウガンダ、ルワンダ、エチオピア、コートジボワール等で都市開発マスタープラン（M/P）の策定・実施に向けた協力を開始・実施した（2020年度）。
- アフリカ開発銀行（AfDB）グループと日本政府が推進する「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」（EPSA）の第3次期間（EPSA-3：2017～2019年）において、ソブリン向け協調融資ファシリティ（ACFA）の下で主に回廊開発のための道路事業5案件に対する円借款を供与し、第7次民間セクター支援融資（NSL-7）を通じてアフリカの民間セクター開発に対する金融支援を行った（2017～2019年度）。引き続き、第4次EPSA（EPSA-4：2020～2022年）において、ACFAやNSLに加えて、AfDBと機構の海外投融資の協調融資を通じた民間セクターに対する支援を実施・検討した。
- アフリカの貧困国に対して社会・経済開発のための譲許的融資を供与するため、アフリカ開発基金（AfDF）に対し、第14次増資（2017年度）、第15次増資（2020年度）のための円借款を供与した。
- アフリカにおけるグリーン投資・クリーンエネルギーを推進するため、ケニアのオルカリア地熱発電所の改修のための円借款を供与した（2018年度）。

(2) 投資・ビジネス環境の整備・改善

- TICAD Vの公約の目標額（2017年までに1.15兆円）を超える1.23兆円の支援を実施したほか、ABEイニシアティブ留学生受入に係る公約を早期達成（2017年までに1,000人というTICAD Vの公約に対して実績1,100人、2018年までに機構実施分で600人というTICAD VIの公約に対して実績627人）を実現した（2017年度）。また、TICAD VI公約（留学生受入及び産業人材育成）に対して、ABEイニシアティブやアフリカ各国でのカイゼン及びビジネス経営支援関連プロジェクト等を通じ、いずれも公約目標を上回る成果の実現に貢献した（2018年度）。
- 2019年から開始したABEイニシアティブ3.0では、2020年度末までに累計116人を本邦に受け入れたほか、来日が困難な研修員のうち36人が遠隔にて本邦大学に入学・受講した。また、新たな取組として、機構の長期研修員に加え、日本滞在中のアフリカ人留学生（国費・私費留学生を含む）を対

象とした「ビジネス・プログラム」をオンライン等で開催し、総計204人が新たにABEイニシアティブ3.0に参加した（各年度）。

- AUDA-NEPAD等と協力し、アフリカ全土でのカイゼンの普及及びカイゼンを通じた産業振興に取り組んだ。「アフリカカイゼン年次会合」を毎年開催したほか、カイゼンの効果的普及のための「カイゼンハンドブック」も発表した。2019年度にはアフリカ全土で「優良事例の発掘・共有」及び「普及・相互啓発」を目的とした「アフリカ・カイゼンアワード」を、AUDA-NEPADとアフリカ大陸で初めて実施した（各年度）。
- 「TICAD 7官民円卓会議民間からの提言書」に基づき設置されたアフリカビジネス協議会の事務局を、機構が関係省庁や他団体とともに担い、ワーキンググループを含め同協議会の運営を行った。さらに、アフリカ向け海外投融資の促進のため、TICAD 7の際にAfDBとの覚書を署名した（2019年度）。
- 複数の高専等と「JICA－高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、高専と協働でこれまでの手法では解決困難なアフリカの課題解決に向けた検討・実証実験を推進した。また、長岡高専と覚書を締結し、同校の授業の一環として、オープンイノベーションに関連する講義や審査会の開催、試作品製作を実施した（2019、2020年度）。
- これまでにアフリカ10か国を対象に「Africa Open Innovation Challenge」を開催し、デジタル技術を活用したアフリカの課題解決に向けて、日本、アフリカ及び欧米の民間企業、学術機関等のもつ技術やアイデアを公募し、実証事業を行う優良なアイデアを選定した（2019、2020年度）。

(3) 基礎生活分野の改善

- ルワンダでは、機構として初めての栄養分野の政策借款のL/Aを調印したほか、ケニアではUHCの達成のための保健分野政策借款のL/Aに調印した。また、TICAD 7の機会に打ち出されたアフリカ健康構想を進めるための調査を実施し、民間事業によるヘルスケアの充実化に取り組んだ（2019、2020年度）。
- 2020年7月に発生したモーリシャス沿岸における船舶座礁により8月に発生した油流出事故を受け、国際緊急援助隊の派遣を通じた、油防除への助言、緊急的な環境影響評価等に取り組んだ。緊急援助フェーズ終了後は、より包括的で詳細な沿岸域生態系への環境影響の把握、水産業や観光業をはじめとした現地地域住民の社会・経済面への影響の把握、今後の具体的な支援策・中長期の協力を検討する目的で調査を実施した（2020年度）。
- カイゼン・イニシアティブ及びIFNAの推進のため、「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD : New Partnership for Africa's Development）」内に両イニシアティブの運営事務局を立ち上げ、関連するセミナーやワークショップ開催、調査等を実施し重点10か国における国別栄養改善戦略の策定を支援した。また、TICAD 7の際にAUDA-NEPADとともにIFNAのサイドイベントを開催し、アフリカの子ども2億人の栄養改善に向けたIFNAの取組を全アフリカへ拡大することを表明する「IFNA横浜宣言2019」を採択した（2017、2019年度）。
- モザンビーク等で、理数科教育の拡充や学習環境の改善により子どもたちに質の高い教育を提供するための事業を実施した。また、アフリカにおける高等教育の質の向上のために、汎アフリカ大学（PAU）及びジョモ・ケニヤッタ農工大学の教育の質の向上に関する取組を実施した。TICAD 7の結果を受け、5,000人の科学技術イノベーション高度人材育成を進めるため、PAUの科学技術イノベーション分野の拠点大学（ジョモ・ケニヤッタ農工大学）を支援する技術協力の討議議事録

(R/D : Record of Discussions) に署名した (各年度)。

(4) その他戦略的な取組

- TICAD 7 に向けて機構内で保健、民間連携、科学技術イノベーション等13分野のタスクフォースを立ち上げ、「JICA貢献策（案）」の検討や、外務省及び国際機関等との意見交換、サイドイベント・プレイベントの準備・開催、広報活動の展開を行った（2018年度）。また、「TICAD 7における日本の取組」（以下、「日本の取組」）の検討過程において、外務省、関係各省、国際機関、民間企業等とともに議論に参加し、機構が準備した「JICA貢献策（案）」を提案した。その結果、「日本の取組」48項目のうち約40項目が機構関連の取組となり、その策定に大きく貢献した（2019年度）。
- TICAD 7の際、機構は他機関等とともにサイドイベントを31件開催し、延べ7,340人の参加があった。また、「BON for Africa（アフリカ盆踊り）」では、機構職員有志と民間企業等による実行委員会がクラウドファンディングを通じて資金の一部を集め、TICAD 7に向けた動画制作とイベントを開催した。イベントには約2,200人が参加し、NHK全国放送や新聞各社での特集等、多くのメディアに取り上げられ、TICAD 7やアフリカへの一般市民の関心を高める機会として貢献した（2019年度）。
- 平和と安定への取組として、南スーダンにて「平和と結束」をテーマに、2016年から毎年全国スポーツ大会「国民結束の日」開催を支援し、スポーツ競技に加え、平和構築、ジェンダー平等等のワークショップも実施し、社会融和の促進に貢献した（新型コロナウイルス感染拡大の影響により2020年度の開催は中止）。また、前橋市における南スーダンの東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン決定に際し、機構が進めるスポーツを通じた平和促進の全体的な取組や南スーダンでの事業等を説明することで、ホストタウン化に貢献した。
- コンゴ民主共和国、マリ、南スーダン等で警察能力強化や紛争影響地域における公共サービス改善、難民・避難民や受入コミュニティに対する支援や平和構築支援、行財政の能力強化等を、国際機関と連携して実施した（各年度）。
- UNDP、世界銀行、AUDA - NEPAD、国内外の民間企業、アフリカ経済構造転換センター（ACET）等の高等教育・研究機関と、各分野に加え一部TICAD 8に向けた包括的なテーマで連携協議を行った（各年度）。
- 2022年に開催予定のTICAD 8に向けて、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を念頭に「社会的危機に対する強靱な社会経済を構築する」ことを目指した機構としての「協力の方向性」を、TICADプロセス推進委員会を通じて整理・確認した。また、機構の貢献策について、組織横断的な検討体制を構築し、具体的な検討を開始した。さらに、TICAD 8での議論・成果文書の検討プロセスに実施機関として貢献していくことを目的に、政策研究「ポストコロナ時代のアフリカ開発」を検討開始した（2020年度）。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- ケニア、ガーナ、コンゴ民主共和国、ザンビア、セネガル等で実施中の技術協力案件の活動の一環として、防護・防疫・検査・治療・研修・啓発用資機材の供与を実施した。また、ガーナ野口記念医学研究所やケニア中央医学研究所によるPCR検査の実施に対する支援、コンゴ民主共和国やルワンダでの技術協力プロジェクトにより育成されたカウンターパートによる体温測定機能付自動

手洗い装置や3Dプリンターによるフェイスシールドの製作支援等に取り組んだ。さらに、セネガルでは、長年協力を実施しているセネガル・日本職業訓練センター（CFPT）が手洗い装置を製造し、セネガル政府予算によって関係省庁へ配布された（2020年度）。

- 「Next Innovation with Japan」（NINJA）の一環として、アフリカ発スタートアップ企業の育成と日本企業とのマッチングを目的に、新型コロナに対応したビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」を実施した（2020年度）。
- モーリシャスでは、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与を通じて、同国政府への財政支援を実施した（2020年度）。
- マクロ経済や財政状況が悪化した、アフリカを中心とする貧困国や低・中所得国を対象に、国際社会と連携し、債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）による債務支払を一時的に猶予した（2020）。

(6) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

アフリカにおける新型コロナ感染拡大に伴い、現地滞在中の機構関係者が国外退避せざるを得ず、2020年3月から9月にかけて10分の1の体制に縮小し、先行きも不透明である。また、アフリカ諸国のマクロ経済・債務状況は悪化しており、債務持続性評価（DSA）やDSSI、DSSI後の債務措置に係る共通枠組みの動向に留意が必要である。期末に向けては、アフリカにおける新型コロナウイルス拡大によって確認された数多くの開発ニーズに応えるために、遠隔による各種協力や調査等を含め、対応し得る手段を講じて事業の形成・実施を推進する。また、円借款については、アフリカ開発銀行や世界銀行との協調融資や、経済回復のための機動的な支援の可能性を探りつつ、中長期的見通しを踏まえた案件形成を継続していく。

なお、2022年にTICAD 8のチュニジア開催が予定されており、中期計画期末（2021年度末）に向けて、2020年度に開始済みの機構貢献策（案）の検討、外務省及び国際機関等との意見交換、政策研究等取組を加速化させるとともに、広報活動やサイドイベント開催等の準備にも着手する。

No.5-7 中東・欧州

(1) 社会的・地域的な格差是正

- ヨルダンでは技術協力プロジェクトを通じ、大学等における若年層への就職支援能力の向上を支援して雇用促進を図った（2017、2018年度）。
- パレスチナでは、日本独自の中東和平への中長期的取組である「平和と繁栄の回廊」構想の中核事業であるジェリコ農産加工団地の開発・運営能力を支援した（各年度）。
- モロッコでは、農業振興のための円借款、地域間格差是正のための円借款や、新型コロナウイルス感染症対応円借款を実施した（2017、2018、2020年度）。また、モロッコ、チュニジアでは水産業振興やIUU漁業に対する指導の強化を目的とした協力を実施した（2018、2020年度）。
- モルドバで中小規模の農業事業体向けに近代的な農業機械・設備の供与を通じた農業生産性の向上を目的とした円借款案件のL/Aを調印した（2020年度）。
- 技術協力プロジェクトを通じ、ヨルダンに避難している障害のあるシリア難民の社会参加促進を支援した。また、トルコでは、難民受入自治体の上下水道・廃棄物インフラ支援のための円借款事業を実施した（2019、2020年度）。

- パレスチナでは、「難民キャンプ改善プロジェクトフェーズ2」（技術協力プロジェクト）を実施し、住民主体のキャンプ改善計画策定及び改善事業実施体制の強化を支援した（2019、2020年度）。

(2) 国の発展を支える人材の育成

- 国際機関を含む関係機関と連携し、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」（J-TRaC : Japan Team for Refugees and Community）を累計67人派遣し、世界人道サミットでの公約（2016-2018年で約50人の専門家等を難民キャンプ、受入コミュニティへ派遣）の達成に寄与するとともに、シリア難民の安全な生活環境改善や収入機会の提供に取り組んだ（2017、2018年度）。また、「平和の架け橋・人材育成プログラム」（シリア人留学生受入）で、2017年度から2020年度末まで累計57人を受け入れた（各年度）。
- エジプト・日本学校（EJS）では、「特活」を導入した日本式教育が評価され、2020年度末には累計43校のEJSがエジプト国内に開校した（各年度）。
- 「エジプト・日本教育パートナーシップ」の目標実現に向け、就学前、基礎教育、技術教育、高等教育に至る全ての教育ステージにおいて、各種の事業形態を活用して包括的な支援を推進した。また、同パートナーシップの下、2017年度から2020年度末まで累計1,129人の留学生・研修生・研修員を受け入れた（各年度）。
- TICAD 7の横浜行動計画にも明記された「アフリカSTI高度人材育成のための留学プログラム」において、E-JUSTでは2020年度末時点で累計31人のアフリカ留学生を受け入れた。また、「日本・エジプト三角協力プログラムに係る協力覚書」により、アフリカから2020年度末までに4,137人を受け入れたほか、中東（イラク・イエメン）からも2,340人を受け入れた。ABEイニシアティブによる人材育成として、2017年度から2020年度末までに北アフリカ地域から82人の留学生を受け入れた（2017年度：40人、2018年度：16人、2019年度：7人、2020年度：19人（休学中研修員含む））。
- パレスチナでは、ヨルダン川西岸及びガザ地区を対象に就学前教室を含む10校の初等・中等学校の建設及び教育機材の整備をする無償資金協力を実施した（2020年度）。
- ヨルダン国王女の後援を受け、ヨルダン大学との共催により、ヨルダン大学関係者（学生、教員等）に対し、また、ブルガリアのソフィア大学では日本研究科の学生等に対して、日本の開発経験を学ぶ「JICAチェア」を開催した（2020年度）。

(3) インフラ整備及び投資環境整備

- 生計向上のみならず経済成長のために必要不可欠なエネルギー分野への協力を、チュニジア、イラク、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エジプト等多くの国で実施した（各年度）。
- イラクでは地域紛争からの復興を支援するために、電力、水分野の円借款事業を2017年度から2020年度末までに累計4件承諾し、実施した。また、同国産業多角化に向けた農業分野への支援も実施した（各年度）。
- チュニジアでは、技術協力を通じてチュニジア企業約80社に対してカイゼン活動実施を支援、品質・生産性向上に寄与した。また、NEPADと「第4回アフリカカイゼン年次総会」を共催し、アフリカ・その他地域の17か国の関係者を集め、カイゼン方式に関する知見を広く共有・普及させた（2019年度）。
- 西バルカンでは、技術協力プロジェクトを通じ、機構の過去の支援によるセルビア及びモンテネグロの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニアに普及・展開し

た（各年度）。

- モルドバでは技術協力プロジェクトを通じ、中小企業へのコンサルティングサービスの体制強化に貢献した。ウクライナにおいて「中小企業金融に係る情報収集・確認調査」を実施し、中小企業金融での新規案件形成に着手した（各年度）。
- 質の高い成長の原資となる資金を適切に管理するために、イラク、ウクライナ等で、金融システムの安定化・健全化に向けた支援を行った（2019、2020年度）。
- 機構主導で本邦旅行業界向けの「パレスチナ観光促進セミナー」及び「パレスチナ・ヨルダンFAM」ツアーを実施し、その結果本邦企業がパッケージツアーを企画・開催した（2019年度）。
- エジプトでは、「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の活動が、日本国内でも高く評価され、「読売国際協力賞」（同賞の文化財保護に関する表彰としては初）を2020年11月に受賞した（2020年度）。

(4) 持続的な環境保全

- エジプトやウクライナでは下水の協力を実施したほか、チュニジアでは海水淡水化の協力を実施した（各年度）。
- イラク、エジプト、ウクライナ、セルビア、コソボ、モルドバでは廃棄物管理や都市環境改善に向けた取組を実施した（2019、2020年度）。
- セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナでは、火力発電所排煙脱硫装置の建設を通じた大気汚染対策に向けた取組を実施した（各年度）。
- アルバニア、北マケドニアでは生態系管理や生態系を活用した防災に寄与する協力を実施した（2019、2020年度）。

●

(5) その他戦略的な取組

- 「日・サウジ・ビジョン2030」で機構が関与する重点分野の「中小企業・能力開発」、「文化・スポーツ・教育」で、招へい、調査等を実施した。また、サウジアラビアとコストシエアによる研修やセミナーを実施し、累計28人が参加した。
- ヨルダン支援会合（ロンドン会合）での日本政府による表明の達成に向けて、アンマン首都圏への安定給水を目的とした無償資金協力のG/Aを締結した（2019年度）。
- パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD: Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Development）の下、パレスチナ自治政府の行政機能の構築・強化や、公平なガバナンスの確立を目的に、インドネシア、マレーシア、シンガポール、イスラム開発銀行等と協力し、パレスチナ自治政府職員等に対する技術研修等を実施した（2019、2020年度）。
- イエメンでは、2011年3月の日本人退避以降も、本邦研修や第三国研修を継続し、紛争が続く現状においても継続的な協力を推進した（各年度）。
- 西バルカン協力イニシアティブに貢献する協力の着実な実施・展開に向け、セルビア、コソボ、北マケドニア、アルバニアで二国間協力案件を形成するとともに、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビアにて広域協力案件を含む新規協力案件を形成した。さらに、ブルガリア・北マケドニアの三角協力に加えて、機構とルーマニアの援助機関RoAid（Romanian Agency for International Development）間の連携を図るための両機関間の意見交換を継続し、さらに西バルカン周辺国（スロベニア、チェコ等）との意見交換を開始した（各年度）。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- モロッコでは、中東・アフリカ地域で初となる新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローンを承諾した。
- トルコでは、世界銀行と連携し、新型コロナの感染拡大によって影響を受けた小零細企業に対して資金繰りを支援するための円借款事業を形成した。
- 難民の生活環境の改善を目的にした無償資金協力を実施した。モロッコでは、慢性疾患・精神疾患を抱える難民に対し新型コロナ対策の啓蒙活動や難民事業への支援を通じた実証調査をUNHCRと連携して実施した。
- チュニジア、イランでは、実施中の技術協力プロジェクトを通じ、病院や企業関係者等を対象とした感染予防に資するカイゼンセミナーや日本の新型コロナ対策についてのオンラインセミナーを開催し知見を共有した。
- エジプトでは、実施中の技術協力を通じ検査機材や消毒液等の衛生キットを供与した。また、既存の技術協力プロジェクトでも、日本の病院と連携して院内感染予防対策のビデオを作成し、エジプト国内での研修で活用された。加えて、実施中の技術協力プロジェクトを通じ「手洗い、うがい」の習慣づけにも取り組んだ。
- パレスチナ、イラク、ヨルダン、レバノンでは、防護用資機材の供与、感染予防・緊急医療対応に係るセミナーの開催等を実施した。

(7) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

治安情勢が不安定な国を多く抱える中東地域では、治安状況が急激に悪化する可能性がある。国連機関等とも連携の上、治安上のリスクに係る情報収集・分析を基に事業計画の策定・実施、治安情勢により邦人の渡航が難しい場合には本邦研修、周辺国における第三国研修や帰国研修員支援等を効果的に組み合わせた支援を引き続き検討・実施していく。なお、中東地域は開発ニーズも大きい、技術協力協定締結が未了な国もあるため、各種援助手法を柔軟に活用・運用していく必要がある。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

＜評価と根拠＞

評価：S

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標全体の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評価の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標設定時に想定した以上の外交政策等に対する寄与）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標を大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

定量的指標のうち、「アフリカにおける育成人材数」（TICAD VIの達成目標のうち機構貢献分）は、既に目標水準を達成済みである。また、「アジアにおいて育成する産業人材数」（2015年日・ASEAN首脳会議における日本の公約「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」）に示されている達

成目標のうち機構貢献分) についても、過年度実績はいずれも目標水準を達成済みである。

【質的成果】

ア. 全地域：

- コロナ禍の各国ごとの喫緊のニーズに応えるべく、新型コロナへの緊急体制整備のみならず、経済対策や医療施設・資機材の拡充、社会保障の拡充に貢献するための緊急円借款を12か国に対し供与。
- 新型コロナ感染拡大を受けた取組として、長年の協力で培った人的ネットワークを最大限活用し、感染の拡大初期から各国のニーズを迅速に把握し、延べ70か国に新型コロナ緊急資機材の供与、技術的支援等を実施。

イ. 東南アジア・大洋州地域：

- ①インフラ整備を含む連結性の強化に資する事業として、タイ、ミャンマー間の物流改善（約21日間必要な海上輸送を陸路で2日以内に短縮）、ヤンゴンの通関の簡易検査に要する時間の大幅短縮（2時間→1分以内）、ジャカルタのMRT（Mass Rapid Transit）南北線の運行開始によるラッシュ時の移動時間の大幅短縮（片道約1～1.5時間→約30分）を実現。また、カンボジアのチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）、ラオスのビエンチャン国際空港、ベトナムのラックフェン国際港等の整備を通じて、各国との友好関係強化や本邦企業の海外展開にも寄与。
- ②「日・ASEAN首脳会議公約」に資する産業人材の育成として、公約の早期かつ目標を大幅に上回る達成に寄与したほか、同公約の具体的施策の一つとして、タイ初の日本式高専設立等を含む円借款事業を開始し、日本の高専制度の海外展開にも寄与。
- ③平和で安全な社会の構築に資する事業として、公約の達成に寄与しつつ、各国の海上保安組織への技術協力や巡視艇の供与、サイバーセキュリティ対策強化研修等を実施。また、ミャンマーでは、長年の信頼関係に基づく政策対話による働きかけを通じ、マネーロンダリング対策の進捗に貢献。さらに、ベトナムでの日越首脳会談の共同声明を踏まえた幹部候補を対象とした大型人材育成事業を通じて知日派リーダーを育成。
- ④地域の共通課題の解決に資する事業として、健康イニシアティブの早期かつ目標を大幅に上回る達成に寄与したほか、機構による災害医療人材の能力強化と域内ネットワーク形成が、ASEAN首脳会議の議長声明で高く評価。また、タイの洞窟で発生した遭難事故では、タイ政府の捜索・救助活動に貢献した機構関係者が、国王ラーマ10世より国家勲章を受章。
- 第7回太平洋・島サミット（PALM7）及び第8回太平洋・島サミット（PALM8）の公約達成に寄与しつつ、①自然災害や気候変動等脆弱性への対応に資する事業、②近代化に伴う環境問題への対応に資する事業、③複雑化する海洋問題等への対応に資する人材育成等を実施。
- ①自然災害や気候変動等脆弱性への対応に資する事業として、ハイブリッドアイランド構想の具現化、太平洋気候変動センターの整備及び人材育成、再生可能エネルギーの導入等を推進。
- ②近代化に伴う環境問題への対応に資する事業として、廃棄物管理の改善に資する人材育成を実施。
- ③複雑化する海洋問題等への対応に資する人材育成として、船舶安全、海上犯罪取締り、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止、資源管理型漁業の推進等の研修や、日米連携によるIUU漁業対策研修を実施。
- 大洋州各国の開発を担う将来の幹部候補人材を育成。

ウ. 南アジア地域：

- 「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等、各国との公約に基づく事業を推進し、各国との関係強化に大きく貢献したほか、①経済発展基盤の構築、連結性強化に資する事業、②平和と安定、安全の確保に資する事業、③基礎生活分野の改善に資する事業、④気候変動や防災等の地球規模課題への対応に資する事業等を実施。
- ①経済発展基盤の構築、連結性強化に資する事業として、インドでの高速鉄道建設事業、貨物専用鉄道建設事業、地下鉄事業等、バングラデシュでの機構初のEBF (Equity Back Finance) の貸付等を通じた同国初の日系企業向け経済特区開発を推進。パキスタンでは、本邦技術を用いたインフラ整備により域内の物流活性化に貢献。アフガニスタンでは、長年にわたって都市開発を支援し、Ghazi Meer Masjidi Khan勲章を受章。
- ②平和と安定、安全の確保に資する事業として、ネパールでの民法制定・施行、連邦議会、州、地方選挙の円滑な実施に寄与。また、アフガニスタンでは、UNDP及びトルコ政府との連携による女性警官育成（661人）やアフガニスタン未来への架け橋・中核人材育成プログラムを通じた行政官の本邦受入（165人）を実施。バングラデシュでは、ミャンマー・ラカイン州からの避難民キャンプでIOM等と連携した同キャンプ内最大規模の給水施設を完成。
- ③基礎生活分野の改善に資する事業として、インドのラジャスタン州では、円借款事業をてこに、女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正を実現。また、バングラデシュ、スリランカでは、SHEPの概念を活用した協力を実施。さらに、パキスタンでは、ノンフォーマル教育の普及、FAOとの連携事業におけるサバクトビバッタ被害を受けた小規模農家の生計向上支援等を実施。
- ④気候変動や防災等の地球規模課題への対応に資する事業として、ネパールでは、コミュニティによる住宅復興モデルの導入で機構対象地域の約9割の住宅完工を実現し、ネパール政府の高評価を得るとともに、他ドナーによる同モデルの横展開が実現。また、スリランカ、パキスタンでは洪水対策支援等を実施。

エ. 東・中央アジア及びコーカサス地域

- 長期的な安定と持続可能な発展という観点から、①ガバナンスの強化、②産業の多角化、③インフラ整備、④人材育成に資する事業等を実施。
- ①ガバナンスの強化に資する事業として、モンゴルでの財政・社会・経済改革開発政策借款や、ウズベキスタン、タジキスタン、ジョージアでの保健医療、災害対策、農村開発、教育分野の協力を実施。特にモンゴルでは、機構支援を通じて税法改正が実現。
- ②産業の多角化に資する事業として、モンゴルにおける農牧業バリューチェーンの構築、ウズベキスタンでの園芸農業の輸出能力強化、ジョージアでの観光業活性化等を実施。また、モンゴルでは、中小企業振興及び産業多角化に向けた事業の功績を踏まえ、機構専門家が同国大統領から北極星勲章（外国人に叙勲される最高位のもの）を受章。
- ③インフラ整備に資する事業として、モンゴル、ウズベキスタン、ジョージア、アゼルバイジャンで、空港、国際幹線道路、発電所等の質の高いインフラ整備を実施。特にモンゴルでは、「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえて支援した新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得したほか、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院。また、ウズベキスタンでは、電力分野支援として機構初の運営維持管理（Operation and Maintenance：O/M）借款に係るL/Aを締結。
- ④人材育成に資する事業として、人材育成奨学計画（JDS）、開発大学院連携、課題別研修等を通じて計256人を育成。キルギスにおけるJDS卒業生の大統領府局長（閣僚級）等、各国閣僚

及び政府要人ポストへのJDS卒業生の就任が相次ぎ、知日派リーダーの育成に大きく寄与。

- 中国では、対中ODA終了に向け40周年の対中ODAを振り返るシンポジウム等を開催し、中国経済発展における日本のODAの役割・貢献等の中国の若い世代への紹介や多数の主要メディアでの報道を通じて、日中の友好関係促進に大きく寄与。
- 日本政府の「中央アジア+日本」対話における地域共通テーマへの対応として、越境協力推進によるバッタ被害低減のため、初めて中央アジア5か国全て及びアフガニスタンを対象とした無償資金協力を実施。

オ. 中南米・カリブ地域：

- IDBや中米統合機構（SICA）等との連携を通じた①インフラ整備や②地球規模課題等への対応とともに、③日系社会支援及び日系社会との連携・協力に取り組んだ。
- ①インフラ整備に資する事業として、パナマ、ニカラグア、エルサルバドル等で都市鉄道、道路・橋梁、エネルギー等の分野における質の高いインフラ技術の活用促進のほか、中南米地域全体、キューバ、ボリビア等で運輸交通の改善に資する協力を実施。
- ②地球規模課題等への対応として、IDBとの協調融資によるエクアドル、ジャマイカ、パラグアイでの気候変動対策に向けた取組を推進。また、エクアドルでは、同国政府との地道な関係構築・強化を通じて、エネルギー分野で20年ぶりの借款再開を実現。
- ③日系社会支援及び日系社会との連携・協力として、ペルーでは、日系社会やIDBとの強固な信頼関係を基に、機構初の劣後融資、ペルー初の海外投融資、かつIDB Labとの初の協調融資として、日系人を起源とする信用組合への海外投融資供与を実現。また、海外移住資料館における各種企画展の実施や移住関連資料の収集・保管等を通じた日本国内での理解促進に取り組んだ。加えて、コロナ禍で困難な状況に置かれた各国日系団体を支援すべく、日系団体への助成金に係る制度改定を迅速に検討・実施の上、申請受付を開始（30件の追加交付を決定）。
- 全世界に先駆けてサンパウロ大学法学部に講座「日本開発研究プログラム（フジタ・ニノミヤチェア）」を開設、機構の働きかけを通じて㈱三菱UFJ銀行や三井物産㈱の寄附金が講座運営に活用。
- 各国でこれまでの機構の貢献が高く評価され、機構並びに機構元理事長及び現理事長等が受勲。具体的には、ブラジルでJICA元理事長の緒方貞子特別フェローが「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」を受章。ニカラグアで機構が大統領勲章を受章。パラグアイで機構理事長が国家功労賞（大十字勲章）を受賞。機構職員がSICA貢献勲章を受章。

カ. アフリカ地域：

- ①インフラ整備、②投資・ビジネス環境の整備・改善、③基礎生活分野の改善に資する事業等を実施。
- ①インフラ整備に資する事業として、東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」等の域内経済開発事業を実施。特にウガンダでは、東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋が完工した結果、時速80km（従前の4倍速）での通行が可能となり、輸送能力増強に貢献したほか、質の高い現場管理（4年半の歳月において死亡者ゼロ、地元雇用への寄与（現地雇用率90%等））に対して、ウガンダ大統領から謝意が表明。また、モザンビーク、ガーナ、コートジボワールでのインフラ整備事業においても、各国首脳から日本の質の高いインフラへの評価とともに謝意。
- ②投資・ビジネス環境の整備・改善に資する事業として、ABEイニシアティブやアフリカ各国での各種事業を実施し、TICAD V、VIの公約達成に貢献。また、AUDA（アフリカ連合開発庁）-NEPAD等と協力し、「アフリカカイゼン年次会合」の毎年の開催、カイゼンの効果的普及に

向けた「カイゼンハンドブック」の発表、「アフリカ・カイゼンアワード」の初開催等に取り組み。さらに、複数の高専等と「JICA－高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、これまでの手法では解決困難なアフリカの課題解決に向けた検討・実証実験を推進したほか、長岡高専と覚書を締結し、同校の授業の一環として、オープンイノベーションに関連する講義や審査会の開催、試作品製作を推進する等、新たな取組を考案・実施。

- ③基礎生活分野の改善に資する事業として、IFNA重点10か国における国別栄養改善戦略の策定を支援したほか、TICAD 7におけるIFNAのサイドイベントをAUDA-NEPADと開催し、「IFNA横浜宣言2019」を採択して援助潮流の形成に貢献。
- TICAD 7の成果文書の一つ「TICAD 7における日本の取組」の検討過程で機構の貢献策案を提案した結果、同取組48項目のうち40項目で機構関連の取組となり、策定に大きく貢献。また、TICAD 7の際、他機関等とともにサイドイベントを31件開催、延べ7,340人の参加を得たほか、「BON for Africa（アフリカ盆踊り）」を企画・実施し、TICAD 7やアフリカへの一般市民の関心を高める機会として貢献。
- 新型コロナに対応したビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」を実施。

キ. 中東・欧州地域

- ①社会的・地域的な格差是正、②国の発展を支える人材の育成、③インフラ整備及び投資環境整備、④持続的な環境保全に資する事業等を実施。
- ①社会的・地域的な格差是正に資する事業として、ヨルダンでの大学等における若年層への就職支援能力の向上支援や同国に避難している障害のあるシリア難民の社会参加促進支援、パレスチナでのジェリコ農産加工団地の開発・運営能力支援や住民主体のキャンプ改善計画の策定支援、モロッコでの農業振興や地域間格差是正に資する円借款事業等を実施。
- ②国の発展を支える人材の育成に資する事業として、「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」を累計67人派遣し、世界人道サミットでの公約達成に寄与したほか、「平和の架け橋・人材育成プログラム」を通じ、累計57人のシリア難民を留学生として受入。エジプト・日本学校では、「特活」を導入した日本式教育が評価され、累計43校のEJSがエジプト国内に開校したほか、「エジプト・日本教育パートナーシップ」を通じ累計1,138人の留学生を受け入れた。さらに、「日本・エジプト三角協力プログラムに係る協力覚書」により、アフリカから4,137人、中東（イラク・イエメン）から2,340人を受入。
- ③インフラ整備及び投資環境整備に資する事業として、イラクでは、復興支援に向けて電力・水分野の円借款事業を4件承諾したほか、産業多角化に向けた農業分野の支援も実施。また、チュニジアでは、技術協力を通じて企業80社のカイゼン活動実施を支援。さらに西バルカンでは、機構の過去の支援によるセルビア及びモンテネグロの中小企業支援体制構築の成果を、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニアに普及・展開。
- ④持続可能な環境保全に資する事業として、エジプト、ウクライナでの下水分野の協力、チュニジアでの海水淡水化の協力を実施。また、イラク、エジプト、ウクライナ、セルビア、コソボ、モルドバでは廃棄物管理や都市環境改善に向けた取組を実施。

3－4. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

(定量的実績)

【指標 5-2】「2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数」が目標値（12,000 人/年）を期間平均で約 185%上回っているほか、【指標 5-3】「アフリカにおける育成人材数」は、2018 年度に目標を達成しており、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

（定性的実績）（【指標 5-1】我が国関連政策及び地域別公約等への貢献を含む、各国・地域固有の開発課題解決に向けた、国別開発協力方針に沿った案件形成・実施状況）

複数地域に亘る取組として、新型コロナの影響を受けた各国毎の喫緊のニーズに応えるべく、緊急円借款を 12 か国に供与するとともに、長年の協力で培ったネットワークを最大限活用し、感染拡大初期から延べ 70 か国に保健関連資機材の供与や技術支援等を実施したことは、目標策定時には想定されていなかった事態への適切且つ迅速な対応として、我が国の外交政策としての新型コロナ対策支援の実現に大きく寄与した。

1－1．東南アジア地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・我が国の重要外交政策である、自由で開かれたインド太平洋の実現に資する連結性強化を通じた質の高いインフラ整備を通じてハード・ソフトの連結性の強化に資する事業として、タイ、ミャンマー間の物流改善、ヤンゴンの通関検査に要する時間の大幅短縮、ジャカルタの MRT 南北線の運行開始によるラッシュ時の移動時間の大幅短縮を実現。また、カンボジアのチュルイ・チョンバー橋（日本・カンボジア友好橋）、ラオスのビエンチャン国際空港等の整備を通じて、各国との友好関係強化や本邦企業の海外展開にも寄与したことは特筆される。
- ・同様に、自由で開かれたインド太平洋の実現に資する取組として重要である、各国の海上保安組織への技術協力や巡視艇の供与、サイバーセキュリティ対策強化研修等を積極的に実施したことは、主要外交政策の実現に大きく寄与したと言える。
- ・日・ASEAN 首脳会議における産業人材育成の国際公約の早期且つ目標を大幅に上回る達成に寄与したほか、同公約の具体的施策の一つであるタイにおける日本の高専制度の海外展開や、健康イニシアティブの早期かつ目標を大幅に上回る達成に寄与したことは高く評価される。
- ・さらに、複数国において、法の支配やグッドガバナンスの確立、留学制度を活用した人材育成に係る取組を実施し、ベトナムでは日越首脳会談の共同声明を踏まえた人材育成事業を通じて知日派リーダーを育成したことは評価される。
- ・2018 年のタイの洞窟で発生した遭難事故で、過去に日本から供与した日本製ポンプ車の派遣等によりタイ政府の捜索・救助活動に協力した機構関係者が、国王ラーマ 10 世より国家勲章を受章したことは、相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果である。

1－2．大洋州地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力強化、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止等に取り組んだことは、自由で開かれたインド太平洋の実現に資する協力として高く評価できる。
- ・自然災害や気候変動等脆弱性への対応、環境問題への取組を通じて第 7 回太平洋・島サミット（PALM 7）及び第 8 回太平洋・島サミット（PALM 8）の公約達成に資する事業を実施した。中でも太平洋気候変動センターの取組は、ハード及びソフトを総合的に組み合わせ、且つ地域横断的なセンターとして高く評価できる。
- ・パラオ拠点の開設 20 周年を受け、パラオ国議会から JICA の貢献に対する感謝状が発出されたことは、相手国政府からの高い評価の証左である。また同国において、大洋州地域初の海外

投融资案件であり、本邦企業も参画する「国際空港ターミナル拡張・運営事業」の L/A が調印されたことは、自由で開かれたインド太平洋の実現に資するとともに、パラオ独立 25 周年に同国唯一の国際空港の拡張・運営を支援するという日・パラオ関係にとっても意義深いものであり、特筆すべき成果である。

2. 南アジア地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」等、各国との公約に基づく事業を推進し、インドでは 2019 年度の借款供与国中、最高額となる新規円借款供与を実施し、バングラデシュでは、同国の過去最高水準となる新規円借款供与を実現する等、各国との関係強化に大きく貢献したことは特筆すべき成果である。
- ・インドでの高速鉄道等のインフラ事業、バングラデシュでの機構初の Equity Back Finance の貸付等を通じた同国初の日系企業向け経済特区開発の推進、パキスタンでの本邦技術を用いたインフラ整備は自由で開かれたインド太平洋の実現に資する連結性強化に繋がる支援として評価できる。
- ・ネパールでの民法制定・施行、連邦議会、州、地方選挙の円滑な実施への貢献や、保守的規範の強いインドのラジャスタン州における、円借款事業を梃子にした女性農家の水利組合員資格取得を認めるための関連法規の改正実現、アフガニスタンでの UNDP 及びトルコ政府との連携による女性警官育成等を通じた行政官の本邦受入実施は、ガバナンスの強化やジェンダー平等の観点からも好事例と言える。
- ・アフガニスタンにおける長年に亘る都市インフラ開発への支援に対して、文民対象の勲章として二番目に高いものとなる Ghazi Meer Masjidi Khan 勲章が授与されたことは、相手国政府や外部機関等から高い評価を得た成果として評価される。

3. 東・中央アジア及びコーカサス地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・質の高いインフラ整備に資する取組として、モンゴル、ウズベキスタン、ジョージア、アゼルバイジャンで、空港、国際幹線道路、発電所等の整備が実施され、特にモンゴルでは「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を踏まえて支援した新ウランバートル国際空港の事業運営権を本邦企業が獲得したほか、無償資金協力で整備した同国初の教育病院である「日本モンゴル教育病院」が開院し、ウズベキスタンでは、電力分野支援として機構初の運営維持管理借款に係る L/A を締結したことは高く評価される。
- ・加えて、キルギスにおける JDS 卒業生の大統領府局長就任等、各国における閣僚レベルの政府要人ポストへの JDS 卒業生の就任が相次ぎ、知日派リーダーの育成に大きく寄与したことは、二国関係の強化に貢献するものである。
- ・我が国がイニシアティブを取る「中央アジア + 日本」対話が目指す地域連結性強化を象徴する事業として、バッタ被害低減のため、初めて中央アジア 5 か国全て及びアフガニスタンを対象とした国際機関連携無償を実施したことは国際場裡における我が国のプレゼンス向上に資する取組である。
- ・中国では、対中 ODA 終了に向け 40 周年の対中 ODA を振り返るシンポジウム等を開催し、日本の ODA の役割・貢献等の中国の若い世代への紹介や多数の主要メディアでの報道を通じて、日中の友好関係促進に大きく寄与したほか、法制度整備支援に従事した専門家が中国政府友誼賞を授賞するなどの成果を挙げた。

4. 中南米・カリブ地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・質の高いインフラ整備に資する事業として、パナマ、ニカラグア、エルサルバドル等で都市鉄道、道路・橋梁での協力、中南米地域全体、キューバ、ボリビア等で運輸交通の改善に資する協力を実施した。
- ・外交上重要である日系社会との連携・協力として、ペルーでは、日系社会や米州開発銀行(IDB)との信頼関係を基に、機構初の劣後融資かつ IDB Lab との初の協調融資として、日系人を起源とする信用組合への海外投融資供与を実現したことは特筆に値する。加えて、新型コロナの影響で困難な状況に置かれた日系団体を支援すべく、助成金に係る制度改定を迅速に検討・実施の上、申請受付・交付を行う等、日系社会との連携強化に資する取組を戦略的に実施した。
- ・全世界に先駆けてブラジルにおいて本邦企業の寄附も得つつ、サンパウロ大学法学部に講座「日本開発研究プログラム (フジタ・ニノミヤチェア)」を開設したことは、地域の課題に対応するに当たって、外部機関とも適切に連携しつつ創意工夫を発揮し、新たな取組も積極的に活用して高い成果を挙げたものと評価出来る。
- ・ニカラグアにおいて最高位の勲章である大統領勲章を JICA が国際援助組織として初めて受賞し、ブラジルにおいて諸外国との友好関係の強化に著しく貢献したとして緒方貞子元理事長が「リオ・ブランコ勲章グランクルス位」を受賞し、パラグアイにおいて北岡理事長が国家功労賞(大十字勲章)を受賞したこと等は、相手国政府からもこれまでの協力が高い評価を得ていると認められる。

5. アフリカ地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・自由で開かれたインド太平洋の実現にも資する質の高いインフラ整備として、東アフリカ北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ「成長の環」等の域内経済開発事業を実施した。特にウガンダでは、東アフリカ北部回廊のナイル川源流橋が完工した結果、時速 80km (従前の 4 倍速) での通行が可能となり、輸送能力増強に貢献したほか、質の高い現場管理 (4 年半の歳月において死亡者ゼロ、地元雇用への寄与 (現地雇用率 90% 等)) に対して、ウガンダ大統領から謝意が表明。また、モザンビーク、ガーナ、コートジボワールでのインフラ整備事業においても、各国首脳から日本の質の高いインフラへの評価とともに謝意。
- ・TICAD の留学生受入及び産業人材育成に関する公約に関し、ABE イニシアティブやアフリカ各国での各種事業を実施し、目標を上回る早期の達成に大きく貢献した。また、アフリカ連合開発庁等と協力し、「アフリカカイゼン年次会合」の毎年の開催等、カイゼンの効果的普及に向けた取組を積極的に行った。
- ・さらに、複数の高専等とともに「JICA ー高専イノベーションプラットフォーム」を設置し、高専と協働でアフリカの課題解決に向けた検討を行い、同取組が国立高専機構の理事長賞を授賞するなど、外部機関との積極的な連携を推進する上で自主的な取組による創意工夫が認められる。
- ・TICAD 7 に関し、成果文書の一つ「TICAD 7 における日本の取組」の検討過程で積極的に貢献策を提案し、策定に大きく貢献した。また、TICAD 7 の際、他機関等とともに多数のサイドイベントを開催する等、広報・発信においても外部関係者と連携した多くの取組を行った。
- ・新型コロナに対応したビジネスプランコンテスト「NINJA Business Plan Competition in response to COVID 19」を実施し、コロナ禍においても自主的な取組を精力的に行った。

6. 中東・欧州地域

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・世界人道サミットでの公約達成に寄与すべく「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム」

を当初の目標を上回る累計 67 人派遣したことは、相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果であり、政府の国際公約に大きく貢献した成果として高く評価される。また、「平和の架け橋・人材育成プログラム」を通じ、累計 57 人のシリア難民を留学生として受入れたことは相手国の発展を支える人材育成として高く評価される。加えて、ヨルダンにおいて国際機関等（世銀、UNOPS、IFC）や本邦民間企業等と連携し、難民ホストコミュニティ支援を実施したことは、難民支援に係る創意工夫による取組として評価される。

- ・エジプト・日本学校では、「特活」を導入した日本式教育が評価され、累計 43 校の EJS がエジプト国内に開校したほか、「エジプト・日本教育パートナーシップ」を通じ累計 1,138 人の留学生を受け入れたことは、二国間関係の強化に加えて、日本式教育の普及促進にも繋がり、高く評価できる。
- ・社会的・地域的な格差是正に資する事業として、パレスチナでジェリコ農産加工団地の開発・運営能力支援や住民主体のキャンプ改善計画の策定支援を実施したこと、また、インフラ整備及び投資環境整備に資する事業として、イラクで復興支援に向けた電力・水分野の円借款事業を 4 件承諾し産業多角化に向けた農業分野の支援を継続したことは平和で安定な社会の構築が求められる同地域において重要な取組である。

（結論）

以上より、定量指標のうち「アフリカにおける育成人材数」は達成済み、「2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数」は例年 120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が多数見られること、それら成果には質的に顕著な成果が多く認められることから、中期目標における所期の目標を上回る顕著な成果が見込まれると認め、「S」評価とする。

具体的には、複数の地域において新型コロナ対応として緊急支援円借款や資機材の供与を迅速に実施したことは、新型コロナの発生という想定外の事態への対応にあたり、機構が政府の政策実現に大きく貢献した証左であり、また、東南アジア地域では、コロナ支援と併せて、政府の重要外交政策である自由で開かれたインド太平洋実現のための連結性強化や海上法執行能力の強化に資する取組に多くの進展が見られたほか、そうした取組への本邦企業の関与を促進したことは特筆すべきである。

大洋州地域においても、パラオ国際空港の案件に見られるように、象徴的かつ自由で開かれたインド太平洋の実現や質の高いインフラ投資にも資する協力が推進された。南アジア地域では、過去最高水準の対インド新規円借款及び対バングラデシュ新規円借款の供与を行い、両国との関係深化に大きく貢献した。東・中央アジア及びコーカサス地域では、モンゴルやウズベキスタンでのインフラ分野における協力で顕著な進展が見られたほか、中国では法制度整備支援に従事した専門家が中国政府友誼賞を授賞するなどの成果を挙げた。中南米・カリブ地域では、日系社会との関係強化に注力した実績を上げたほか、日本開発研究プログラムの講座開設、中南米初のドル建て借款など、創意工夫を凝らした取組を行った。アフリカ地域では コロナ禍の制約の中でも ABE イニシアティブなど留学生事業において各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、機構の自主的な取組による創意工夫を発揮した。

上記の取組を通じ、各地域における外交政策の推進に大きく貢献するとともに、地域横断的事項である 自由で開かれたインド太平洋の実現へ向けた取組を具体化させるなど、我が国の重要政策やこれまでの国際公約達成に大きく寄与した。さらに、これらの取組を推進するに当たっては、各国のニーズに合わせた新たな取組の導入など、機構の自主的な取組による創意工夫を発揮した。

これらの成果は各国・地域の情勢や特性に応じた開発協力の重点化に寄与するとともに、自由で開かれたインド太平洋実現に向けた取組を始めとして、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍

的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも顕著に貢献するものである。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

各地域の地政学的な特性を踏まえつつ、引き続き、自由で開かれたインド太平洋の実現や SDG s の達成といった政府の重要政策、また、太平洋・島サミットのフォローアップや TICAD8 等我が国が重視する各フォーラムにおけるコミットメントの達成を通じた国際場裡における日本外交の強化に寄与する取組の推進に期待する。その際、ポスト・コロナにおける各国・地域における状況や優先的な開発課題の解決に沿った事業展開を行うよう留意ありたい。

加えて、他ドナー・国際機関とも協調の上、案件形成・実施等に取り組むとともに、域内及び隣接地域を含む開発効果の高い案件の形成・実施に向け、本邦技術の効果的な活用を推進ありたい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、インフラシステム輸出戦略
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは業務・組織の見直しで指摘している重要項目のため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 29 年度～令和 2 年度外務省政策評価事前分析表 1-VI-1 経済協力 平成 29 年度～令和 2 年度行政事業レビューシート番号 0144 無償資金協力、0145 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット情報 （定量指標）	達成目標	目標値 / 年	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルティング件数	6,000 件 ⁷⁹ (2017-2021)	1,200/ 年	2,137 件	2,572 件	1,919 件	1,265 件	
②主要なインプット情報			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
予算額（百万円）			10,710	9,559	8,797	5,683	
決算額（百万円）			6,475	6,681	6,075	2,710 ⁸⁰	
経常費用（百万円）			6,687	6,794	6,302	2,995 ⁸¹	
経常利益（百万円）			△ 1,116	△ 724	△ 395	△ 30 ⁸²	
行政コスト ⁸³ （百万円）			6,689	6,782	6,302	2,995 ⁸⁴	
従事人員数			77	79	89	100	

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標： (6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 民間部門主導の経済成長を促進することで開発途上地域の発展を一層力強くかつ効果的に実現するため、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、官民連携による支援を実施する。また、中小企業を含む民間企業等の製品・技術・サービスの実態を踏まえた開発協力事業等での活用あるいはビジネス展開支援に加え、開発協力への参画企業の裾野拡大に取り組むことで、我が国企業の現地での活動の促進等による本邦地域経済の活性化にも貢献する。
中期計画：

⁷⁹ 前中期目標期間（2012-2015）の実績値の約 3%増として設定する。前中期目標期間実績平均 1,168 件 / 年

⁸⁰ 暫定値

⁸¹ 暫定値

⁸² 暫定値

⁸³ 独立行政法人会計基準の改定に伴い、2019 年度より行政サービスコストに代わり行政コストを記載。

⁸⁴ 暫定値

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

ア 民間企業等

民間企業等と、調査事業、実証事業、海外投融資事業といった事業の各段階に対応した多様な連携事業や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を他の政府関係機関等とも緊密に連携して実施する。また、我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国民間企業のニーズ等を踏まえた機構の民間企業等との連携に係る制度改善を行い、インフラ輸出及び我が国企業の現地での活動の促進にもつながる事業を形成・実施する。

イ 中小企業等

我が国中小企業等の海外展開の促進を通じ、開発途上地域の開発課題の解決を推進する。具体的には、参画企業の裾野を拡大するとともに、開発ニーズと中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化、製品・技術の開発協力事業等での活用促進及びビジネス展開支援を行う。その際、他機関との連携を強化し、相乗効果が発揮されるよう留意する。

主な評価指標（定量的指標及び実績は 2. ①参照）

- ・ 協力準備調査（PPP インフラ事業）、開発途上地域の SDGs 達成に貢献するビジネスに係る調査、民間技術普及促進事業を通じたパートナー数
- ・ 「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数
- ・ 基礎調査、案件化調査、普及・実証事業を通じたパートナー数

3-2. 業務実績

No.6-1 民間企業等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業・SDGsビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）を通じたパートナー数	51法人・団体 ⁸⁵	29法人・団体	49法人・団体	37法人・団体	43法人・団体	法人・団体
「インフラシステム輸出戦略」等政府戦略での機構に関連する具体的施策項目数	63項目 ⁸⁶	104項目	109項目 （うち、実施済み 39項目）	75項目 （うち、実施済み 3項目）	73項目 （うち、実施済み 11項目）	項目

(1) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決

① SDGsビジネスをはじめとする海外展開支援事業の形成・実施

- 協力準備調査（海外投融資）（旧協力準備調査（PPPインフラ事業））を計14件、開発途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査（旧BOPビジネス連携促進）を計10件、民間技術普及促

⁸⁵ 前中期計画目標期間（2012-2015）実績平均

⁸⁶ 2013-2015 累計値平均

進事業を計19件、案件化調査（SDGsビジネス支援型）を計40件、普及・実証・ビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）を計34件採択し、日本の民間企業等の海外展開を支援することを通じて、開発途上地域の課題解決に貢献する取組を実施した（各年度）。

- セネガルでは、これまでの機構支援で培った情報・ネットワークを活用して、カゴメ㈱と三井物産㈱がBOPビジネス連携促進調査を実施した結果、カゴメ㈱による現地法人設立、本格的なトマト栽培事業の着手につながった（2017年度）。
- バングラデシュでは、機構のSDGsビジネス調査を通じて、㈱MiupがICTとAIを駆使した遠隔医療支援の事業化検証を行った。同取組が高く評価された結果、同社は「第2回日経ソーシャルビジネスコンテスト」の大賞を受賞した（2018年度）。
- 機構が能動的に民間事業を開発課題解決に取り込むアプローチの一環で、TICAD 7を念頭に「アフリカ課題提示型募集」を行い、機構が総合的に分析・提示した開発課題の解決に向けて本邦企業の先進技術等を活用する新たな取組を始動させた（2019年度）。
- ブラジルでは、「環境配慮型省エネ空調機普及促進事業」を通じダイキン工業㈱が高効率インバータ式空調技術の理解促進を図ることを目的として、ブラジルの鉱物エネルギー省を対象に、自社の技術を活用した実測試験データに基づき、省エネと温室効果ガスの抑制における政策提言を行った。その結果、2020年7月に同国の空調機向けの省エネ基準が改正され、空調機の性能評価方法が国際的に広く用いられる評価基準のISO16358が適用されることとなった（2020年度）。
- 機構役員等のトップレベルによる業界団体、金融機関、商社、メーカー等への説明や意見交換の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2019年度には637億円、2020年度には734億円の承諾を達成する等、2か年連続して海外投融資再開後、過去最大規模の承諾を達成（累計47件）した。
- G7で採択された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資として、女性を含む低所得者層の金融アクセス改善を目的に五常・アンド・カンパニー㈱との出資契約に調印した（2019年度）。
- 機構初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、またIDB Labとの初の協調融資として、日系社会を起源とするアバコ貯蓄信用組合への資本性劣後融資の供与を決定した（2019年度）。
- コロナ禍における中小零細事業者、低所得者、女性といった外的ショックに脆弱な層が抱える差し迫った資金需要にこたえていくことを目指し、インド向け「低所得者向け住宅普及支援事業」、全世界向け「COVID-19新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等を実施した（2020年度）。

② 他機関との協調融資の促進

- IFC、ADB、USDFC等の開発金融機関と累計11件、協調融資案件を実施した（各年度）。
- 米国海外民間投資会社と覚書を締結した。また、Citibankと初の協調融資をブラジルで実施した（2018年度）。
- AFD、EIB、AfDBとの間で協調融資の更なる促進に向けた覚書を締結した（2019年度）。
- ㈱三井住友銀行との間で、協調融資における共通の事業効果測定方法・モニタリング手法を用いる「サステナブルファイナンス・フレームワーク」に合意した（2020年）。

③ 民間企業との連携を強化する取組

- 民間企業との連携促進のため、機構の企業連携強化方針を策定の上、国内外の全部署で企業連携

担当者を2名任命して「企業連携ネットワーク」を構築した（2019年度）。

- 民間企業との連携を一層推進するに当たり、企業との連携情報を機構内で共有する体制を整備すべく企業情報統合データベースの設計等構築を進めた（2020年度）。

(2) インフラ輸出及び日本企業の現地での活動促進

① インフラシステム輸出に資する発信、制度改善

- インフラ輸出の推進体制強化に向け、外部有識者による諮問委員会を開催したほか、経協インフラ戦略会議において、テーマに応じた機構事業情報のインプット等を実施した（各年度）。
- 円借款や海外投融資等の制度改善として、協力準備調査のプロポーザル評価において、迅速化提案を加点する新制度を導入する等の取組を通じ、一部案件の形成において詳細設計及び調達手続きが短縮化された（2017年度）。
- 業界団体及び本邦企業からのヒアリング等を踏まえた円借款の本邦技術活用条件（STEP：Special Terms for Economic Partnership）制度改善や、企業提案型事業の既存の各制度を整理・統合した「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を新たに導入する等、制度改善に取り組んだ（2018年度）。

② インフラ輸出につながる事業の形成・実施

- 日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づき、ハードとソフトのパッケージでの海外展開による質の高いインフラの推進とともに、人材育成や実施機関の能力構築等への支援を行う技術協力と円借款を有機的に連携させた協力に取り組んだ（各年度）。
- 本邦技術を活用した案件形成の推進及び調達プロセスにおける技術仕様の精緻な確認を進めた結果、円借款事業における本邦企業受注率の年間平均が、2014年度以前は30～40%台で推移していたなか、2016年度以降は60%以上に向上した（各年度）。
- フィリピンでは、無収水対策での民間企業の投融資を奨励するため、初の現地通貨建て融資、民間金融機関（日系メガバンク2行）との協調融資を実施した（2017年度）。
- パラオでは、機構の協力準備調査（PPPインフラ事業）を通じて、国際空港ターミナルビル拡張・運営事業への双日・日本空港ビルデングの参画が実現した（2018年度）。
- トンガでは、機構の民間技術普及促進事業を通じて、沖縄県の(株)プログレッシブエナジーが有する可倒式風力発電技術（サイクロン接近時に設備本体を倒して被害を避けることができる技術）がトンガ政府関係者から高く評価され、無償資金協力事業の落札につながった（2018年度）。
- インフラ海外展開に関し、ハイスpek 借款の第1号案件、O&Mビジネス拡大に向けた公的金融の活用に資する案件を承諾した（2019年度）。

(3) SDGs達成に向けた貢献

- 各海外投融資や他機関との協調融資、「SDGsビジネス支援型」を通じ、あらゆる分野のSDGs達成に向けて貢献した。

(4) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍にあってもIFC、ADB、IDB、AfDB、USDFC等の二国間開発金融機関（DFI）パートナー、民間金融機関とのリモート協議等を通じて協調融資を促進し、IFC、ADB、USDFCとの事業を承諾

した。民間金融機関との協調融資案件も5件承諾した（2020年度）。

- ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、開発途上地域の社会に貢献し得る本邦企業の有用な技術・製品について、経済インフラ分野、地球環境分野、保健医療分野、教育・社会保障分野の4分野を対象に、企業からの提案を募集した。各分野10件（計40件）の提案についてODA事業への活用可能性について調査を実施した（2020年度）。

(5) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

より質の高い事業の実施や機構事業後の企業による開発途上国の課題解決に貢献するビジネスの実現を促進することが課題であり、引き続き、他の公的機関や金融機関とも連携することにより対応していく。

No.6-2 中小企業等

関連指標	基準値	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
中小企業・SDGsビジネス支援事業（中小企業型）を通じたパートナー数	99法人・団体 ⁸⁷	131法人・団体	118法人・団体	143法人・団体	92法人・団体	法人・団体

(1) 中小企業等

① 中小企業等の技術の活用や事業化の促進

- 基礎調査を計104件、案件化調査（中小企業支援型）を計254件、普及・実証事業（普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型））を計126件採択し、日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて、開発途上地域の課題解決に貢献する取組を実施した（各年度）。
- スリランカでは、㈱カワシマが、廃棄物から良質のコンポストを製造する普及・実証を行った結果、スリランカ政府より高く評価され、コンポストプラントの購入契約（約8億円規模）の締結に至った（2017年度）。
- フィリピンでは、BEMAC㈱が、環境負荷を低減する電動三輪自動車（Eトライシクル）の実証を行った結果、排気ガスによる大気汚染が深刻なマニラ市政府に対して、電動三輪自動車280台を納入するに至った（2017年度）。
- インドネシアでは、㈱あ印が、同国で有効利用されていない縞タコの高付加価値化や生産体制に係る実証を行った結果、2018年度は約200トンの水揚げを記録した。日本・中国向けの輸出も始まり、同国漁業関係者の生計向上を実現したほか、原料不足に悩む提案企業の地元水産業界（茨城県）にも大きく裨益した（2018年度）。
- タイでは、クモノスコーポレーション㈱が、橋やダム等インフラ構造物に入るコンクリートのひび割れを迅速かつ正確に計測するシステム「KUMONOS」の実証を行った結果、「ラマ8世橋」のひび割れ計測業務の受注や、国土交通大臣表彰「第2回JAPANコンストラクション国際賞」の受

⁸⁷ 前中期目標期間（2012-2015）実績平均

賞につながった（2018年度）。

- ミャンマーでは、北島酸素㈱が高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島ROCシステム」の実証活動を約2年間実施した結果、同国全体の医療酸素の質の向上に寄与していることが確認され、現地法人の設立、販売につながった（2019年度）。
- ベトナムでは、白金運輸㈱がベトナムのバリア・ブンタウ省に初の日系物流倉庫を開業した（2019年度）。
- インドでは、㈱岐阜多田精機が「モジュール金型」に係る普及・実証事業を行い、前進の案件化調査を経て設立した現地合弁会社を通じて、事業期間中に、現地自動車企業へ1億円規模の金型を販売した（2019年度）。
- ケニアでは、キャストリア㈱（長野県）がオンライン教育とスクーリングを併用したプログラミング人材養成講座を活用した教室事業の展開及び同国のICT人材創出を目指して基礎調査を実施し、自社製品のデジタル教育ツールを、現地の教育省傘下の機関であるケニア・カリキュラム開発機構に提案した結果、プログラミング教材が小学校4年生向けの公式教材として認定された（2020年度）。
- 参画する中小企業の裾野拡大に向けて、全国各地で「中小企業海外展開支援セミナー」を計706回開催し、延べ16,251社、31,809人が参加した（各年度）。また、民間企業のみならず、金融機関、大学関係者、自治体、NGO等を対象として、開発途上国側のニーズを共有・発信する「開発途上国課題発信セミナー」（延べ3,589人の参加）を開催した（2018～2020年度）。さらに、機構の中小企業・SDGsビジネス支援事業の採択済み企業向けに「ビジネス実現支援セミナー」（計539人参加）を開催した（2019年度）。

② 開発協力で参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善

- 提案型事業の対象を中堅企業にも拡大したほか、「開発途上国発イノベーション枠」を導入し、販売実績のない研究・試作・実証段階であっても、開発途上国地域の課題解決に資する革新的技術・製品並びにアプローチを用いて取り組む制度の運用を開始した（2017年度）。
- 日本の質の高いインフラ輸出につながる中小・中堅企業の有する技術を活用する「インフラ整備技術推進特別枠」、国内各地の産業集積地に蓄積されている技術・ノウハウ・ネットワークを活用する「地場産業集積海外展開推進枠」を新設した（2018年度）。
- 機構本部における民間連携事業の再編を行い、民間連携事業部が一元的に所掌する形で、効果的かつ一体的な事業ができる体制を整備するとともに、企業との関係深化、案件形成・監理の質の向上に向けて、案件主管部署の国内拠点への移管を進めた（2019、2020年度）。
- 中小企業・SDGsビジネス支援事業に係るビジネス化助言アドバイザーを配置し、事業実施中・終了後の企業へのビジネス化実現促進へ向けた助言を56件行った（2020年度）。
- 契約時に提案法人代表者が自署したコンプライアンスに係る誓約書の導入、会計士への委託による経費実地検査の開始、継続与信調査のための財務状況確認、中小企業・SDGsビジネス支援事業執務要領の改定等を進め、不正防止策等を強化した（2020年度）。

③ 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成

- 地域金融機関との間で業務連携に関する覚書を2020年度末までに累計27行と締結し、金融機関とのネットワーク強化に取り組んだ。この成果の一例として、地方銀行と連携して発掘した企業

が機構の民間連携事業の採択に至った事例、事業実施中に連携金融機関が「つなぎ資金」を融資した事例、連携金融機関が機構事業後の現地ビジネス展開に必要な資金を融資した事例等が生まれた（各年度）。さらに、こうした事例を促進すべく、中小企業・SDGsビジネス支援事業において2020年度第2回公示より「地域金融機関連携案件」の募集を開始し、2021年4月、7件を採択。また、中小企業の海外展開の促進、外国人材の適正な活用の促進及びこれらを通じた開発途上地域の課題解決のため、機構と信金中央金庫の連携促進を目的とする覚書を締結した（2020年度）。

- JETROと機構の中小企業海外展開支援メニューや連携実績を掲載したパンフレットを作成した。また、2018年7月には連携覚書を締結してイベントでの協働等を推進した。さらに、2019年8月にはアフリカ地域での中小企業等の事業展開を支援するための業務協力覚書をJETRO-JICA-UNDPの3者で締結し、機構案件へのJETRO及びUNDPからの追加的な支援の可能性を探る伴走型支援が開始された（各年度）。
- （独）中小企業基盤整備機構（中小機構）とともに、支援メニューを相互に紹介する勉強会を実施したほか、中小機構主催の展示会・商談会への出店及び後援を通じて、機構の支援メニューを幅広く広報した（2018、2019年度）。また、機構と中小機構が有するノウハウやネットワークを有効活用し、中小企業の海外展開支援等における協力を更に強化することを目的として、業務連携に係る覚書を締結した（2020年度）。
- 国土交通省が進めるプラットフォーム「中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）」に参画した（2017、2018年度）。
- 優れた技術・製品を有する中小企業の発掘と企業の海外展開を促進するため、損害保険会社3社と業務連携に係る覚書を締結した（2019年度）。
- 自治体との連携を促進し、2018年9月より、郡山市産業政策課に国際協力推進員を派遣したほか、高知県商工労働部工業振興課を中心に設立された「高知県ODA案件化サポートチーム」にメンバーとして参画した。また、熊本県内企業の海外展開支援等にも貢献することを目指して、2019年10月に熊本県と連携協定を締結した。
- 企業が海外展開ビジネスを成功させた優良事例や教訓等を、積極的に業界紙（日刊工業新聞、日刊建設工業新聞等）、地方新聞等へ広報・発信した。

(2) SDGs 達成に向けた貢献

- 企業提案型の事業について、提案ビジネスを通じて貢献を目指すSDGs Gaolを選択するように企画書様式を改訂する等工夫した。その結果、Gaolへの貢献を意識した提案が500社以上から提出され、17のGaol全てに対する提案を採択する等、中小企業へのSDGsの普及やその達成に向けた貢献への参画促進につながった。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大を受けた取組

- コロナ禍の影響を踏まえ、従来の海外渡航を伴う提案に加え、海外渡航を前提とせず実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とした。また、案件採択から契約締結までの迅速化に向け、普及・実証・ビジネス化事業において、機材調達を除き、遠隔（国内）にて業務開始が可能な場合に限り、迅速に契約締結を可能とする新型コロナ下限定の措置を導入した（2020年度）。

(4) 事業上の課題及び期末に向けた対応方針

新型コロナウイルスの感染拡大傾向が継続する状況下において、企業の海外展開に向けた着実な準備・検討の促進が課題であるが、中小企業・SDGs ビジネス支援事業の2020年度第2回公示で、海外渡航を前提としない「遠隔実施型」での事業提案を可能としたように、引き続き柔軟な対応を行う。

3-3. 中期目標期間（見込）評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：S

根拠：

【中期目標達成の見込み】

過年度の定量的実績から、中期目標の定量的目標を大きく上回り達成することが見込まれる。質的な観点からも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的成果（法人の自主的な取組による創意工夫）を満たしており、成果の最大に向けた取組で所期の目標を大幅に上回る形で成果をあげていることから、中期目標における所期の目標の大幅に上回る形で達成が見込まれる。

【定量的指標（政策への貢献については下線付記）】

中期目標で設定された定量的指標（開発途上国地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数）は、目標水準を上回る成果をあげている。

【質的成果】

ア. 民間企業等：

- SDGsビジネスをはじめとする海外展開支援事業として、協力準備調査（海外投融資）を計14件、開発途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査を計10件、民間技術普及促進事業を計19件、案件化調査（SDGsビジネス支援型）を計40件、普及・実証・ビジネス支援事業（SDGsビジネス支援型）を計34件採択・実施。
- カゴメ㈱によるセネガルでの現地法人設立・事業化、㈱Miupによるバングラデシュでの遠隔医療支援の事業化検証の実施（同社は「第2回日経ソーシャルビジネスコンテスト」の大賞を受賞）、ダイキン工業㈱の実測試験データに基づく政策提言を通じたブラジルでの空調機向けの省エネ基準の改正等の成果が発現。
- TICAD 7を念頭に「アフリカ課題提示型募集」を行い、機構が総合的に分析・提示した開発課題の解決に向けて本邦企業の先進技術等を活用する新たな取組を始動。
- 機構役員等のトップレベルによる各方面への説明や意見交換の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2019年度、2020年度ともに海外投融資再開後、過去最大規模の承諾を達成（累計47件、2019年度：637億円、2020年度：734億円）した。
- G7で採択された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資事業実施。
- コロナ禍で差し迫った中小零細企業の資金需要に応えるべく、インド向け「低所得者向け住宅普及支援事業」、全世界向け「COVID-19新興国中小零細企業支援ファンド」、メキシコ向け「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」、エジプト向け「中小零細企業支援事業」等の海外投融資事業実施。
- 機構初の劣後融資、ペルーにおける初の海外投融資、またIDB Labとの初の協調融資として、日系社会を起源とするアバコ貯蓄信用組合への資本性劣後融資の供与を決定。
- IFC、ADB、米国国際開発金融公社（USDFC）等の開発金融機関との協調融資や、Citibankと

の初の協調融資を実施したほか、フランス開発庁（AFD）、欧州投資銀行（EIB：European Investment Bank）、AfDB、米国海外民間投資会社と協調融資の促進に向けた覚書を締結。

- コロナ禍で有用な本邦企業の技術・製品の提案を募集し、ODA事業への活用可能性に係る調査を実施。
- 日本政府の「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略2025」に基づき、ハードとソフトのパッケージでの海外展開による質の高いインフラの推進とともに、技術協力と円借款を有機的に連携させた協力を推進。
- 技術仕様の精緻な確認を進めた結果、円借款における本邦企業受注率の年間平均が、2014年度以前は30～40%台で推移していたなか、2016年度以降は60%以上を達成。
- パラオでの協力準備調査（PPPインフラ事業）を通じた国際空港ターミナルビル拡張・運営事業への双日・日本空港ビルデングの参画や、トンガでの民間技術普及促進事業の成果を踏まえた沖縄県の㈱プログレッシブエナジーによる無償資金協力事業での落札等、日本企業の現地での活動促進に資する成果が発現。

イ. 中小企業等：

- 中小企業等の技術の活用や事業化促進に向けて、基礎調査を計 104 件、案件化調査を計 254 件、普及・実証事業を計 126 件採択。
- スリランカ政府と㈱カワシマによるコンポストプラントの購入契約（約 8 億円規模）の締結、マニラ市政府による大気汚染対策のための電動三輪自動車 280 台の納入、タイでのクモノスコーポレーション(株)による「ラマ 8 世橋」のひび割れ計測業務の受注や国土交通大臣表彰「第 2 回 JAPAN コンストラクション国際賞」の受賞、ミャンマーでの北島酸素(株)による現地法人の設立及び高品質な医療酸素を安定的に供給する「北島 ROC システム」の販売、インドでの㈱岐阜多田精機による現地合弁会社の設立及び自動車企業へ金型の販売、ケニアでのキャスタリア(株)提案のプログラミング教材の公式教材としての認定、ブラジルでの褥瘡（じょくそう）予防器具の国家認証・登録の短期間完了による提案企業による現地法人の設立等、数多くの成果が発現。
- 開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた不断の制度改善を行い、販売実績のない研究・試作・実証段階でも提案可能な「開発途上国発イノベーション枠」、質の高いインフラ輸出につながる「インフラ整備技術推進特別枠」、国内各地の産業集積地の技術・ノウハウ・ネットワークを活用する「地場産業集積海外展開推進枠」を新たに導入したほか、案件主管部署の国内拠点への移管やビジネス化助言アドバイザーの配置等、企業との関係深化、案件形成・監理の質の向上に向けた取組を推進。
- 他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成を推進し、JETRO、UNDP、(独)中小企業基盤整備機構（中小機構）、地域金融機関 27 行、損害保険会社 3 社等との業務連携に係る覚書締結・協働を実施。
- 地域金融機関との連携を通じて、地方銀行と連携して発掘した企業が機構の民間連携事業の採択に至った事例、事業実施中に連携金融機関が「つなぎ資金」を融資した事例、連携金融機関が機構事業後の現地ビジネス展開に必要な資金を融資した事例等が発現。
- 全国各地での「中小企業海外展開支援セミナー」（計 706 回開催、延べ 16,251 社、31,809 人参加）をはじめ、各種セミナー開催等を通じ、参画する中小企業等の裾野拡大に大きく貢献。

3－4. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

(定量的実績)

【指標 6-5】「開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数」が 2020 年度末時点で目標値（6,000 人）を上回る 7,893 人となっており、中期目標期間において着実に指標を達成していると考えられる。

(定性的実績)

1. 民間企業等（【指標 6-2】「我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国の民間企業のニーズ等を踏まえた制度改善、及びインフラ輸出にもつながる事業の形成・実施状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業として、協力準備調査（海外投融資）を計 14 件、中小企業・SDGs ビジネス支援事業では途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査を計 10 件、民間技術普及促進事業を計 19 件、案件化調査（SDGs ビジネス支援型）を計 40 件、普及・実証・ビジネス支援事業（SDGs ビジネス支援型）を計 34 件採択・実施した。カゴメ(株)によるセネガルでの現地法人設立・事業化や(株)Miup によるバングラデシュでの遠隔医療支援の事業化検証の実施により同社が「第 2 回日経ソーシャルビジネスコンテスト」の大賞を受賞したこと等は高く評価できる。
- ・各方面への説明や意見交換の実施、国際金融機関との連携強化等を通じて、2019 年度、2020 年度ともに海外投融資再開後、過去最大規模の承諾を達成（累計 47 件、2019 年度：637 億円、2020 年度：734 億円）した。
- ・ハードとソフトのパッケージでの海外展開による質の高いインフラの推進とともに、技術協力と円借款を有機的に連携させた協力の推進は、政府の政策としての「インフラシステム輸出戦略（令和 2 年度改訂版）」及び「インフラシステム海外展開戦略 2025」への貢献と言える。こうしたインフラ輸出の取組強化の結果、2014 年度以前は 30%～ 40%台で推移していた円借款における日本企業受注率が 2016 年度以降は 60%以上に向上したことは特筆に値する。
- ・G7 シャルルボワ・サミットで合意された「2X Challenge: Financing for Women」に寄与する初の海外投融資事業の実施や、TICAD 7 を念頭とした「アフリカ課題提示型募集」による本邦企業の先進技術等を活用する新たな取組を推進したことは、国際場裡の日本のプレゼンス強化のために重要な役割を果たした。
- ・コロナ禍における中小零細事業者、低所得者、女性といった脆弱層の資金需要に応じていくことを目指した協力を、多地域・他分野に亘って実施したこと、また、ウィズ／ポストコロナを見据え、途上国に貢献しうる日本企業の有用な技術・製品の提案について ODA 事業への活用可能性を調査したことは、時宜を得た取組と言える。

2. 中小企業等（【指標 6-4】「政府関係機関や経済団体、地方自治体等の関係機関との連携強化等を通じた開発協力へ参画する企業の裾野拡大のための取組状況」）

中期計画の取組を着実に実施したことに加え、以下の特筆すべき実績が認められた。

- ・中小企業等の技術の活用や事業化促進に向けて、基礎調査を計 104 件、案件化調査を計 254 件、普及・実証・ビジネス化事業を計 126 件採択した。スリランカにおけるコンポストプランクの購入契約の締結、マニラでの大気汚染対策のための電動三輪自動車 280 台の納入、タイでの「ラマ 8 世橋」のひび割れ計測業務の受注や国土交通大臣表彰「第 2 回 JAPAN コンストラクション国際賞」の受賞等、数多くの中小企業と途上国の課題解決の双方に資する成果が発現。
- ・開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた不断の制度改善を行い、販売実績のない段階でも提案可能な「途上国発イノベーション」を応募勸奨分野として、途上国の課題解決に資

する革新的技術・製品並びにアプローチを用いて取り組む制度の運用を開始したほか、質の高いインフラ輸出につながる中小・中堅企業の有する技術を活用する「インフラ整備技術推進案件」、国内各地の産業集積地の技術・ノウハウ・ネットワークを活用する「地場産業集積海外展開推進案件」を新たに設定したことは、今後の更なる中小企業関連の事業展開に繋がる点が評価される。

- ・他機関との連携強化及び優良企業の発掘・優良案件の形成を推進し、多くの関係機関との業務連携に係る覚書締結・協働を実施した。また、地域金融機関との連携を通じて、民間連携事業の採択に至った事例、事業実施中に連携金融機関が「つなぎ資金」を融資した事例、連携金融機関が事業後の現地ビジネス展開に必要な資金を融資した事例等は、包括的な支援体制が構築されたとして評価される。
- ・全国各地での「中小企業海外展開支援セミナー」（計 706 回開催、延べ 16,251 社、31,809 人参加）をはじめ、各種セミナー開催等を通じ、参画する中小企業等の裾野拡大に大きく貢献した。

（結論）

以上により、定量指標が 120%を越える結果を得ていること、中期計画において予定されていた取組を着実に実施しているほか特筆すべき定性的な成果が顕著とは言えないまでも多数見られることから、中期目標における所期の目標を上回る成果が見込まれると認め、「A」評価とする。

具体的には、開発協力大綱や SDGs でも重視されている開発への民間資金の活用や、政府全体の政策として「インフラシステム海外展開戦略 2025」等で推進する本邦企業による質の高いインフラ投資を一層推進すべく、SDGs ビジネスをはじめとする海外展開支援事業等の様々な取組を積極的に推進し、高い成果を上げた。海外投融资の実施体制を強化し、規模として最大の承認額を達成したほか、2014 年度以前は 30%～40%台で推移していた円借款における日本企業受注率が 2016 年度以降は 60%以上に向上したことは特筆に値する。

中小企業を含む民間企業との連携強化に向け、国際機関や国内関係機関との連携の促進や各種の有識者会合の実施、機構内の組織体制強化に積極的に取り組み、また、新型コロナの影響を踏まえた、途上国に貢献しうる日本企業の有用な技術・製品について ODA 事業への活用可能性を調査する新たな取組を導入したり、海外渡航を前提とせず実施可能な「遠隔実施型」での提案を可能とする制度設計を行うなど、自主的な取組が多数見られたことも評価される。

これらの成果は途上国における民間部門主導の経済成長促進に寄与するとともに、我が国企業の現地での活動の促進等による本邦地域経済の活性化を始めとして、開発協力大綱に掲げる「我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護」等にも顕著に貢献するものである。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

あくまで途上国の経済発展を一次的な目標としつつも、インフラシステム海外展開戦略 2025 等の政府の方針の実現に貢献すべく、これまでの ODA を通じた質の高いインフラ輸出に係る教訓を活かした取組を通じ、本邦企業によるインフラ輸出等にも貢献する形で、戦略的に ODA を活用していくことが引き続き重要。

その観点から、海外投融资の実施体制を強化し、他の政府関係機関や国際機関を含む関係機関等とも緊密に連携した上で、本邦企業が有するリソースを活用した途上国の課題解決への貢献に資する取組を実施することを期待する。その際、事業後のビジネスの実現に繋げるべく、他の公的機関や金融機関とも連携して対応ありたい。

また、参画する中小企業等の裾野を拡大し、地方の中小企業を含む日本の民間資金や技術を活用した事業を展開し、ODA の触媒としての役割が発揮されるよう、民間企業を含む様々なアクターと

の一層の連携強化や民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・態勢の見直し、連携強化に向けた人材の育成が期待される。

＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等）
特になし。